

第3次 岐阜県食育推進基本計画

(計画期間:平成29年度～平成33年度)



未来へつなぐ
清流の国ぎふの
食育

第3次 岐阜県食育推進基本計画 (計画期間:平成29年度～平成33年度) 未来へつなぐ清流の国ぎふの食育



未来へつなぐ
清流の国ぎふの
食育



第3次 岐阜県食育推進基本計画

平成29年3月

岐阜県健康福祉部保健医療課

TEL 058-272-1111(代) <http://www.pref.gifu.lg.jp/kenko-fukushi/kenko-iryo/shokuiku/>



岐
阜
県

岐阜県
平成29年3月



目 次

第1章 計画の基本的事項

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	食育推進会議	3
5	県民運動の展開 ～県民・関係団体と協働して進める食育推進体制～	3
6	関係者の役割	4
7	計画の進捗管理	5

第2章 食を取り巻く現状

1	食を取り巻く社会情勢	8
2	健康の状況	10
3	食物（栄養）摂取の状況	14
4	食育への関心度	16
5	食生活の状況	17
6	食と歯のかかわり	20
7	食文化の継承と伝承	20
8	食と農のかかわり	21
9	食の安全・安心	23
10	体制整備	24

第3章 第2次計画等の成果と課題

1	第2次計画「めざす県民の姿の設定」	25
2	達成状況から見た今後の課題	26

第4章 食育推進の基本的な考え方

1	食育の基本理念	29
2	食育の目的と重点世代	29
3	3つの基本方針	30
4	目的を実現するための5つの目標	31
5	5つの目標を達成するための指標項目と目標値	31
6	岐阜県食育基本条例における施策の基本となる事項	33
7	岐阜県食育基本条例「施策の基本となる事項」と「5つの目標」の整理	35

第5章 5つの目標を達成するための取組

1	5つの目標	38
	目標1 食の重要性を理解し、健康な食を実践できる	38
	目標2 楽しく食事をする習慣を身につける	44
	目標3 食の安全性を理解した行動ができる	48
	目標4 地域の伝統的な食文化を理解し、継承できる	51
	目標5 食と農と自然と生命のつながりを理解し、感謝の気持ちをもてる	54
2	体制整備	57
3	食農教育の推進	60
4	5つの目標を達成するための県民の実践項目	62

関係機関・団体が取り組む事業例

参考資料		73
------	--	----

1 計画策定の趣旨

食育基本法は、近年における国民の食を取り巻く環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育み、健康で文化的な国民の生活と豊かで活力のある社会の実現に寄与することを目的として、平成17年6月に制定されました。同法では、食育に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定め、総合的かつ計画的に推進することとしています。

岐阜県では、食育基本法、岐阜県食育基本条例に基づき平成19年3月に「岐阜県食育推進基本計画（平成19年度～平成23年度）」（以下「第1次計画」という。）、平成24年3月に「第2次岐阜県食育推進基本計画（平成24年度～平成28年度）」（以下「第2次計画」という。）を策定しました。

第1次計画では、県民の皆さんが「食」の大切さを考え、併せて「食」を生み出す「農」の重要性を理解して健全な食生活を実践できることを目指し、県・市町村・関係者・団体が連携し、子供とその保護者への食育を重点的に推進しました。

第2次計画では、心身の健康増進と豊かな人間形成の実現を目指し、子供から高齢者までのライフステージに応じた食育「生涯食育社会」の構築と、子供と保護者を軸とし、食生活や生活習慣の課題の多い青年期層（16～39歳）を重点に食育を推進しました。

その結果、学校給食における地場産物の使用割合の増加や、朝市・直売所の販売額、市町村食育推進計画の策定など、食育は着実に推進されてきました。

しかし、高齢者等の単身世帯やひとり親世帯、共働き世帯など世帯構造の変化や、食に関する価値観、ライフスタイルの多様化など健全な食生活を実践することが困難な場面も増えてきています。

食塩等の過剰摂取、特に若い世代にみられる野菜の摂取不足や朝食の欠食など、食習慣の乱れからくる肥満、糖尿病等の生活習慣病についても引き続き課題となっています。また、高齢化が急速に進展する中、健康寿命の延伸は岐阜県においても重要であり、食育の観点からも積極的な取組が必要です。

このため、今後も、継続して県民、関係者が相互理解を深めながら、それぞれの立場で主体的に取り組み、さらに、多様な暮らしに対応し、生涯にわたって中断のない食育を推進する必要があります。

また、食に対する感謝の念を深めるために、生産から消費に至るまでの食の循環を意識することや、伝統的な食文化に関する関心と理解を深め、岐阜県の豊かな農林水産業に親しみ活用する地産地消を推進することも重要です。

第2次計画に基づく各種取組や指標の達成度及び岐阜県食育推進会議からの提言、国の第3次食育推進基本計画をもとに、岐阜県の特性を生かした食育を総合的かつ計画的に推進するために「第3次計画（平成29年度～平成33年度）」を策定します。

4 食育推進会議

食育の推進に当たっては、県民、食育に関わる関係機関や団体が情報を共有し、連携を図り、それぞれの役割を果たすことが重要です。

そのため、平成18年度に食育推進関係団体で構成する「岐阜県食育推進会議」及び「5圏域食育推進会議」を設置し、広く県民や関係者の意見を聴取し、計画策定に反映させるとともに効果的な施策の推進に努めています。

今後、計画に基づいて食育を県民運動として推進するためには、同会議を中心とし、家庭や地域・学校での実践団体、地域での支援団体、食環境の整備支援団体、さらに産地・生産者団体など、あらゆる関係機関や団体との連携体制を強化しながら、地域に根ざした活動を展開していきます。また、職域保健関係機関と協働し、働き盛り世代への食育を推進します。

さらに、県関係各課で構成する「食育推進連絡会議」において、関係機関・団体及び各課の調整を図り、活動支援を進めるとともに、計画に基づく進行管理を実施します。

○岐阜県食育推進会議

県民と協働し、食育の推進方策の検討、関係機関の連携のため平成18年5月に「岐阜県食育推進会議」を設置。関係団体等の代表者21名で構成。

○圏域食育推進会議

県下5圏域に「圏域食育推進会議」を設置し、圏域の食育を関係団体等と協働で推進。

○岐阜県食育推進連絡会議

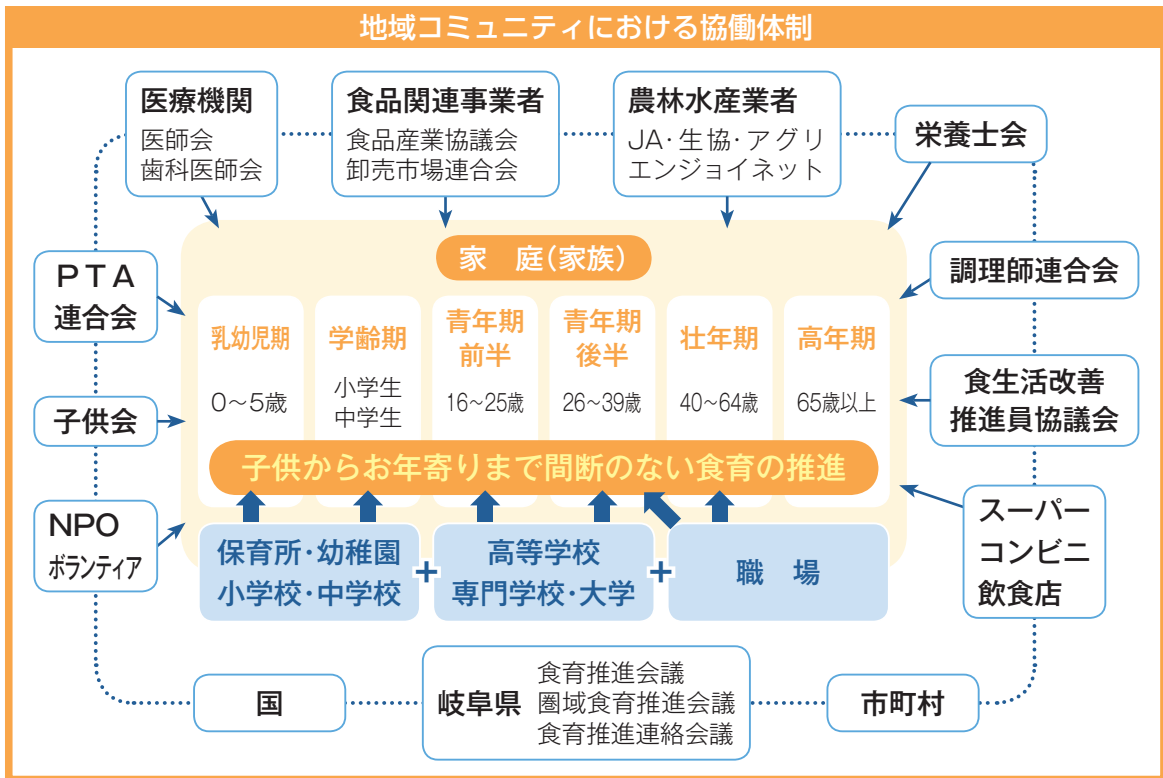
食育に関する施策の企画立案、総合調整、進行管理のため、平成18年5月に庁内に「岐阜県食育推進連絡会議」を設置。4部と教育委員会の26名で構成。

5 県民運動の展開 ～県民・関係団体と協働して進める食育推進体制～

食育は、健康や教育・農業・食文化など幅広い分野にわたり、関係者や関係団体の連携や協力を得ながら、県民一人ひとりが自ら取り組む県民運動として推進していく必要があります。

また、県民一人ひとりが食育の意義や必要性等を理解するとともに、これに共感し、自ら主体的に食育を実践し、生涯にわたり続けることが重要です。

そのため、県民の健康づくりや食育に関連する施策を行っている関係課、地域に密着した活動を行っている市町村、教育、保育、医療及び保健、社会福祉の関係者、食品の製造、加工、流通、販売、調理など食に関わる食品関連事業者、農林水産業の関係者、さらに様々な民間団体やボランティア等、それぞれの特性や能力を生かし、様々な分野において力を出し合うとともに、地域コミュニティを生かした協働体制による関係者のネットワークの構築と全県的な普及啓発を積極的に進め、食育を県民運動として推進することを目指します。



6 関係者の役割

(1) 県民

家庭、職場及び地域社会や学校、保育所等において、生涯にわたる健全な食生活の実現にむけて主体的に取り組めます。

(子供の保護者)

家庭が食育の推進において重要な役割を担うことを認識し、子供への食育を推進するとともに、健全な食生活の実現を図るように努めます。

(2) 教育関係者

家庭や地域等との連携を図りながら、子供の望ましい食習慣の形成に向け、積極的に食育を推進します。また、学校給食に地場産物を積極的に使用し、食に関する指導の生きた教材として活用します。

(3) 農林水産業者

農林水産業についての様々な体験学習の機会を提供し、自然の恩恵と食べ物の生産過程、その生産に関わる人々の活動の重要性について県民の理解を深めるように努めます。

(4) 食品関連事業者

食育に関する様々な体験学習の機会や食に関する情報の提供を行います。また、食品の安全性の確保及び適正な食品表示に取り組めます。

(5) 医療、保健、福祉関係者

他団体と連携し、あらゆる機会や場所を利用して健康や食に関する指導、情報提供を積極的に推進します。

(6) 職域保健関係者

事業者（人事労務担当者、職場管理職等）が従業員の健康や食育を価値あるものと考え、地域と連携し職場における食育、健康支援に積極的に取り組みます。

(7) 市町村

県民に最も身近な市町村は、市町村食育推進計画に基づき、関係者と協働し、地域の特性を活かした食育を推進します。

(8) 県

食育が、全ての世代を対象とし、食の生産から消費までのあらゆる場面を視野に入れて実践されるように施策を総合的かつ計画的に推進します。また、県民一人ひとりが食育を実践するために、関係機関・団体と連携を深め、県民運動として食育の取組が展開されるように努めます。

(9) 国

「食育推進基本計画」に基づき、地方公共団体や関係団体等と連携を図り、食育を国民運動として推進するための施策を総合的かつ計画的に推進します。

7 計画の進捗管理

(1) 評価・公表

本計画の進捗状況を適切に把握し、客観的な評価を行い、これを踏まえた施策の見直しと改善に努めます。また、岐阜県食育基本条例第22条に基づき、毎年度、食育の推進に関して講じた施策について議会に報告をし、その報告を公表します。

(2) 実態調査の実施と活用

本県の食を取り巻く実態等を把握するため、県民栄養調査3歳児、高校生の食生活実態調査や県政モニター調査等を実施し、食育推進の基礎的なデータとして、その結果を活用します。



ぎふ食育キャラクター
ぎふまーいん

◆「食」を取り巻く環境の変化

- **生活環境**
 - ・世帯構造（家族形態）や生活の多様化
 - ・単身世帯、ひとり親世帯、共働き世帯、生活困窮者世帯、ひとり暮らし高齢者の増加
- **社会情勢**
 - ・世界有数の長寿国であり、さらに平均寿命が延伸する予測
 - ・外食や惣菜等の中食なかしょくに関する食品事業者の多様化
 - ・健康戦略として健康産業の育成の推進
 - ・日本の伝統的な食文化「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録

◆「食」をめぐる様々な問題と課題

● **食生活**

- ・食塩の過剰摂取
- ・脂肪エネルギー比率の過剰
- ・朝食の欠食に代表される食習慣の乱れ
- ・野菜摂取量の不足
- ・栄養バランスの偏り
- ・特に若い世代の食に関する課題の増加

● **健康**

- ・男性の肥満者の増加
- ・低栄養傾向の高齢者の増加
- ・メタボリックシンドロームの増加
- ・若い女性のやせの増加
- ・生活習慣病の増加
- ・口腔疾患の増加

● **食文化**

- ・食文化の世代間継承の機会の減少
- ・食文化の伝承を担う人材や食文化に触れる機会の不足
- ・栄養バランスに優れた「日本型食生活」の推進

● **食料・農業**

- ・食料自給率の低迷
- ・食品廃棄や食料資源のロスの増加
- ・県産農畜水産物の利用拡大や農業の重要性の理解
- ・生産から消費までの食の循環を実感する機会の必要性

● **食の安全**

- ・食の安全・安心への関心の高まり
- ・マスメディア等を通じて食に関する情報が氾濫
- ・食に関する正しい情報を適切に判断する力を習得する必要性

● **体制整備**

- ・県民運動としての食育の推進
- ・全市町村で食育計画を作成し、計画に基づいた取組の充実

1 食を取り巻く社会情勢

(1) 平均寿命と健康寿命

○平均寿命の全国順位 (H22) は男性11位、女性29位、健康寿命の全国順位 (H25) は男性19位、女性12位であり、いずれも全国平均を上回っています。平均寿命と健康寿命の差は、日常生活に制限のある「不健康な期間」を意味し、この差を縮小することが必要です。

表1 平均寿命と健康寿命の差

性別	全国/岐阜県	平均寿命	健康寿命	差
男性	全国	79.59年	70.42年	9.17年
	岐阜県	79.92年 (11位)	70.89年 (13位)	9.03年
女性	全国	86.35年	73.62年	12.73年
	岐阜県	86.26年 (29位)	74.15年 (15位)	12.11年

出典：平成22年都道府県生命表（厚生労働省）

健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究（厚生労働省）

図1 県民の平均寿命と健康寿命の差

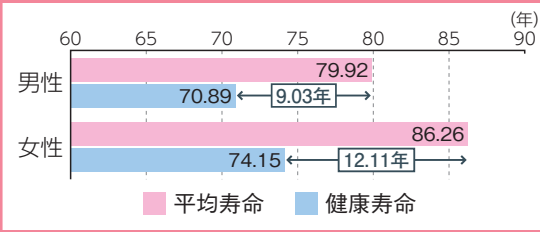
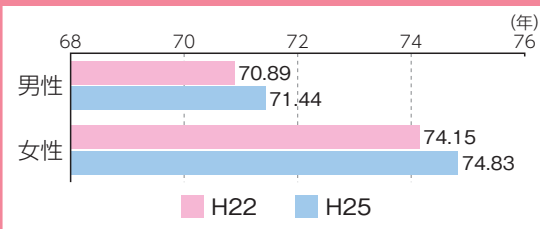


表2 健康寿命の伸び

性別	全国/岐阜県	H22	H25	H22からの伸び
男性	全国	70.42年	71.19年	0.77年
	岐阜県	70.89年 (13位)	71.44年 (19位)	0.55年
女性	全国	73.62年	74.21年	0.59年
	岐阜県	74.15年 (15位)	74.83年 (12位)	0.68年

出典：平成27年度厚生労働科学研究費補助金健康日本21（第二次）の推進に関する研究

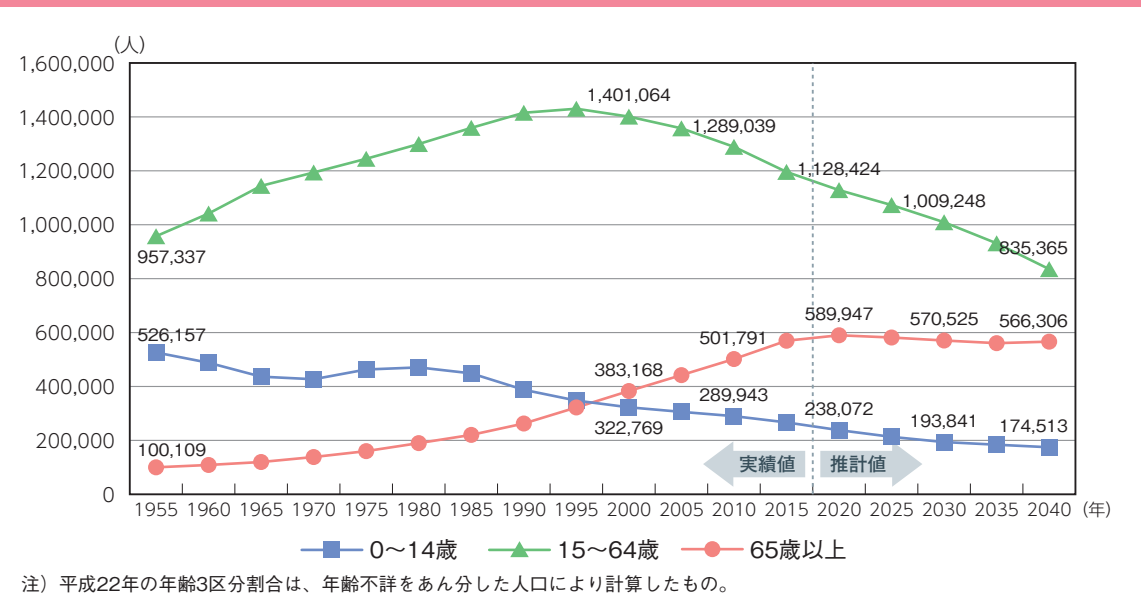
図2 岐阜県民の健康寿命の伸び



(2) 人口の推移と将来推計

○岐阜県の人口は、年齢区別にみると、0～14歳の子供が減り続ける一方で、65歳以上の高齢者は大幅に増加し、15～64歳は大幅に減少しています。また、平均寿命の延伸を勘案して年齢区別に分析を行った結果では、2040年に向けて、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少し、一方で、老年人口（65歳以上）は平成32年（2020年）にピークを迎えた後、横ばいになると推計されています。

図3 年齢区別の人口の推移（岐阜県）

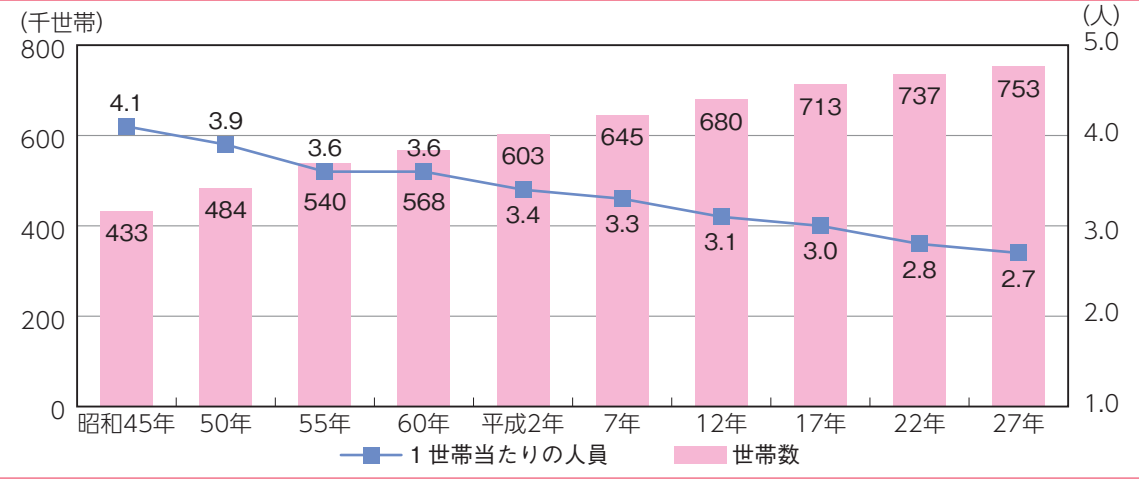


出典：総務省「国勢調査」をもとに岐阜県政策研究会人口動向研究部作成

(3) 家族形態の変化

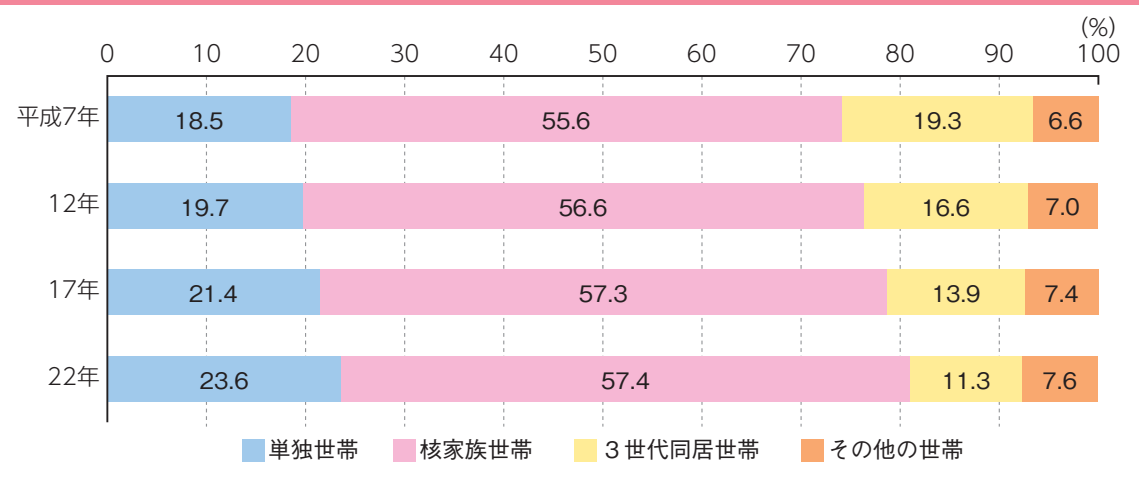
- 近年世帯数は増加していますが、1世帯当たりの人員は減少しています。
- 3世代同居世帯が減少し、核家族世帯、単独世帯、65歳以上の高齢者単独世帯が増加しています。家庭生活の状況が多様化する中で、家庭において世代間の食文化の継承などが希薄化していくとともに、高齢者単独世帯への食育が重要となっています。

図4 世帯数及び1世帯当たり人員（岐阜県）



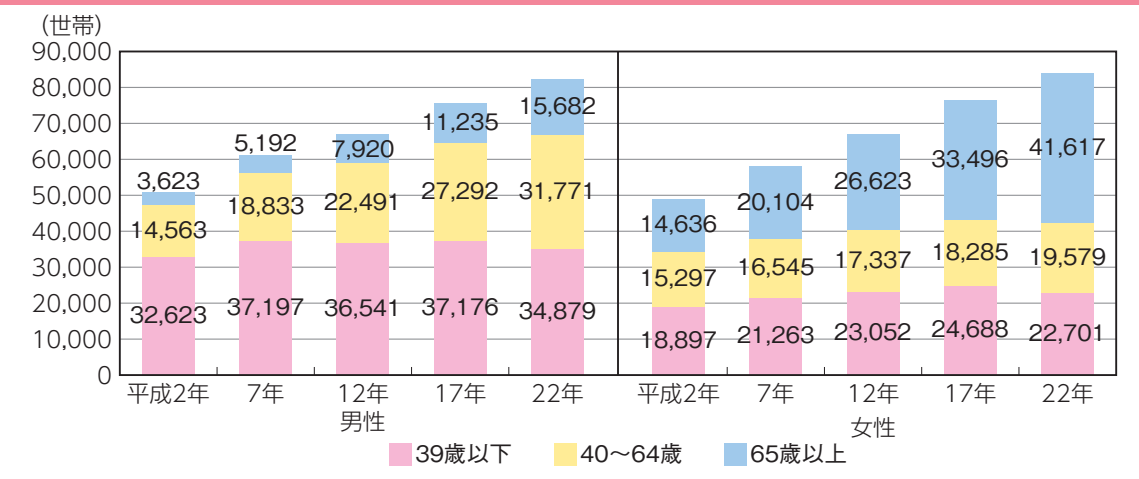
出典：国勢調査（総務省統計局）

図5 一般世帯の家族類型別割合の推移（岐阜県）



出典：国勢調査（総務省統計局）

図6 単独世帯数の推移（岐阜県）

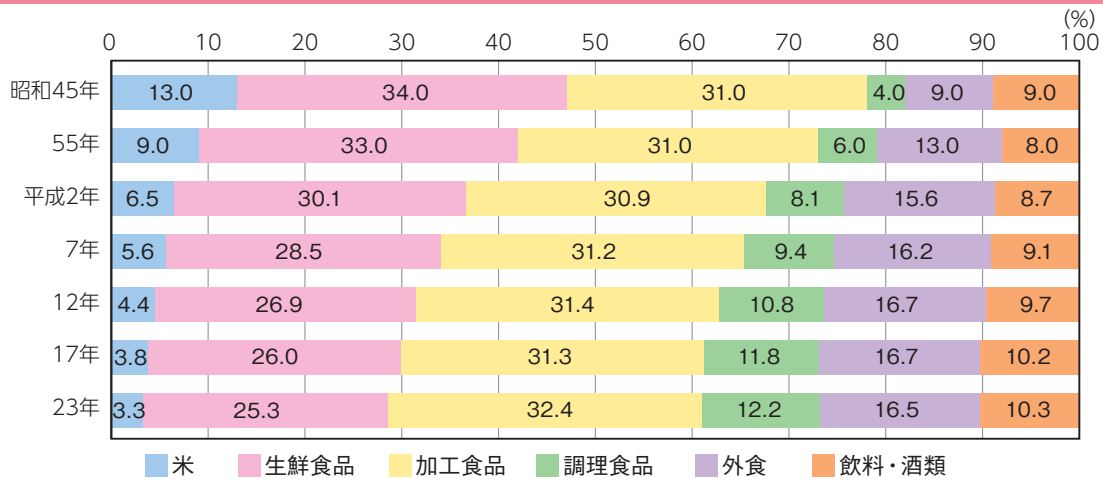


出典：国勢調査（総務省統計局）

(4) 「食の外部化」「食の簡便化」

○生鮮食品の割合が減少する一方、加工食品、調理食品、外食の割合が上昇しており、食の外部化・簡便化が進んでいることが推測されます。

図7 消費世帯の種類別食料消費支出割合の推移（全国）



出典：食料・農業・農村白書（農林水産省）

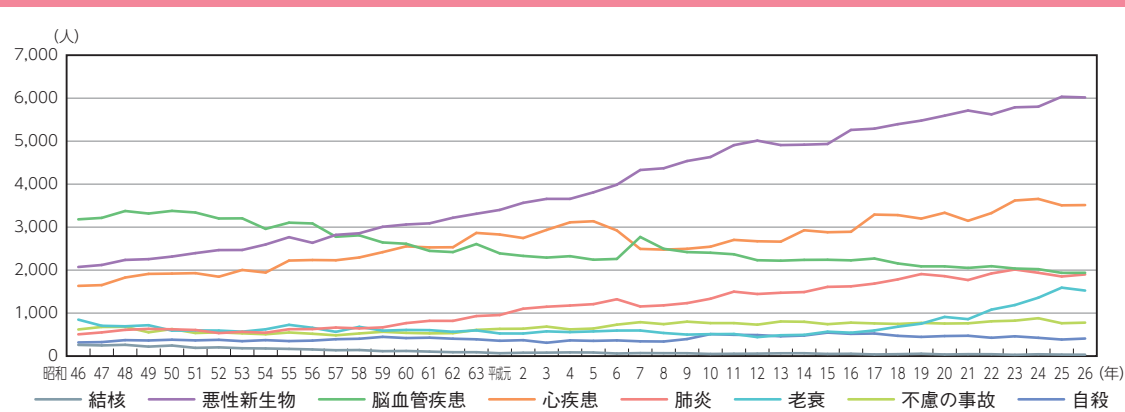
2 健康の状況

(1) 死亡の状況と原因

○主要死因別死亡率は、1位悪性新生物、2位心疾患、3位脳血管疾患です。悪性新生物は、年々増加し、心疾患は平成7年に大きく低下しましたが、再び増加傾向にあります。脳血管疾患は、平成7年に大きく上昇し、その後緩やかな減少傾向にあります。近年では死因第4位である肺炎が増加し、第3位に近づきつつあります。

○岐阜県は、全国と比較して、男性は心疾患、女性は心疾患と脳血管疾患の死亡率が高い状況です。

図8 主要死因別死亡率の推移（岐阜県）



出典：H26衛生年報（医療整備課）

表3 年齢調整死亡率の全国順位

平成22年	男性		女性	
	岐阜県	全国	岐阜県	全国
悪性新生物	168.7 (43位)	182.4	88.1 (30位)	92.2
心疾患	75.0 (20位)	74.2	40.7 (17位)	39.7
脳血管疾患	43.2 (42位)	49.5	28.0 (17位)	26.9
肺炎	43.9 (30位)	46.0	17.3 (35位)	18.9

出典：都道府県別に見た死亡の状況－平成22年都道府県別年齢調整死亡率（厚生労働省）

(2) 血圧の状況

- 男性の39.8%、女性の31.0%が高血圧であり、50歳以上で増加傾向にある。
- 高血圧は、脳血管疾患と心疾患を含む循環器疾患の危険因子であり、高血圧の改善及び予防対策が必要です。

図9 血圧の状況 (男性)

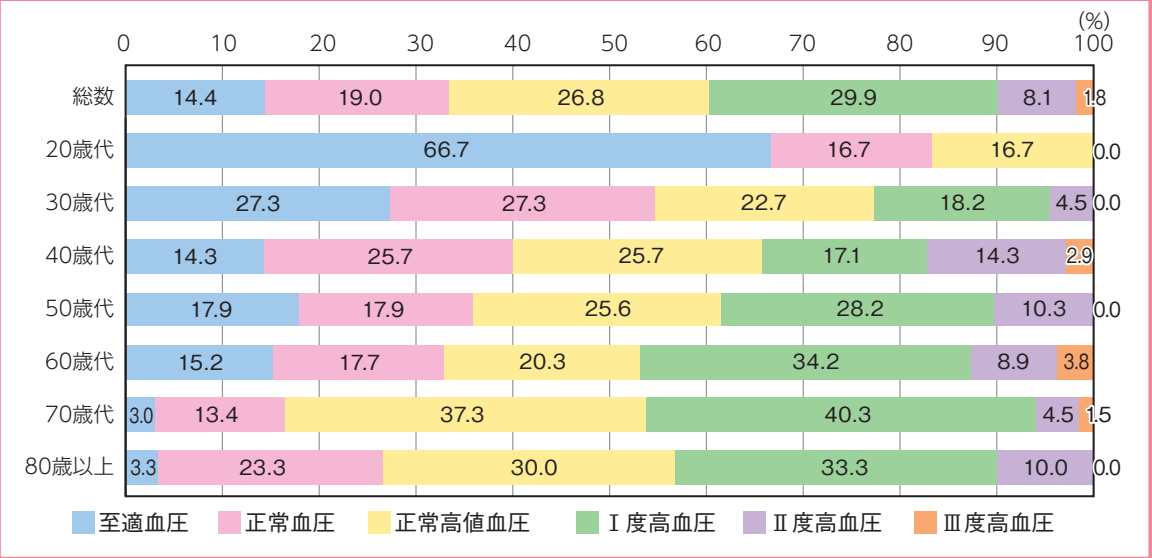
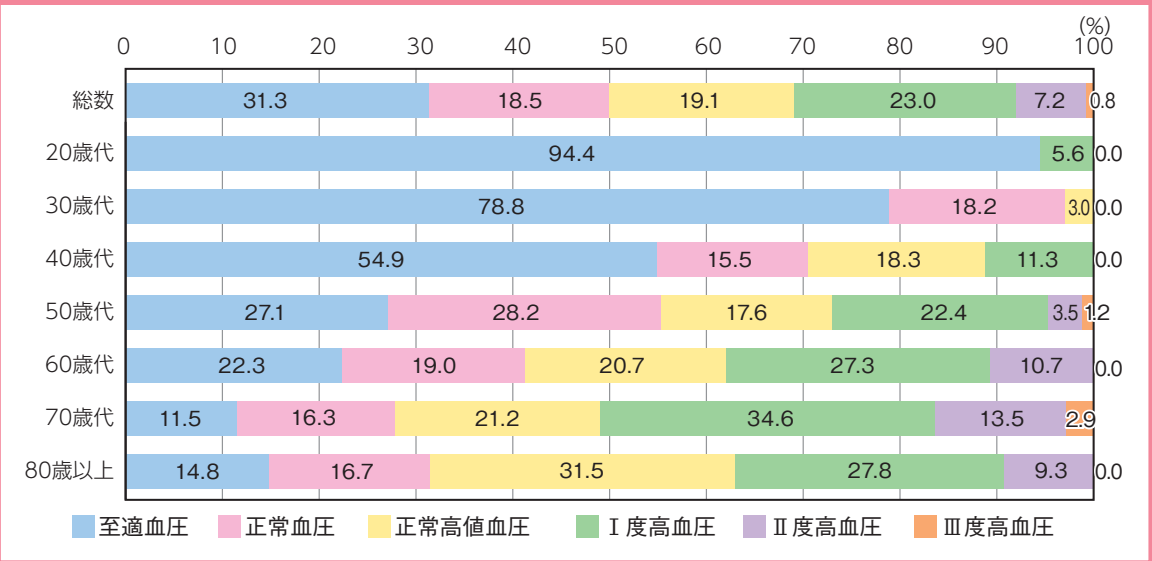


図10 血圧の状況 (女性)



出典：H28県民栄養調査（保健医療課）

表4 血圧の分類

血圧の分類	収縮期血圧 (最高血圧)	(mmHg)	拡張期血圧 (最低血圧)
至適血圧	<120	かつ	<80
正常血圧	120-129	かつ/または	80-84
正常高値血圧	130-139	かつ/または	85-89
I度高血圧	140-159	かつ/または	90-99
II度高血圧	160-179	かつ/または	100-109
III度高血圧	≥180	かつ/または	≥110

(日本高血圧学会 (2014年) による血圧の分類] より)

(3) 肥満及びやせの状況

- 適正体重を維持している者は、男性は66.4%、女性は69.1%です。
- 肥満の者の割合は、男性で26.8%、女性は17.8%あり、特に30歳代から50歳代の男性で高い割合です。
- やせの者の割合は、女性で13.2%であり、特に15-19歳で高い割合です。
- 低栄養傾向の高齢者の割合は、21.1%です。
- 体重は、生活習慣病や健康状態との関連があることから、ライフステージを通して適正体重を維持することが重要です。

図11 肥満およびやせの者の割合（男性）

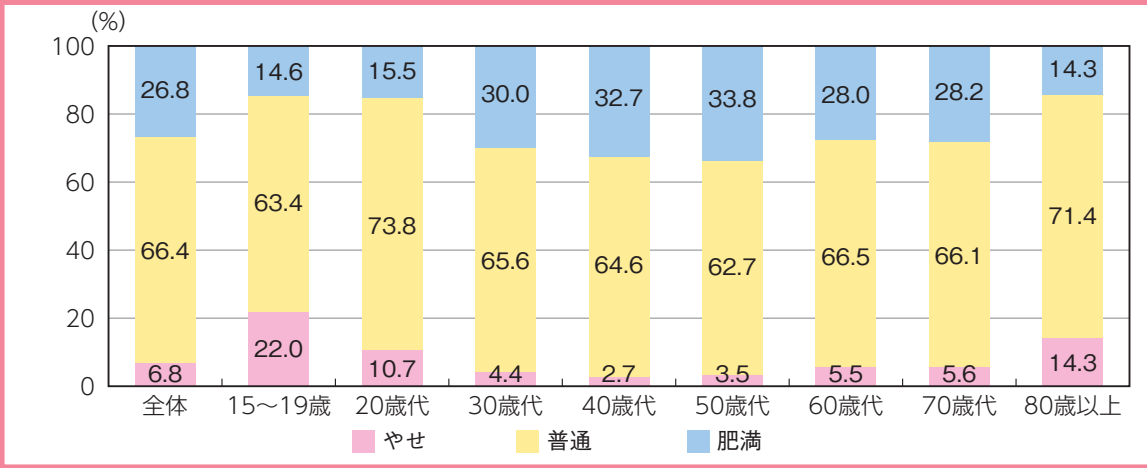
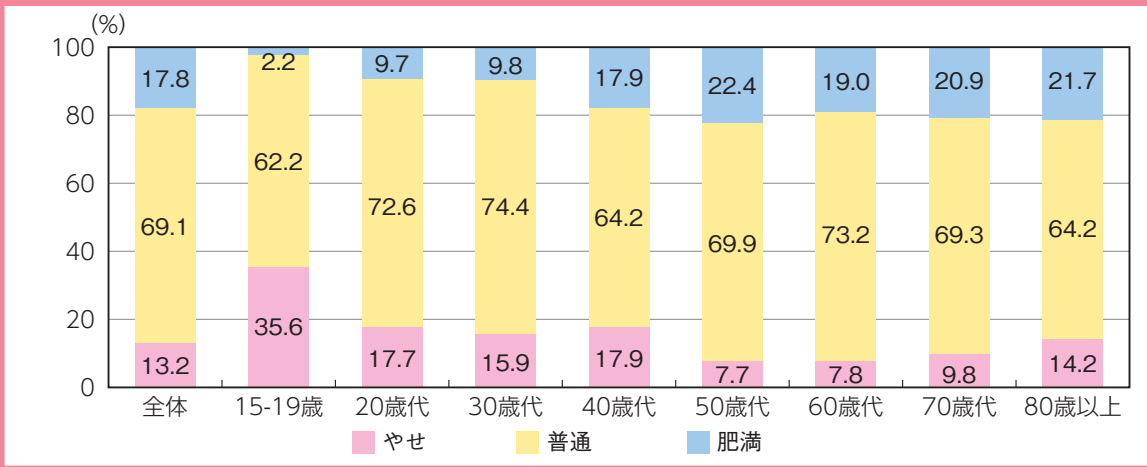


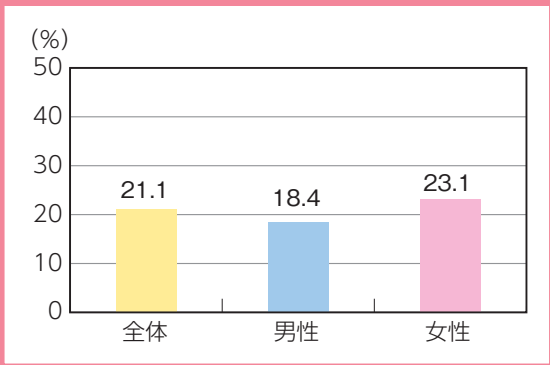
図12 肥満およびやせの者の割合（女性）



※表5「成人」に基づく判定

出典：H28県民栄養調査（保健医療課）

図13 低栄養傾向の高齢者(65歳以上)の割合



※表5「高齢者（65歳以上）」に基づく判定

出典：H28県民栄養調査（保健医療課）

表5 BMIの判定

成人	やせ	18.5未満
	普通	18.5以上25未満
	肥満	25以上

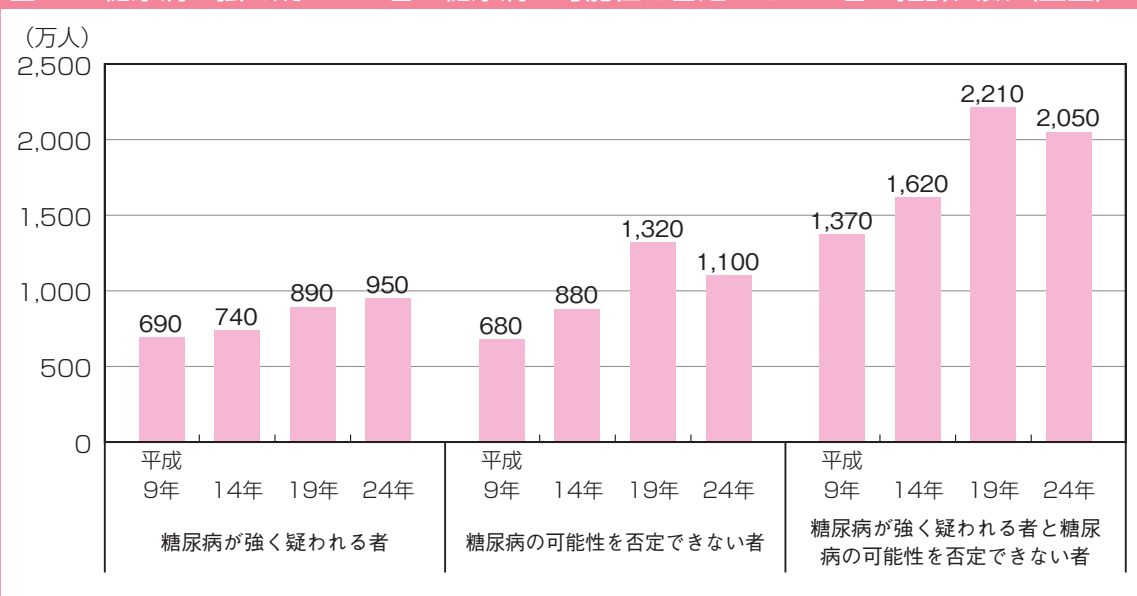
高齢者 (65歳以上)	低栄養傾向	20以下
----------------	-------	------

$$BMI = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)} \div \text{身長 (m)}$$

(4) 生活習慣病の状況

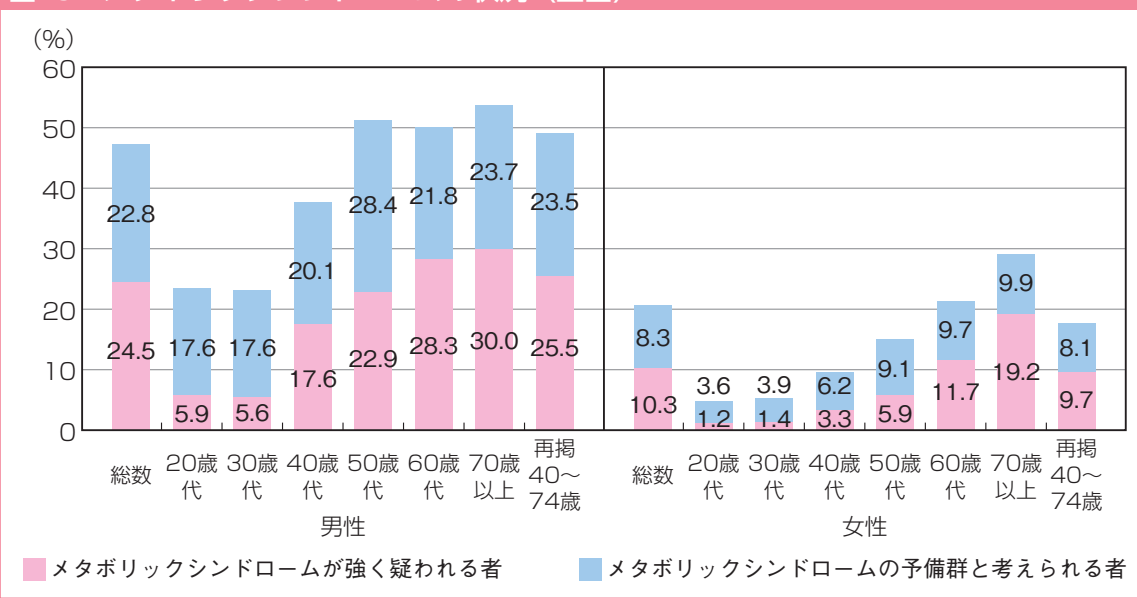
- 生活習慣病の中でも食に関わりの深い糖尿病について、20歳以上の糖尿病が強く疑われる者及び可能性を否定できない者は、平成24年では全国で約2,050万人と推計されています。
- メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）は、予備群を含めると40歳以上で男性2人に1人、女性5人に1人の割合となっています。
- 生活習慣病の予防及び改善には、健全な食生活が重要であり、食育の観点からも積極的な取組が必要です。

図14 糖尿病が強く疑われる者、糖尿病の可能性を否定できない者の推計人数（全国）



出典：国民健康・栄養調査（厚生労働省）

図15 メタボリックシンドロームの状況（全国）



出典：H26国民健康・栄養調査（厚生労働省）

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）が強く疑われる者

腹囲が男性85cm、女性90cm以上で、3つの項目（血中脂質、血圧、血糖）のうち2つ以上の項目に該当する者

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予備群と考えられる者

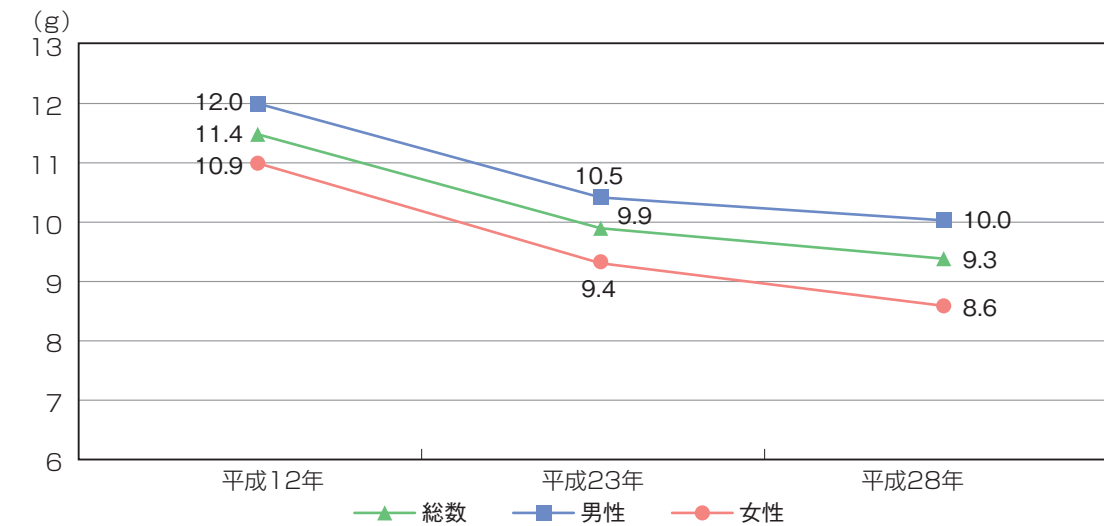
腹囲が男性85cm、女性90cm以上で、3つの項目（血中脂質、血圧、血糖）のうち1つの項目に該当する者

3 食物（栄養）摂取の状況

(1) 食塩摂取量

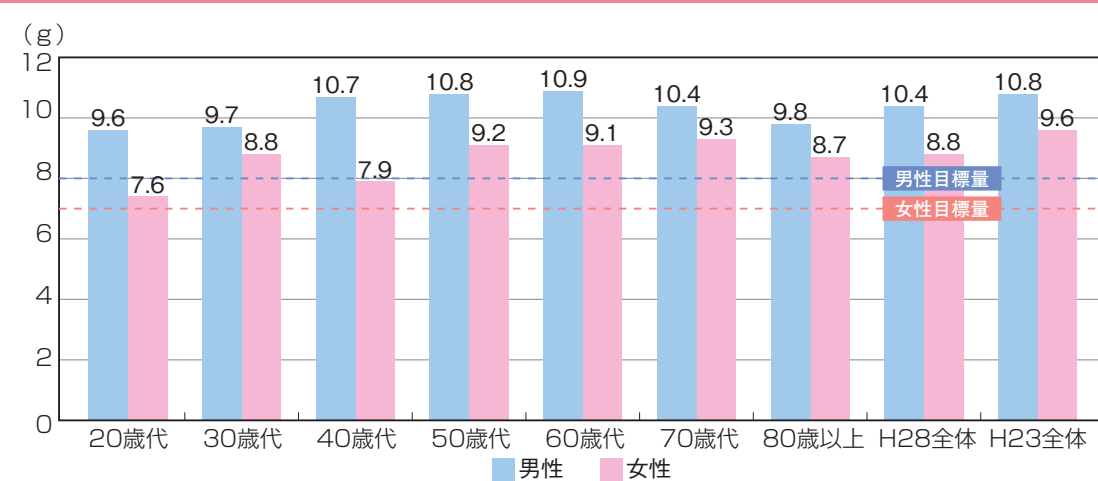
- 1人1日当たりの食塩摂取量は、平成12年から平均値で2.1g減少し、9.3g（男性10.0g、女性8.6g）となっていますが、目標量を上回っています。
- 年代別では、男性では60歳代が10.9g、女性では70歳代が9.3gと最も高くなっています。
- 血圧の改善及び予防の観点から、日本型の食事の特徴を保ちつつ食塩摂取量を減少させるための取組が必要です。

図16 1人1日当たりの食塩摂取量の推移（1歳以上）



出典：県民栄養調査（保健医療課）

図17 食塩摂取量（20歳以上）



出典：H23・H28県民栄養調査（保健医療課）

表6 日本人の食事摂取基準（2015年版） 食塩摂取量の目標量

男性	8 g 未満
女性	7 g 未満
高血圧予防	6 g 未満

表7 食塩摂取量

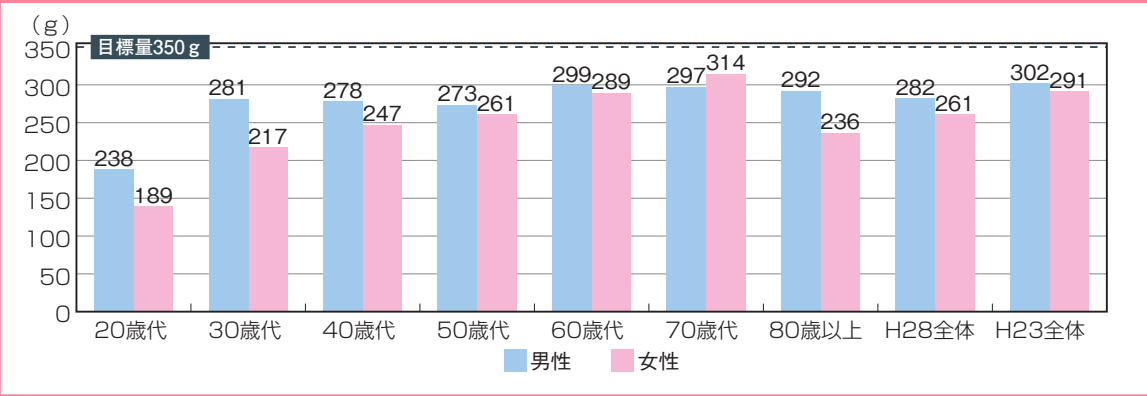
	岐阜県	全国平均	全国1位	1位との差	目標量との差
男性	11.0 g (全国20位)	11.3 g	9.5 g (沖縄県)	1.5 g	3.0 g
女性	9.5 g (全国22位)	9.6 g	7.8 g (沖縄県)	1.7 g	2.5 g

出典：H24国民健康・栄養調査（厚生労働省）

(2) 野菜摂取量

- 野菜摂取量は、20歳以上の男性は282g、女性は261gであり、全ての年代で1日の目標量である350gを下回っています。
- 生活習慣病の予防に有効とされる、カリウム、ビタミン、食物繊維等が適量摂取できるよう、まずは1皿（70g）の野菜摂取量を増加させる取組が必要です。

図18 野菜摂取量（20歳以上）



出典：H23・H28県民栄養調査（保健医療課）

表8 野菜摂取量

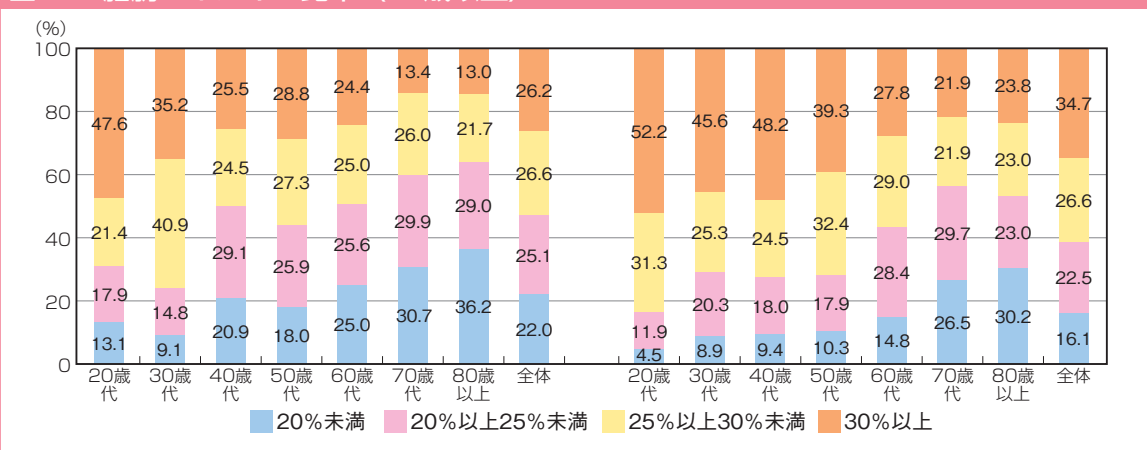
	岐阜県	全国平均	全国1位	1位との差	目標量との差
男性	276 g (全国36位)	297 g	378 g (長野県)	102 g	74 g
女性	277 g (全国24位)	280 g	365 g (長野県)	88 g	73 g

出典：H24国民健康・栄養調査（厚生労働省）

(3) 脂肪エネルギー比率

- 脂肪エネルギー比率（脂質の総エネルギーに占める割合）について、目標量の範囲を下回っている人の割合は、70歳代、80歳以上で高くなっています。また、目標量の範囲を超えている人の割合は、男性では20歳代、女性では20～40歳代で高くなっています。
- 若い世代から健全な食生活を実践することが必要であり、栄養バランスに配慮した食事がとれるよう働きかけていくことが必要です。

図19 脂肪エネルギー比率（20歳以上）



出典：H28県民栄養調査（保健医療課）

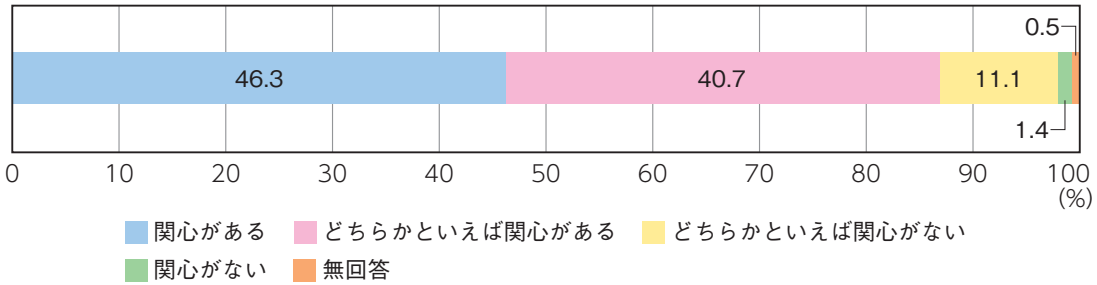
表9 日本人の食事摂取基準（2015年版）脂肪エネルギー比率の目標量

成人	20%以上30%未満
「健康日本21（第二次）」の目標量	
20～40歳代	25%以下

4 食育への関心度

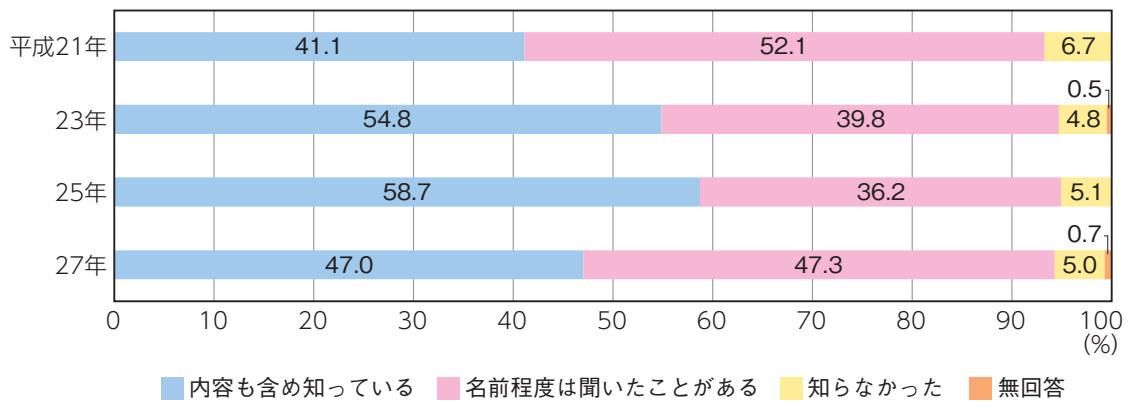
- 食育の関心について「関心がある」「どちらかといえば関心がある」者の合計は87%であり、関心の高さがうかがえます。
- 食育の認知度は、「内容も含め知っている」が47%であり、なお一層継続した食育の啓発が必要です。

図20 食育の関心度（岐阜県）



出典：H28県政モニター（保健医療課）

図21 食育の認知度（岐阜県）



出典：県政モニター（保健医療課）



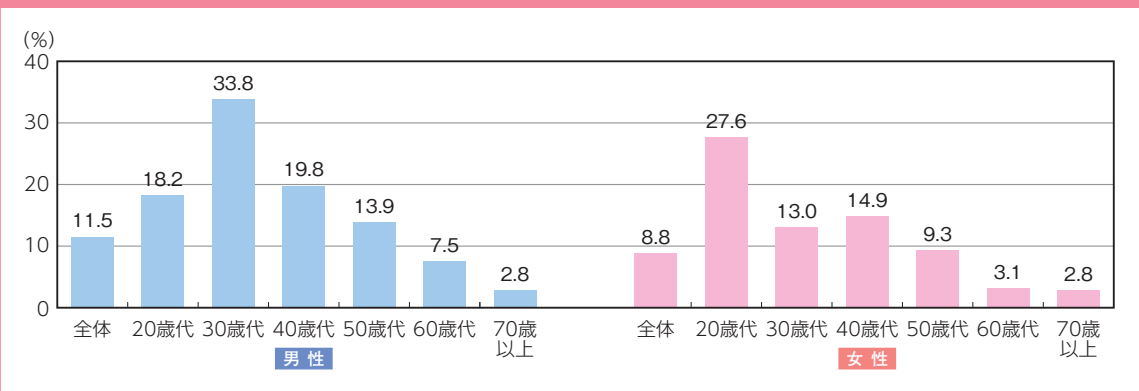
ぎふ食育キャラクター
あかっぱ

5 食生活の状況

(1) 朝食の欠食について

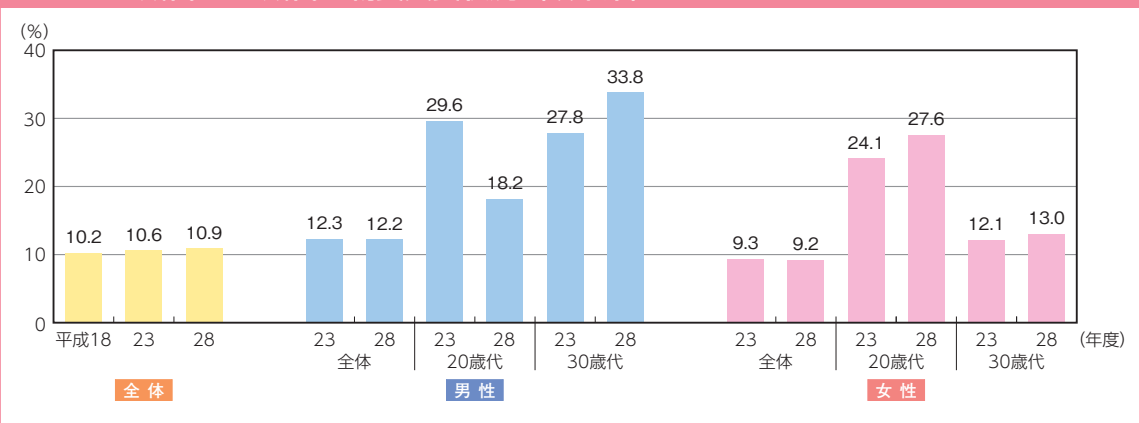
- 朝食欠食者の割合は、男性11.5%、女性8.8%であり、男性では30歳代が、女性では20歳代が最も高くなっています。
- 子供（3歳児、小・中学生）の朝食欠食率は、低い状況ですが、高校生では20%と高くなっています。
- 小・中学校では、欠食をなくすよう様々な取組が行われているものの、朝食欠食率0%には達していません。この背景には、保護者自身の食習慣、生活の困窮等が影響していると思われます。
- 若い世代が朝食を食べることができるための食育の取組が必要です。

図22 朝食の欠食率（岐阜県）



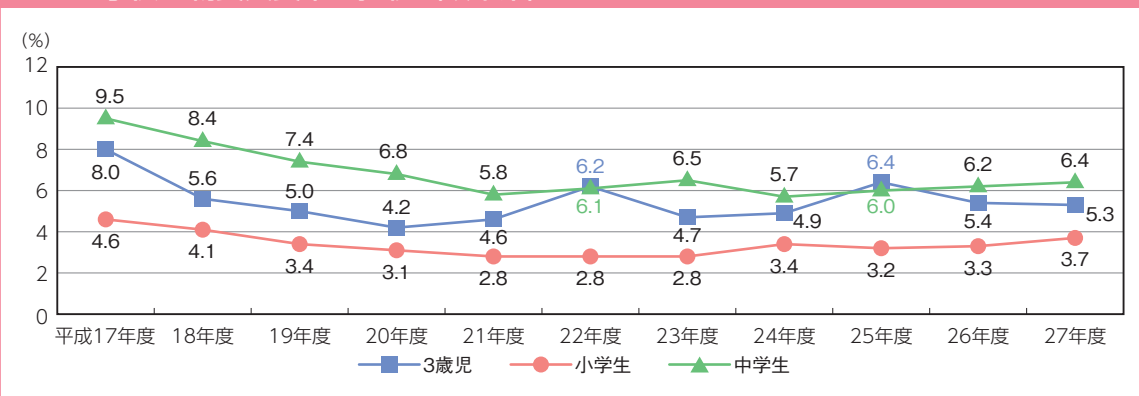
出典：H28県民意識調査（保健医療課）

図23 20歳代、30歳代の朝食欠食状況（岐阜県）



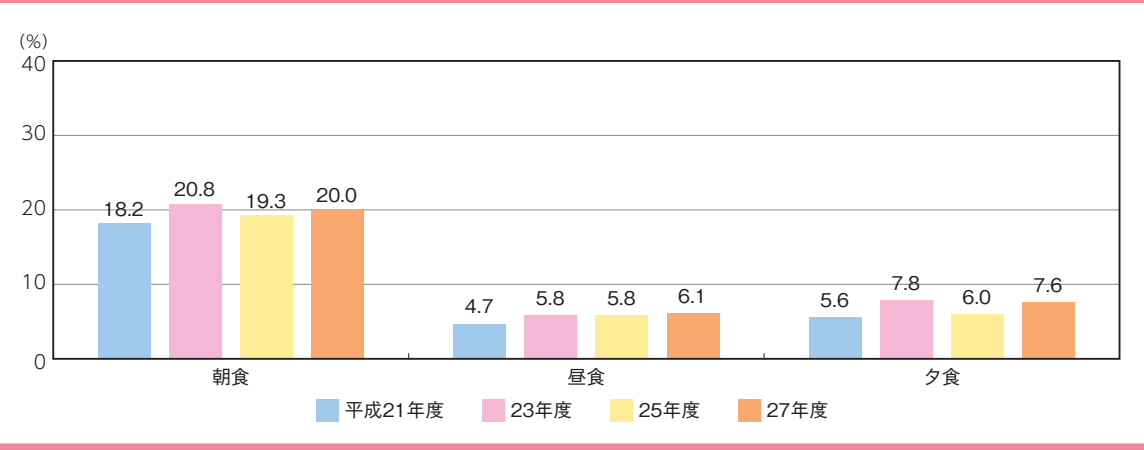
出典：H28県民意識調査（保健医療課）

図24 子供の朝食欠食率の推移（岐阜県）



出典：3歳児食生活実態調査（保健医療課）・学校給食等実態調査（体育健康課）

図25 高校生食事の欠食状況（岐阜県）

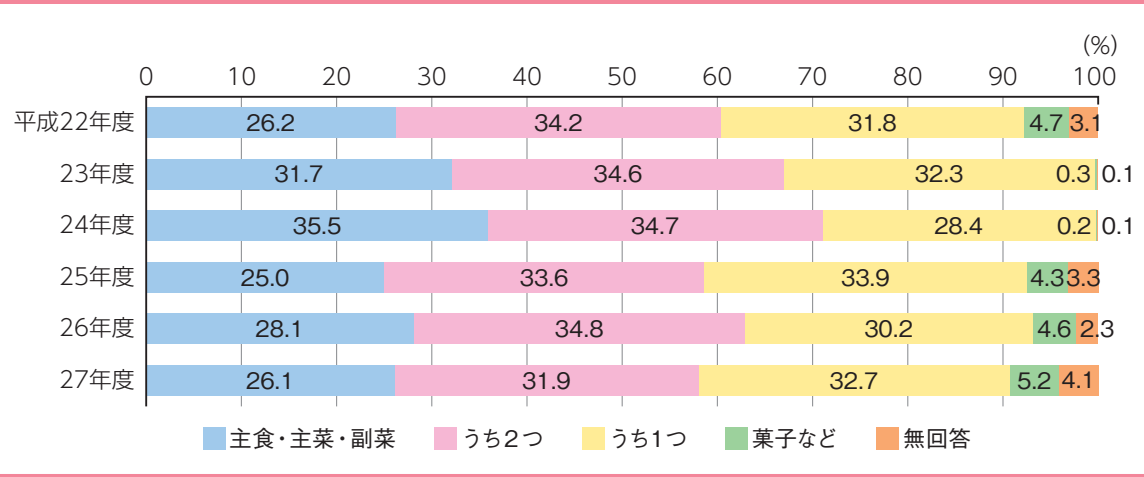


出典：高校生の食生活実態調査（保健医療課）

(2) 朝食の内容について

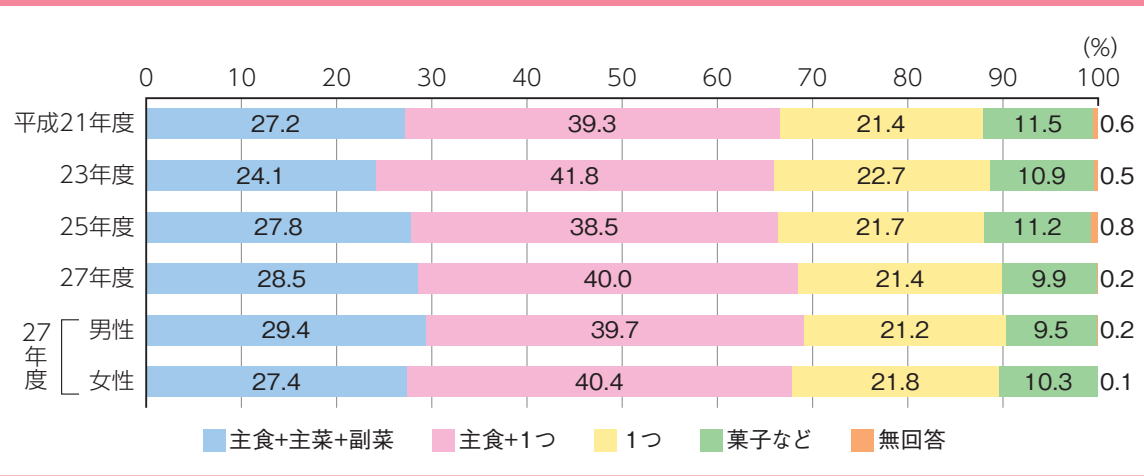
- 朝食で主食・主菜・副菜のそろった食事をとっている割合は、3歳児で26.1%、高校生で28.5%です。
- まずは、毎日朝食を食べることが最優先ですが、次の課題として栄養バランスに配慮した朝食を食べることができるための食育の取組が必要です。

図26 3歳児の朝食内容の推移（岐阜県）



出典：3歳児食生活実態調査（保健医療課）

図27 高校生の朝食内容の推移（岐阜県）



出典：高校生の食生活実態調査（保健医療課）

(3) 共食について

- 朝食又は夕食を家族とともに「週4～5日以上」食べる人の割合は、朝食65.7%、夕食78.5%であり、朝食は減少傾向、夕食は増加傾向です。
- 地域の人等と一緒に食事をする機会への参加について半数以上の者が「参加したい」と思っています。食を楽しむために地域や所属するコミュニティ等を通じて、様々な人と共食する機会をもつことは重要であり、地域等での共食の場を増やしていく必要があります。
- 共食は、単に一緒に食べることでなく、買い物をする、一緒に作るなど食事を食べる前後の行動を共にすることや、食事の情報を交換することなども含まれます。
- 家庭や地域で誰かと食行動を共にすることを啓発する必要があります。

図28 朝食の共食状況（岐阜県）

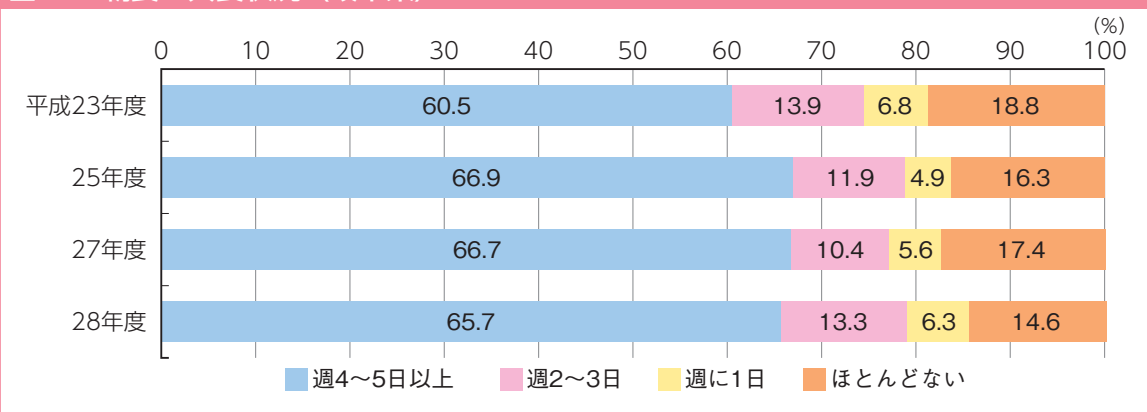
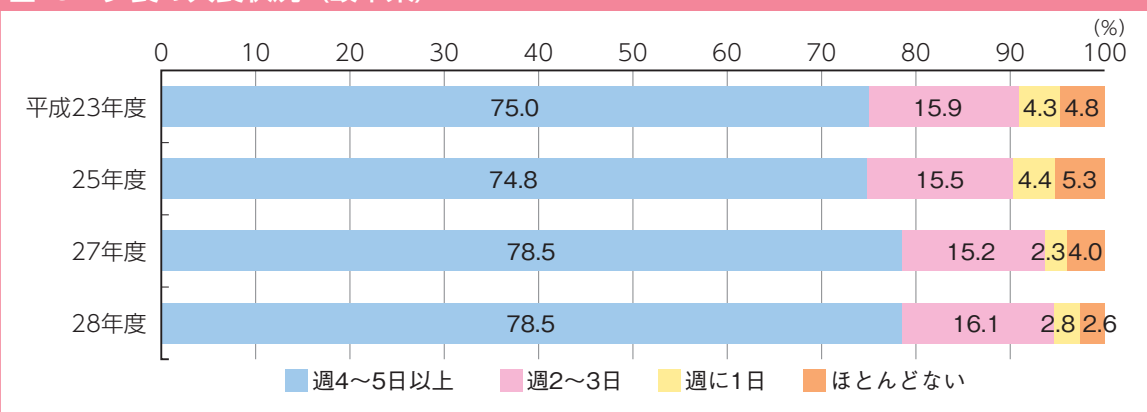
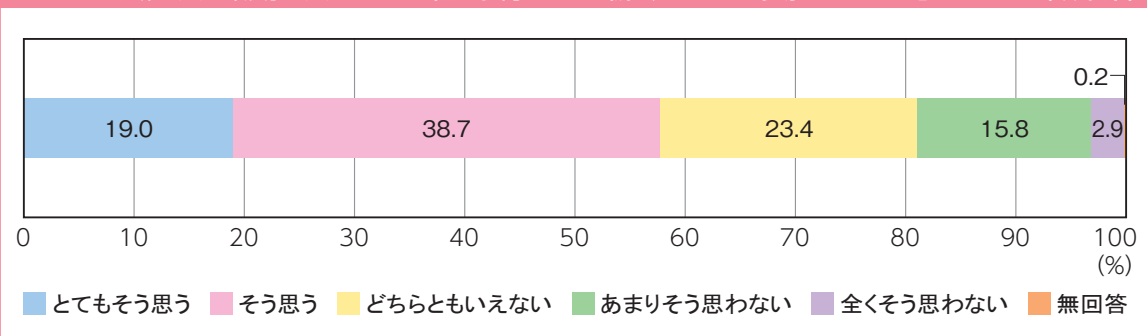


図29 夕食の共食状況（岐阜県）



出典：県政モニター（保健医療課）

図30 地域の人や職場の人などと一緒に食事をする機会があれば参加したいと思いますか（岐阜県）

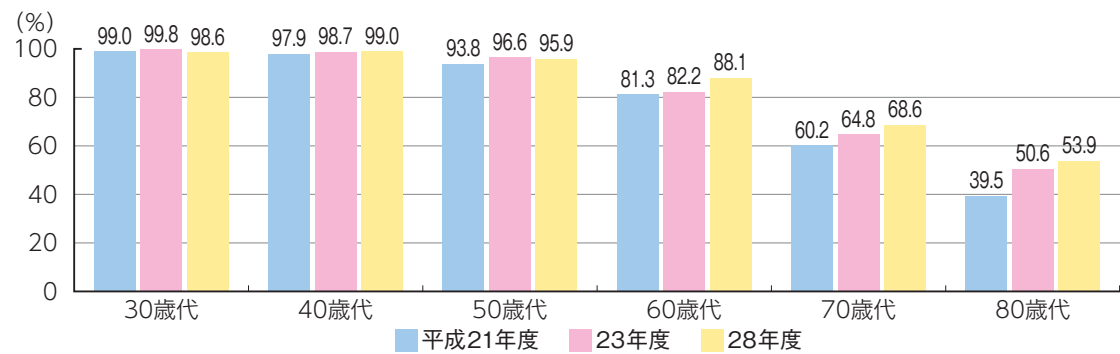


出典：H28県政モニター（保健医療課）

6 食と歯のかかわり

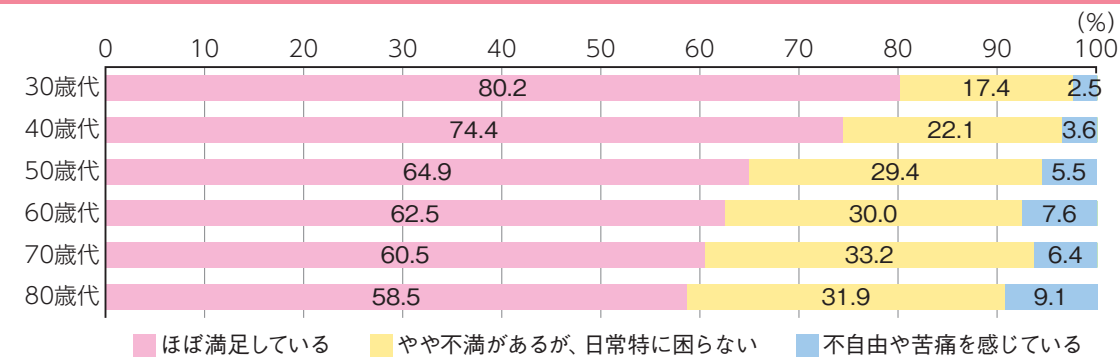
- 歯の20歯以上の保有率は、年々高くなっています。特に、70歳代、80歳代で増加しています。
- 噛むことに満足している人の割合は、年齢が上がるにつれて減少しています。

図31 歯の20歯以上の保有率（岐阜県）



出典：H28成人歯科疾患実態調査（医療福祉連携推進課）

図32 噛むことに満足している人の割合（岐阜県）

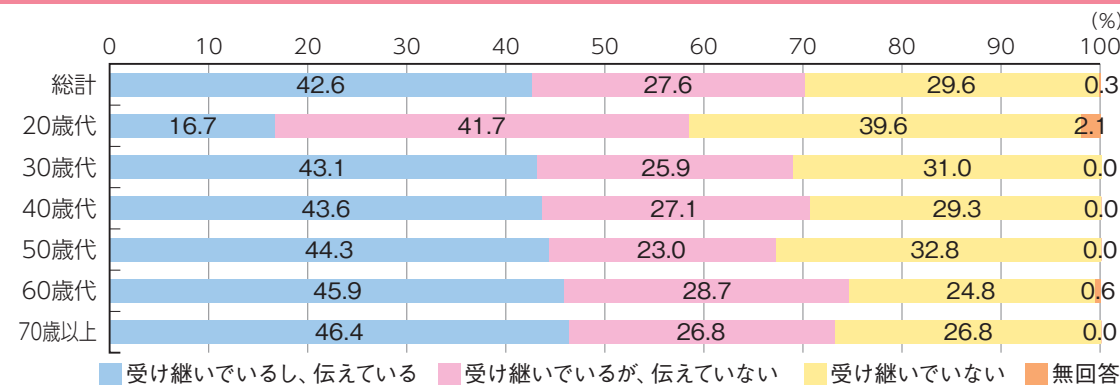


出典：H28成人歯科疾患実態調査（医療福祉連携推進課）

7 食文化の継承と伝承

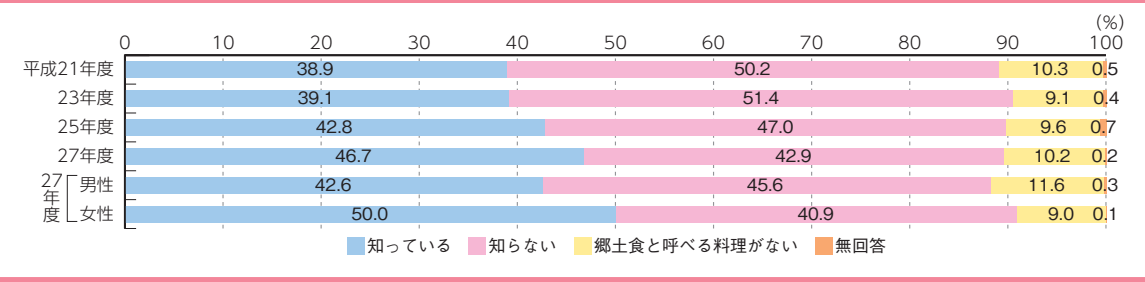
- 郷土料理や伝統料理など、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸づかいなどの食べ方・作法について「受け継いでいるし、伝えている」者の割合は42.6%でした。
- 高校生の地域の郷土料理の認知度は46.7%で増加傾向です。
- 引き続き家庭や地域などで食文化に触れる機会の増加や伝承できる人材の育成が必要です。

図33 次世代への食の継承と伝承（岐阜県）



出典：H28県政モニター（保健医療課）

図34 高校生の地域の郷土料理の認知状況（岐阜県）



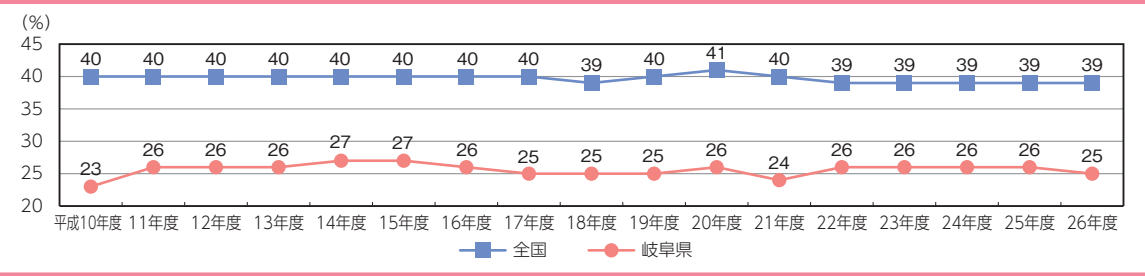
出典：高校生の食生活等実態調査（保健医療課）

8 食と農のかかわり

(1) 食料自給率

- 全国の食料自給率は39%であり、岐阜県は25%となっています。
- 今後も、地産地消の推進により県産農畜水産物の積極的な消費拡大や農業の重要性への理解促進により、食料自給率を高めていく必要があります。

図35 食料自給率の推移（カロリーベース）



出典：食料需給表（農林水産省）

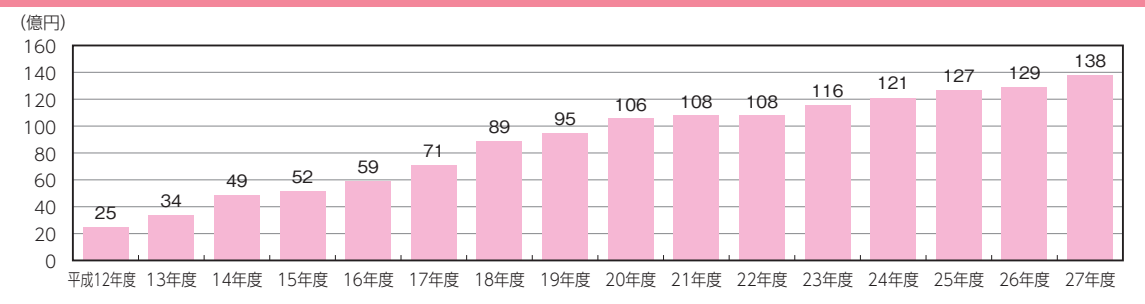
カロリーベース総合食料自給率

「日本食品標準成分表2015」に基づき、重量を供給熱量に換算したうえで、各品目を足し上げて算出したもの。これは、1人・1日当たり国産供給熱量を1人・1日当たり供給熱量で除したものに相当する。
 例) カロリーベース総合食料自給率（平成27年度）
 = 1人1日当たり国産供給熱量（954kcal） / 1人1日当たり供給熱量（2,417kcal） = 39%

(2) 地産地消の推進

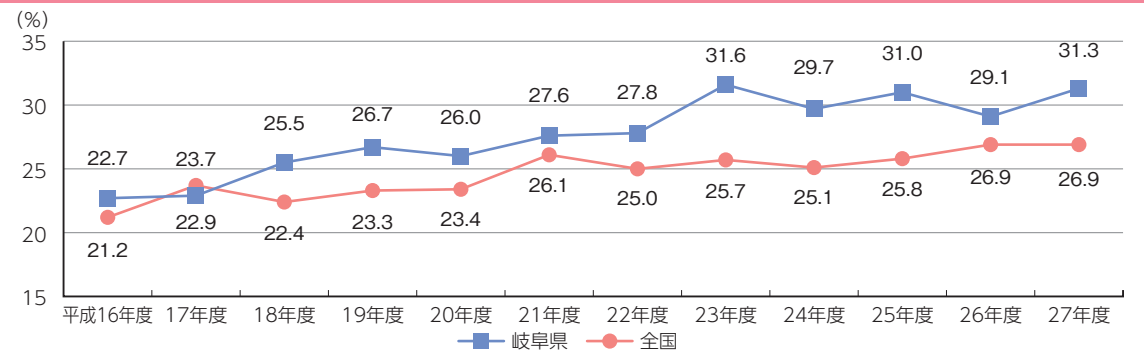
- 生産者の顔がみえる朝市・直売所の販売額は年々増加しています。
- 学校給食における地場産物の使用も増加傾向です。
- 食の安全・安心、地産地消が注目される中、身近な場所で作られた新鮮な地場産物の活用の推進を図っていく必要があります。

図36 朝市・直売所の販売額（岐阜県）



出典：朝市・直売所設置状況等調査（農産物流通課）

図37 学校給食における地場産物の使用

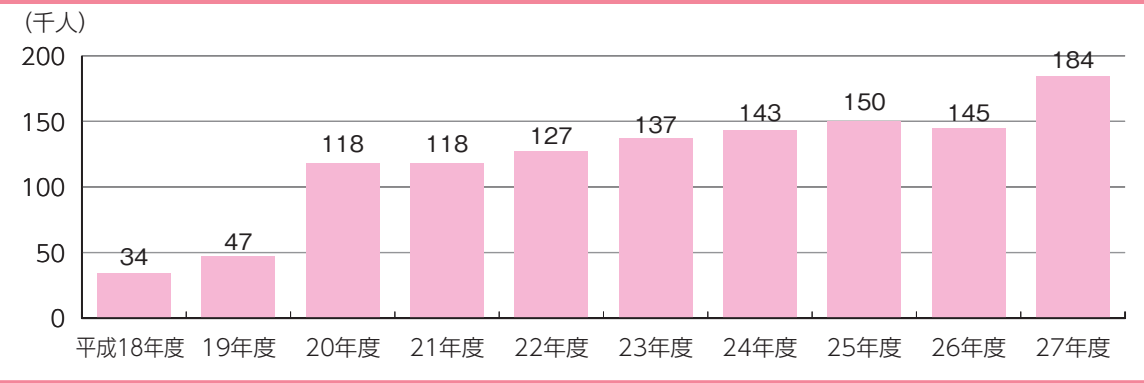


出典：学校給食栄養報告（体育健康課）

(3) 食農教育の推進

- 農林漁業体験者数は年々増加傾向にあり、平成27年度は184千人が農林漁業の体験を行いました。
- 食農教育の推進のため、さらに体験する機会を設け体験者数を増やすことが必要です。

図38 農林漁業体験者数（岐阜県）

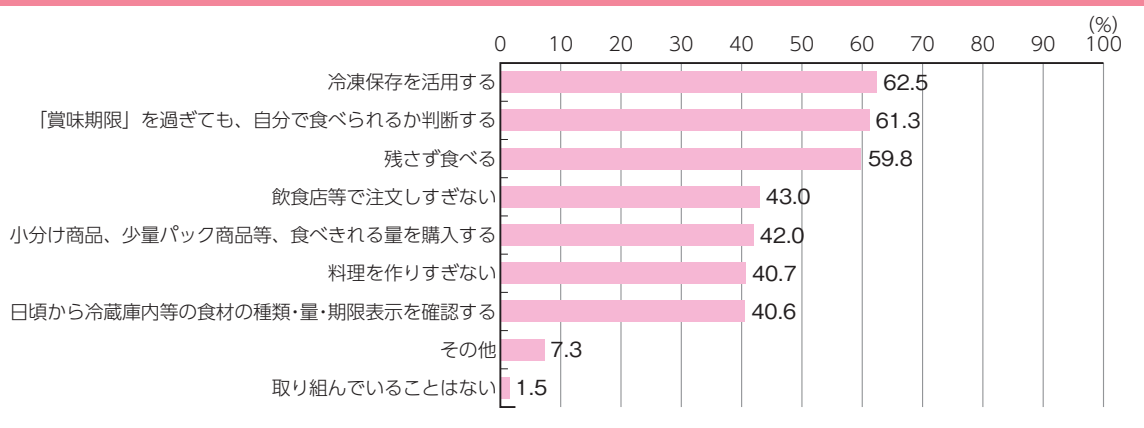


出典：岐阜県農林漁業体験施設登録制度に基づく実績調査（農村振興課）

(4) 食品ロスの削減

- 食品ロスの削減のための取組として、半数以上の人々が「冷凍保存を活用する」「賞味期限を過ぎても自分で食べられるか判断する」「残さず食べる」に取り組んでいます。
- 生産から消費までの一連の食の循環を意識しつつ、食品ロスの削減等、環境に配慮した食育を推進することが必要です。

図39 「食品ロス」削減のために何らかの行動をしている人の割合（岐阜県）



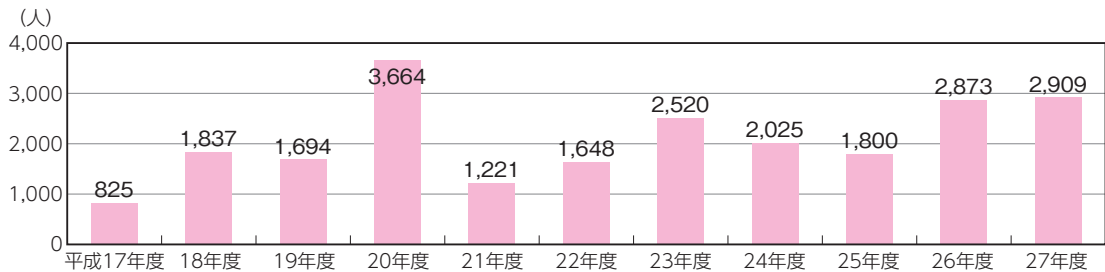
出典：H28県政モニター（保健医療課）

9 食の安全・安心

(1) 食品リスクコミュニケーション

○食の安全・安心に対する関心が高まるなか、食品リスクコミュニケーション事業参加者は増加しています。それぞれの立場からの意見を反映した形で食品の安全性を確保していくために、双方向のリスクコミュニケーションを一層推進する必要があります。

図40 食品リスクコミュニケーション事業参加者（岐阜県）



出典：生活衛生課

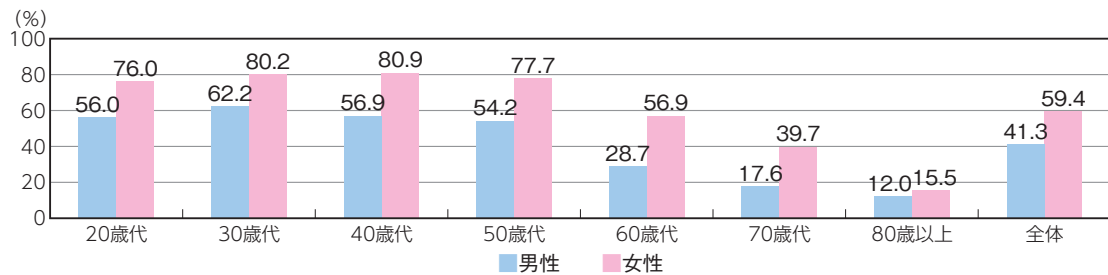
リスクコミュニケーションとは

食品の安全性について、食品を取扱う事業者、消費者、行政関係者がそれぞれの立場から情報や意見の交換を行い、共通の理解を図っていくことです。

(2) 栄養成分表示

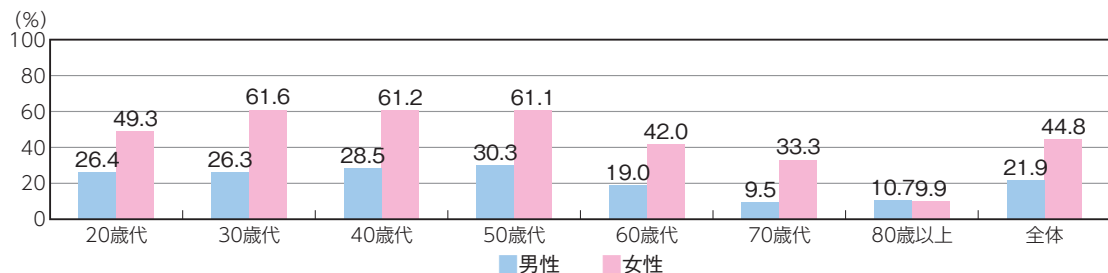
- 栄養成分表示を見たことがある人の割合は、男性41.3%、女性59.4%である。
- 栄養成分表示を参考にメニューを選ぶ人の割合は、男性21.9%、女性44.8%であり、男性の約8割、女性の約6割は、栄養成分表示を活用していない状況です。
- 食品表示の施行により加工食品の栄養成分表示が義務化されました。食品表示を活用して、自身の健康管理に役立てられるよう知識の普及が必要です。

図41 栄養成分表示を見たことがある人の割合



出典：H28県民栄養調査（保健医療課）

図42 栄養成分表示を参考に食品やメニューを選ぶ人の割合

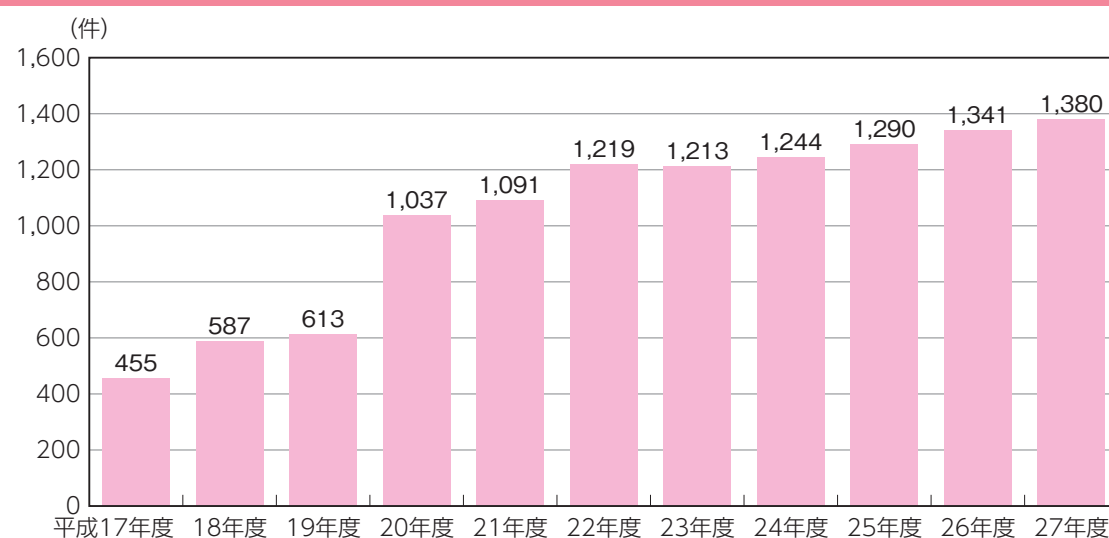


出典：H28県民栄養調査（保健医療課）

10 体制整備

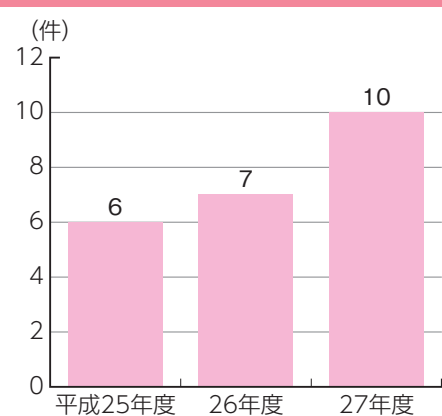
- 飲食店等において栄養成分表示やバランスメニューの提供、健康情報の提供に取り組む「ぎふ食と健康応援店」の登録店舗数は1,380店舗です。
- 県が進める食育に賛同し、地域で食育活動を行うなど積極的に食育に取り組む「岐阜県食育応援企業」登録企業は10事業者です。
- 食育推進計画を策定している市町村は95.2%です。
- 県民運動として食育を推進するためには、学校、保育所、農林水産業者、食品関連事業者、関係団体、ボランティア等の様々な立場の関係者との連携・協力が重要です。

図43 らひ食と健康応援店登録数



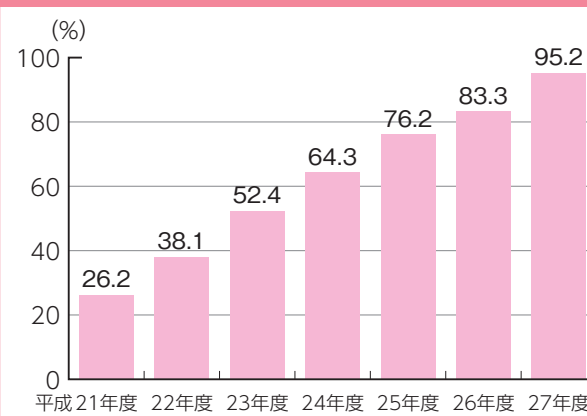
出典：保健医療課

図44 岐阜県食育応援企業登録数



出典：保健医療課

図45 市町村食育推進計画の策定率(岐阜県)



出典：保健医療課

「ぎふ食と健康応援店」とは

岐阜県では、県民の皆さまの健康づくりをサポートする飲食店などを「ぎふ食と健康応援店」として登録しています。

お店のメニューにエネルギーや食塩相当量などの栄養成分を表示したり、お客様の健康づくりに必要な応援メニューや食育メニューの提供、健康情報の提供、受動喫煙防止対策などに取り組んでいます。

「岐阜県食育応援企業」とは

岐阜県が進める「食育」に賛同し、食育推進活動に積極的に取り組む企業を「岐阜県食育応援企業」として登録し、企業と県民、関係機関等が連携して食育活動を行っています。

1 第2次計画「めざす県民の姿の設定」

第2次計画では、食育の理念に基づき、県民が自ら実践していく「めざす県民の姿『5つの目標』」と、その達成のために各関係者等が実施する食育の総合的な推進についての「8つの基本的施策」を提示し、食育を推進してきました。

(1) 5つの目標

- ① 食の重要性を理解し、健康な食を実践できる
- ② 楽しく食事をする習慣を身につける
- ③ 食の安全性を理解した行動ができる
- ④ 地域の伝統的な食文化を理解し、継承できる
- ⑤ 食と農と自然と生命のつながりを理解し、感謝の気持ちをもてる

(2) 8つの基本的施策

- ① 家庭、職場及び地域社会における食育の推進
- ② 学校、保育所、医療機関等における食育の推進
- ③ 生産者と消費者との交流の促進
- ④ 農林水産業の活性化及び農林水産業者への支援
- ⑤ 地産地消の促進
- ⑥ 食文化の継承のための支援
- ⑦ 食育の推進に関する普及啓発
- ⑧ 県民の意見の反映

(3) 達成度の判定

施策の成果や達成度を確認するため、第2次計画に12項目（目標年度：平成28年度）の指標（数値）を設定しました。これらの推進指標の達成状況と今後の課題は次のとおりです。

達成度の判定	◎	「現状値」が「目標値」を達成した場合
	○	「現状値」が第2次計画「策定時値」より前進した場合
	×	「現状値」が第2次計画「策定時値」より後退した場合
	△	「現状値」が第2次計画「策定時値」と変化がない場合
	—	「現状値」が把握できない場合



2 達成状況から見た今後の課題

(1) 目標1 食の重要性を理解し、健康な食を実践できる

① 肥満者の減少（20～60歳代男性の肥満者、40～60歳代女性の肥満者）

20～60歳代男性の肥満者の割合は高くなり、40～60歳代女性の肥満者の割合は、低くなりました。社会環境の変化に伴うライフスタイルの多様化、食生活の欧米化、運動不足といった生活習慣の変容など様々な要因が考えられます。ふだんから適正体重を維持することは、生活習慣病の予防や改善につながり、日頃から望ましい食生活を意識し、実践することが重要です。

指標項目	第2次計画策定時値	現況値	第2次計画目標値	達成度
肥満者の減少				
20～60歳代男性の肥満者	25.9% (1)	28.8% (2)	15%以下	×
40～60歳代女性の肥満者	21.1% (1)	19.7% (2)	17%以下	○

(1) H23保健医療課 (2) H28保健医療課

② 朝食欠食者の減少（3歳児、小学生、中学生、高校生）

③ 朝食欠食者の減少（20歳代男性・30歳代男性）

朝食欠食者の減少に向けた取組については、「食育推進基本計画」を始め、「ヘルスプランぎふ21」や学校における「食育プログラム」などでも一体的に取り組んできましたが、3歳児、小学生、30歳代男性は高くなりました。

特に、3歳児、小学生の朝食欠食については、保護者の影響も大きいことから、保護者（子供）に対し、朝食を毎日食べることは基本的な生活習慣を身につける観点から非常に重要であることなど、保護者（子供）・学校・関係者等が共有し、継続した取組を進めていく必要があります。

指標項目	第2次計画策定時値	現況値	第2次計画目標値	達成度
朝食欠食者の減少				
3歳児	4.7% (3)	5.3% (4)	0%	×
小学生	2.8% (5)	3.7% (6)	0%	×
中学生	6.5% (5)	6.4% (6)	0%	△
高校生	20.8% (7)	20.0% (8)	15%以下	○
20歳代 男性	29.6% (9)	18.2% (10)	15%以下	○
30歳代 男性	27.8% (9)	33.8% (10)	10%以下	×

(3) H23保健医療課 (4) H27保健医療課 (5) H23スポーツ健康課 (6) H27体育健康課
(7) H23保健医療課 (8) H27保健医療課 (9) H23保健医療課 (10) H28保健医療課

(2) 目標2 楽しく食事をする習慣を身につける

④ 朝食を家族とともに食べる人の増加（孤食でない割合）

⑤ 夕食を家族とともに食べる人の増加（孤食でない割合）

ライフスタイルが多様化し、家族そろって朝食をとることが難しくなっており、朝食を家族とともに食べる人の割合は、小学生75.8%、中学生57.4%と年齢が高くなるほど低くなっており、目標に近づいているとは言い難い状況です。

夕食を家族とともに食べる割合は、高校生で81.5%であり、第2次計画策定時より低くなっています。多様な暮らしに対応した楽しく食事をする食育を推進するために、各個人、家庭、企業が食事を一緒に食べることに向けて取り組んでいく必要があります。

家族との共食が難しい場合には、家族だけでなく地域や所属コミュニティの誰かと食べることや、「食べる」という行動だけでなく、買い物や食事の準備、食事の情報を交換する等食行動を共にする「共食」も重要であり、啓発をする必要があります。

指標項目	第2次計画 策定時値	現況値	第2次計画 目標値	達成度
朝食を家族とともに食べる人の増加（孤食でない割合）				
小学生	78.0% (1)	75.8% (2)	90%以上	×
中学生	56.9% (1)	57.4% (2)	70%以上	○
高校生	50.9% (3)	50.2% (4)	60%以上	×

(1) H23スポーツ健康課 (2) H27体育健康課 (3) H23保健医療課 (4) H27保健医療課

指標項目	第2次計画 策定時値	現況値	第2次計画 目標値	達成度
夕食を家族とともに食べる人の増加（孤食でない割合）				
小学生（6年生）	71.7% (5)	—	80%以上	—
中学生（3年生）	57.8% (5)	—	70%以上	—
高校生	83.6% (6)	81.5% (7)	90%以上	×

(5) H22スポーツ健康課 (6) H23保健医療課 (7) H27保健医療課

(3) 目標3 食の安全性を理解した行動ができる

⑥食品のリスクコミュニケーション事業への参加人数

⑦食品のリスクコミュニケーション事業に参加した人の理解度

岐阜県食品安全基本条例に基づき、県民の健康で安心できる食生活を確保するために、食品の安全の確保や県民の食品に対する安心感の向上等を推進しました。県民意識の高まりの中、食品のリスクコミュニケーション事業への参加人数や参加者の理解度については、目標をすでに達成しています。今後も正確で迅速な情報提供、消費者と生産者との交流に取り組んでいく必要があります。

指標項目	第2次計画 策定時値	現況値	第2次計画 目標値	達成度
食品リスクコミュニケーション事業への参加人数	2,520人 (1)	2,909人 (2)	1,800人	◎
食品リスクコミュニケーション事業に参加した人の理解度	89.2% (1)	98.1% (2)	90%以上	◎

(1) H23生活衛生課 (2) H27生活衛生課

(4) 目標4 地域の伝統的な食文化を理解し、継承できる

⑧学校給食における地場産物の使用の増加

⑨朝市・直売所の販売額

学校給食においては、安全で安心な食材の提供とともに郷土料理や伝統料理等を積極的に導入していることから、地場産物の使用割合は31.3%となっており、目標を達成しています。今後も供給体制を整え、「野菜・果物等」の活用について推進していきます。

また、朝市・直売所に対し、生産者の組織化や技術支援を行った結果、販売総額は目標額を達成しています。今後も、魅力ある店づくりを支援し販売額を伸ばしていく必要があります。

指標項目	第2次計画策定時値	現況値	第2次計画目標値	達成度
学校給食における地場産物使用の増加	27.8% (1)	31.3% (2) (速報値)	30%以上	◎
朝市・直売所の販売額	108億円 (3)	138億円 (4)	130億円	◎

(1) H22スポーツ健康課 (2) H27体育健康課 (3) H22農産物流通課 (4) H27農産物流通課

(5) 目標5 食と農と自然と生命のつながりを理解し、感謝の気持ちをもてる

⑩ 食農教育の推進（食育推進ボランティアが実施する食農体験活動の回数）

⑪ 農林漁業体験の機会の増加（農林漁業体験施設数、農林漁業体験者数）

食農教育の推進における食育推進ボランティアが実施する食農体験活動の回数については、地域での食農教育が活発に展開されるようになり、第2次計画策定時よりも増加し目標を達成しています。

また、自然豊かな農村地域において、自然や農林漁業と親しみ、地域の人との交流を進めるグリーン・ツーリズムを推進し、農林漁業体験者数についても目標を達成しています。

指標項目	第2次計画策定時値	現況値	第2次計画目標値	達成度
食農教育の推進 食育推進ボランティアが実施する食農体験活動の回数	176回 (1)	233回 (2)	193回	◎
農林漁業体験の機会の増加 農林漁業体験施設数	81施設 (3)	83施設 (4)	90施設	○
農林漁業体験者数	136,636人 (3)	184,420人 (4)	150,000人	◎

(1) H23農産物流通課 (2) H27農産物流通課 (3) H23農村振興課 (4) H27農村振興課

(6) その他：体制整備

⑫ 市町村食育推進計画の策定

市町村の食育推進計画の策定状況は、40市町村となり目標を達成しています。今後は全市町村策定をめざした支援を行うとともに、改定時期を迎える市町村に対する支援を行っていく必要があります。

指標項目	第2次計画策定時値	現況値	第2次計画目標値	達成度
市町村食育推進計画の策定	22市町村 (1) (52.4%)	40市町村 (2) (95.2%)	30市町村	◎

(1) H23保健医療課 (2) H28保健医療課



ぎふ食育キャラクター
なまずんちょ

1 食育の基本理念

「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、「食」を生み出す「農」の重要性を認識しながら健全な食生活を実践することができる人を育てること

【岐阜県食育基本条例】

食育は、心身の健康の増進と豊かな人間形成の基本です。「食」を通じて生きる力と、生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むことは、県民にとって最も大切な願いのひとつです。本県の食育の基本理念は岐阜県食育基本条例に基づいており、県民の健康で豊かな生活の確保に寄与するよう、食育に関する施策を展開していきます。

「食」

食べ物や食事はもちろん、農作物や食文化、食事のコミュニケーション、食環境などを含む幅広い意味で捉え、「食」を通じた「こころ」を育てることも含みます。

健全な食生活

生活リズムとして規則正しく食事をとること（朝・昼・晩の食事をきちんととる）、栄養面でバランスがとれていること、食品の安全に気をつけること、無駄な食べ残しや廃棄をしないこと、食卓を囲んで家族が一緒に食事することなどをいいます。

2 食育の目的と重点世代

目的

心身の健康の増進と豊かな人間形成の実現
健康寿命の延伸

重点世代

次世代を担う子供と食生活の課題が多い青年期

健康を増進し、健康寿命の延伸を目指すには、子供や若い頃から生活習慣病予防のための健全な食生活を実践することが重要です。また、豊かな人間形成の実現のためには、生活習慣の基礎ができる子供からの食育を推進していく必要があります。

このため、次世代を担う子供と、食生活の課題が多い青年期を重点世代とし、具体的な取組は、乳幼児期から高年期まで生涯を通じて実践します。

3 3つの基本方針

1 多様な暮らしを支える食育の推進

～子供と青年期を重点とし、高年期までの家族形態の変化やライフステージに応じた生涯を通じた食育の推進～

社会環境の変化に伴い、世帯構造や家庭生活の状況が多様化する中、家庭や個人の努力のみでは、健全な食生活の実践につなげていくことが困難な状況も見受けられます。

こうした状況を踏まえ、子供や高齢者を含む全ての県民が健全で充実した食生活を実現できるよう、生涯にわたって間断なく食育を推進する「生涯食育社会」の構築に向け、食育を推進します。

2 食の循環や環境に配慮した食農教育と地産地消の推進

～伝統的な食文化の継承と豊かな農林水産業の活用～

食に対する感謝の念を深めていくためには、自然や社会環境との関わりの中で、食料の生産から消費に至る食の循環を意識し、生産者を始めとして多くの関係者により食が支えられていることを理解することが大切です。

そこで、知識や情報として得るのみではなく体験から体得する食農教育を推進し、岐阜県の豊かな農林水産業に親しみ活用する地産地消を推進します。

また、「和食：日本人の伝統的な食文化」が「自然の尊重」という日本人の精神を体現した食に関する社会的習慣として、ユネスコ無形文化遺産に登録（平成25年12月）されました。

食育活動を通じて郷土料理、伝統食材、食事の作法等、伝統的な食文化に関する県民の関心と理解を深めるなどにより伝統的な食文化の保護・継承を推進します。

3 社会環境づくりの推進と、県民とともに進める県民運動の展開

～関係機関が主体的かつ多様に連携し、協働した食育の展開～

家庭、学校、保育所、医療機関、農林水産業者、食品関連事業者、消費者団体、行政機関等食育に関わるすべての関係者が、相互理解を深めながらそれぞれの立場で食育を推進する社会環境づくりと、すべての県民の参加と協働により、食育の推進を図る県民運動として食育を展開します。

4 目的を実現するための5つの目標

第1次及び第2次計画に引き続き、多くの県民の共通理解と積極的な参加を促すため、「5つの目標」を継続して設定します。

さらに、それぞれの目標を達成するため、具体的な実践項目を掲げ、県民運動として食育を推進します。

なお、第1次計画において重点とした「生活習慣の基礎ができる子供（保護者）」第2次計画において重点とした「青年期」への食育を引き続き強化するとともに、生涯食育社会の実現に向けて「高年期」までの幅広い世代について項目を設定します。

5つの目標

- ① 食の重要性を理解し、健康な食を実践できる
- ② 楽しく食事をとる習慣を身につける
- ③ 食の安全性を理解した行動ができる
- ④ 地域の伝統的な食文化を理解し、継承できる
- ⑤ 食と農と自然と生命のつながりを理解し、感謝の気持ちももてる

5 5つの目標を達成するための指標項目と目標値

食育は、健康や教育・農業・食文化など幅広い分野にわたり、関係者や関係団体の連携や協力を得ながら、県民一人ひとりが自ら取り組む県民運動として推進していく必要があります。

そのため、関係者のネットワークを構築し、全県的な普及啓発を積極的に進めるとともに、地域における実践活動を展開していきます。

そこで、取組の方向に沿った施策の成果や達成度を確認するため、5年後を目途に検証の目安として指標を設定します。

各事項の評価については、設定する指標項目とともに各種調査を行いながら総合的に判断していきます。



ぎふ食育キャラクター
ぎふめぐみん

「5つの目標」を達成するための指標項目と目標値

目 標		指 標 項 目	現 況 値 (28年度)	目 標 値 (33年度)
1	食の重要性を理解し、健康な食を実践できる	【指標1】肥満者の減少 ①20歳～60歳代男性の肥満者 ②40歳～60歳代女性の肥満者	(H28県民栄養調査) 28.8% 19.7%	28%以下 17%以下
		【指標2】低栄養傾向者の増加の抑制 ③低栄養傾向者※（65歳以上） ※BMI20以下	(H28県民栄養調査) 21.1%	22%以下
		【指標3】朝食欠食者の減少 ④3歳児	(H273歳児食生活実態状況調査) 5.3%	0%
		⑤小学生 ⑥中学生	(H28学校給食等実態調査) 1.1% 2.9%	0% 0%
		⑦高校生	(H27高校生の食生活等実態調査) 20.0%	15%以下
		【指標4】朝食欠食者の減少 ⑧20歳代男性 ⑨20歳代女性 ⑩30歳代男性 ⑪30歳代女性	(H28県民健康意識調査) 18.2% 27.6% 33.8% 13.0%	15%以下 15%以下 15%以下 5%以下
2	楽しく食事をする習慣を身につける	【指標6】朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加 ⑭小学生（平日） ⑮中学生（平日）	(H28学校給食等実態調査) 8.54回 6.88回	9回 8回
		【指標7】朝食・夕食を家族とともに食べる人の増加 ⑯高校生（朝食） ⑰高校生（夕食）	(H27高校生の食生活等実態調査) 50.2% 81.5%	60%以上 90%以上
3	食の安全性を理解した行動ができる	【指標8】 ⑱食品リスクコミュニケーション事業への参加人数	(H27生活衛生課) 5,782人 (H26-27)	9,000人 (H26-30)
		【指標9】 ⑲食品リスクコミュニケーション事業に参加した人の理解度	(H27生活衛生課) 98.1%	90%以上
4	地域の伝統的な食文化を理解し、継承できる	【指標10】 ⑳学校給食における地場産物の使用の増加	(H27学校給食栄養報告) 31.3% (速報値)	30%以上を維持
		【指標11】 ㉑朝市・直営所の販売額	(H27農産物流通課) 138億円	140億円
5	食と農と自然と生命のつながりを理解し、感謝の気持ちをもたらす	【指標12】 ㉒農林漁業体験者数の増加	(H27農村振興課) 184,420人	186,000人
その他	体制整備	【指標13】 ㉓市町村食育推進計画を策定する市町村の増加	(H28保健医療課) 40市町村	全市町村

6 岐阜県食育基本条例における施策の基本となる事項

岐阜県食育基本条例では、第2章に「施策の基本となる事項」を以下のとおり定めています。5つの目標を達成するためには、これらの事項を念頭におき、推進していきます。

施策の基本となる事項

- (1) 家庭、職場及び地域社会における食育の推進
- (2) 学校、保育所、医療機関等における食育の推進
- (3) 生産者と消費者との交流の促進
- (4) 農林水産業の活性化及び農林水産業者への支援
- (5) 地産地消の促進
- (6) 食文化の継承のための支援
- (7) 食育の推進に関する普及啓発
- (8) 県民の意見の反映

(1) 家庭、職場及び地域社会における食育の推進 (岐阜県食育基本条例第12条)

食の原点は家庭にあり、特に乳幼児から小学生の時期は家庭への依存度が高く、基礎的な食習慣や食の知識を身につけるためには、何よりも家庭における食生活が重要です。

そのため、家庭における食育を支える環境づくりを支援するとともに、家庭を取り巻く地域の連携を積極的に進めます。

また、就労者に対してもそれぞれの職場における食育を推進し、生涯を通じた健全な食生活の実現をめざします。

(2) 学校、保育所、医療機関等における食育の推進 (岐阜県食育基本条例第13条)

学校や保育所などの集団生活の中で食について多くの仲間と共に学ぶことは、心や身体の成長や人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な食生活を実践する基礎となります。

このため、学校、幼稚園、保育所、医療機関等は、家庭や地域等と連携・協働しながら子供の発達の段階に応じて食育を推進していくことが必要です。

(3) 生産者と消費者との交流の促進 (岐阜県食育基本条例第14条)

食に対する感謝の念を深めていくためには、食を生み出す農林水産業に関する理解が重要です。生産者と消費者が、お互いの立場を理解したうえで、食をめぐる問題や課題を考え、解決のために何をすることが大切か、現状を見直す機会となるように、相互理解を深める交流を進める必要があります。

(4) 農林水産業の活性化及び農林水産業者への支援 (岐阜県食育基本条例第15条)

安全・安心な食料の安定供給、農林水産業の活性化を図るためには、農林水産業者の経営基盤の強化を促進するとともに、生産基盤の整備を推進することが重要です。

そのため、経営感覚に優れた農業経営体の育成や新規就農者の確保を進めるとともに、中山間地域等の条件不利地域では地域の農地を守り、農村集落の活力の維持を図る集落営農組織の育成を進めます。

また、大区画ほ場の整備等の基盤整備により優良農地を確保し、ぎふクリーン農業の推進、新たな産地づくり等により農業・農村の振興を図ります。

(5) 地産地消の促進 (岐阜県食育基本条例第16条)

消費者の安全・安心志向が高まり、朝市・直売所、道の駅などで、県産の信頼できる新鮮な農産物を購入する人が増えています。

県産農畜水産物の消費拡大を一層図るために「地産地消運動」を展開し、消費者がいつでもどこでも県産農畜水産物を手に入れることができるよう生産、流通、消費の間で連携した取組を推進します。

(6) 食文化の継承のための支援 (岐阜県食育基本条例第17条)

日本は、瑞穂の国と呼ばれるように米の栽培を中心とした農業が営まれてきたことから、稲作の作業の節目に行われる行事やそれに伴う食文化など米を中心とした文化を育んできました。このように、食は地域の気候や風土、生活、採れる食材と密接に関わりながら、家庭のなかで親から子へと継承されてきました。

地域で脈々と続いてきた食文化を失わないために、これらの知識を持つ人が地域の人々に普及し継承していく活動を積極的に推進します。

(7) 食育の推進に関する普及啓発 (岐阜県食育基本条例第18条)

食育を県民運動として広く展開していくためには、関係者がお互いの情報を共有し幅広い連携を進めていくことが重要です。また、県民一人ひとりの健全な食生活習慣の定着のためには、県民に「食育」の意識を浸透させていくことが求められます。

(8) 県民の意見の反映 (岐阜県食育基本条例第19条)

食育を県民運動として広く展開していくためには、県が実施する施策の方針や実施方法などに、県民の意見を確実に反映させ、県民が納得できる施策を推進することが重要です。

7 岐阜県食育基本条例「施策の基本となる事項」と「5つの目標」の整理

岐阜県が目指す食育の「基本理念」と第3次計画の「3つの基本方針」、「目的を実現するための5つの目標」の施策体系は次のとおりです。

また、5つの目標を達成するための施策を総合的かつ計画的に推進するため「施策の基本となる事項（条例第12条～19条）」により、関係部局と連携し横断的に推進します。

岐阜県が目指す食育（基本理念）

「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、「食」を生み出す「農」の重要性を認識しながら健全な食生活を実践することができる人を育てること（岐阜県食育基本条例）

基本的な考え方

【目的】 1 心身の健康の増進と豊かな人間形成の実現 2 健康寿命の延伸

【3つの基本方針】

重点世代：次世代を担う子供と食生活の課題が多い青年期

① 多様な暮らしを支える食育の推進

－子どもと青年期を重点とし、高年期までの家族形態の変化やライフステージに応じた生涯を通じた食育の推進－

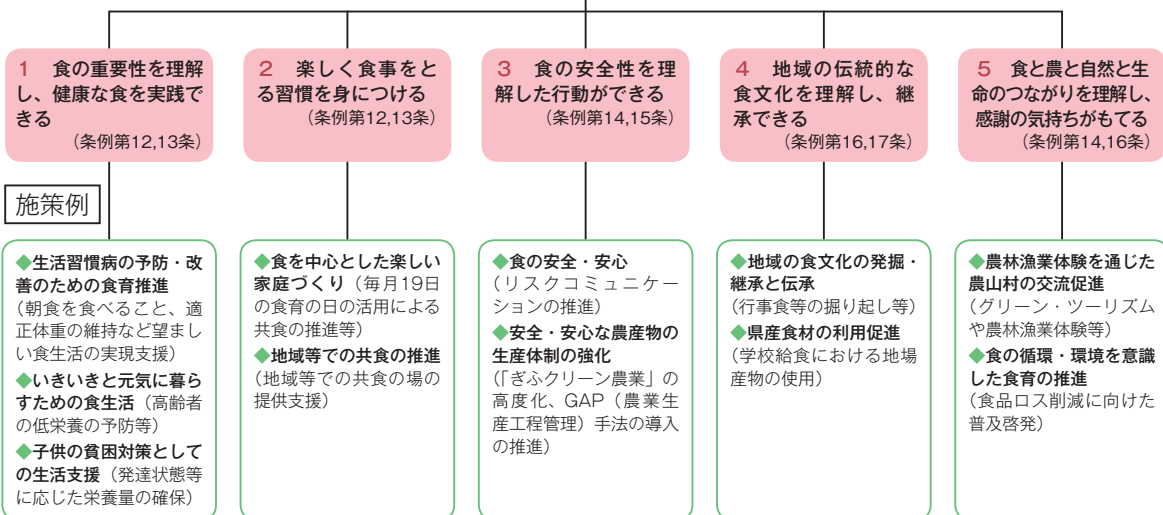
② 食の循環や環境に配慮した食農教育と地産地消の推進

－伝統的な食文化の継承と豊かな農林水産業の活用－

③ 社会環境づくりの推進と、県民とともに進める県民運動の展開

－関係機関が主体的かつ多様に連携し、協働した食育の展開－

目的を実現するための5つの目標

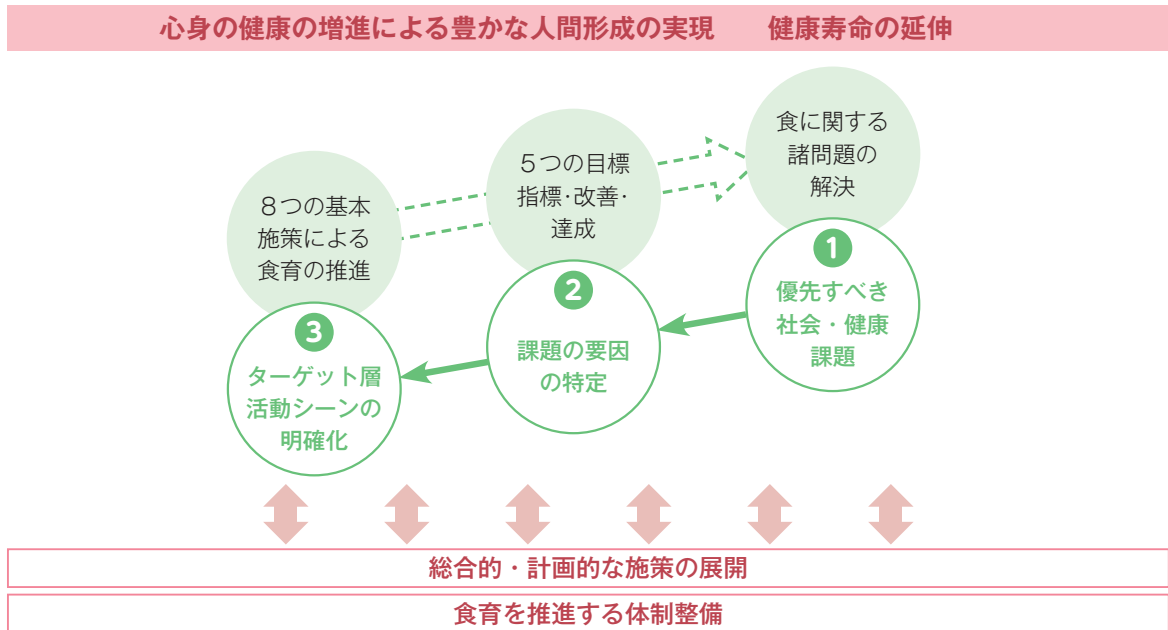


体制整備（条例第18・19条）

◆推進体制の整備（推進会議の開催等）

【参考】今後取り組むべき施策の展開

①優先すべき社会・健康課題を整理し②課題の要因を特定③ターゲット層・活動シーンを明確にし、今後5年間で重点的に取り組むべき施策の方針が「3つの基本方針」です。



多くの県民の共通理解と積極的な参加を促すための「5つの目標」を達成するため、県民が自ら主体的に取り組むことができるよう様々な場面で、食育を推進していきます。

取組と主な対象者

食育の推進にあたっては、子供から高齢者までの幅広い世代の県民が、生涯にわたって間断なく、食育を推進する生涯食育社会を構築していくことが求められます。

生涯食育社会をめざして、各世代の特徴にあわせて効果的に食育を推進するために、主に働きかける県民のライフステージ（世代区分）を6つに分け明示しています。

ライフステージ

世代区分	年齢のめやす	主な活動内容
乳幼児期	概ね0歳から5歳	生活習慣の基礎づくり
学齢期	小学生・中学生	多様な食体験から食に関する自己管理能力を育成する
青年期前半	概ね16歳から25歳	食の自立と健康や社会生活を自覚する
青年期後半	概ね26歳から39歳	生活習慣病の予防と家庭において子供たちへの食育に取り組む
壮年期	概ね40歳から64歳	生活習慣病の予防と食文化の継承に取り組む
高年期	概ね65歳以上	食を通じた生活の質（QOL）の向上と食文化の伝承に取り組む



ぎふ食育キャラクター
ナスキッド

1 5つの目標

目標1 食の重要性を理解し、健康な食を実践できる

(1) これまでの取組の成果

家庭、職場及び地域社会における食育の推進

市町村等では、健診等で生活習慣病の予防を目的に食習慣やライフステージに対応した食生活改善活動が行われ、子供の頃からの食生活の大切さを伝えるとともに、青年期に対する食育が強化され、総合的な取組が行われました。

保護者（子供）のための食育学習会や、企業と協働し職場での給食を食育の媒体とした活動及び「ぎふ食と健康応援店」による食環境づくりを実施し、県民の健全な食習慣の確立を目指し取組ました。

学校、保育所、医療機関等における食育の推進

学校では、学習指導要領に示された食育の推進を踏まえ、学校給食を「生きた教材」として活用した給食指導や教科等の教育活動全体を通して食に関する指導を推進しました。

指導に当たっては、各学校に食育推進委員会を設置し、栄養教諭を中心として食に関する指導の全体計画や食に関する年間指導計画を作成することで、教職員の食に関する指導の理解、家庭や地域との連携が促進され、相互の協働による指導体制が整備されてきました。

その結果、児童生徒の実態調査、保護者を対象としたアンケート調査等からは、「栄養のバランスがとれた朝食をとる家庭の増加」、「給食の残量の減少」などの成果が見られました。

保育所、幼稚園等では管理栄養士や栄養士の食の専門家や保育士等により食育計画に基づき調理実習等が行われ、食を通じた健康づくりの推進が図られました。また、幼児期から、継続的に食育の活動が行われるよう、幼児食農プログラムを活用した栽培から調理までの一連の取組や給食と連動した食育活動が展開され、食べることの大切さや楽しさを味わう経験が提供されました。学校、保育所、幼稚園から家庭に対する啓発も活発となっています。

また、医師、歯科医師が学校等と連携し、食と健康について知識を高め、望ましい生活習慣の形成に向けた活動を展開しました。

(2) 現状と課題

家庭、職場及び地域社会における食育の推進

- ・ 3世代同居世帯が減少し、核家族世帯やひとり親世帯、65歳以上の高齢者の単独世帯が増加するなど世帯構造や社会環境が変化し多様化するなかで、貧困の状況にある子供やひとり暮らしの高齢者等に対する支援が重要な課題になっています。
- ・ 生活習慣病が死因の約6割を占め、がんの75歳未満の年齢調整死亡率や脳血管疾患の壮年期の年齢調整死亡率は減少傾向にあるものの、壮年期の心疾患による年齢調整死亡率は、増減をくりかえしています。健康寿命の延伸の実現に向け、健全な食生活が実践できるよう、減塩の推進や、適正体重の維持等の取組により生活習慣病の発症・重症化予防を推進することが重要です。
- ・ 子供（3歳児、小・中学生）の朝食欠食者の割合は、低い状況ですが、目標値の0%には達していません。この背景には、保護者の食生活の影響を受けていることや、単独世帯、ひとり親世帯などの世帯構造の変化など家庭生活の多様化が影響していると思われます。また、高校生になると朝食の欠食率が著しく増加し、20歳代・30歳代の若い世代の朝食欠食率も他の世代より高くなっていることから、若い世代への取組が重要です。
- ・ 若い世代（20歳代・30歳代）は野菜の摂取量が他の年代に比べ少ないこと、若い女性の

低体重（やせ）が増加していることなど、食の実践状況が他の世代より課題が多く、若い世代に対し食に関する知識を深め、意識を高めることが必要です。

- ・食品表示法の施行に伴い、加工食品の栄養成分表示が義務化され、食環境が整備されています。表示を見たことがある県民は約5割ですが、栄養成分表示を活用している県民は約3割と少ないため、栄養成分表示を見て何をどれだけ食べるとよいかなどを判断し、自らの健康に留意した食品選択を行い、活用できる人を増やすことが必要です。
- ・中食（惣菜等）^{なかしょく}の活用や外食の利用が増えており、これらの効果的な活用方法の啓発や家庭等での食育の推進のみではなく、飲食店への働きかけ等の食環境の整備もさらに進めていくことが重要です。

学校、保育所、医療機関等における食育の推進

- ・「朝食を欠食する児童生徒」は減少傾向にあるものの、家庭の食生活の変化等により、欠食する児童生徒の固定化、また食事内容の偏りなどの課題が見られます。
- ・食をめぐる環境は、グローバル化や情報化によって様々な食に関する価値観や情報が氾濫しており、食に関する正しい知識と判断力を身につけ、食生活を改善するための活動を自ら実践しようとする態度を育成する必要性が高まっています。
- ・近年、食物アレルギーを有する児童生徒の割合が増加傾向にあり、これらの児童生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、医療機関との連携を密に、事故等の未然防止の徹底を主とした学校における食物アレルギーへの対応が求められています。

（3）めざす県民の姿

- ・生活習慣の形成途上にある子供の頃から朝食を毎日食べることや、ゆっくりよくかんで食べることなど、健康的な生活リズムや生活習慣を確立します。
- ・若い世代は、次世代に食育をつなぐ大切な担い手であることを認識し、子供への食育を実践します。
- ・生活習慣病の予防や改善のため、自身の適正体重を知り、自分の身体と活動量に見合う食事の量や内容を理解し、望ましい食生活を意識し実践します。
- ・食品表示や栄養成分表示を理解し、食品の選択に活用します。
- ・高年期の生活の質(QOL)の向上を図るよう、「口腔機能」「低栄養」、「虚弱（フレイル、サルコペニア）」等について理解し、若い世代から予防のための食育を実践します。
- ・食育に関する体験学習などに積極的に参加します。
- ・様々な経験を通して、食に関する知識と食を選択する力を身につけ健全な食生活を実践します。

（4）取組と主な対象者

取組方針	ライフステージ					
	乳幼児期	学齢期	青年期		壮年期	高年期
			前半	後半		
①生活習慣病の予防・改善のための食育推進	○	○	○	○	○	○
②食から始める働き盛りの健康管理	○	○	○	○	○	○
③いきいきと元気に暮らすための食生活					○	○
④地域における体験学習の提供	○	○	○	○	○	○
⑤学校における食育の充実		○	○	○	○	○
⑥楽しく食べる体験から始める保育所・幼稚園の食育	○		○	○		
⑦子供の貧困対策としての生活支援	○	○	○			

①生活習慣病の予防・改善のための食育推進

生活習慣病を予防し、生活の質の低下を防ぐためには、県民自らが主体的に栄養バランスの優れた「日本型食生活」など健全な食生活を実践していくことが重要であり、それを社会全体で支援していく環境整備が求められています。そのため、健康増進計画である「ヘルスプランぎふ21」の「栄養・食生活」分野や「第2期岐阜県歯・口腔の健康づくり計画」の基本的事項も踏まえ、関係機関、団体等も一体となった主体的かつ多様な連携・協働が行えるような取組を推進します。

- ・地域において食生活改善講習会や料理体験講習会を開催し、生活習慣病予防、改善のための減塩や、主食・主菜・副菜を揃えた食事など、適正な食生活について普及します。
- ・健診や保健指導を通じて、健康的な生活が維持できるよう健康な体づくりと望ましい食習慣の指導を行います。また、生活習慣病予防と食物をしっかり噛んで食べることの関連や必要性について指導します。
- ・乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、身体や口腔の発達に応じた指導など地域における食育の推進を図ります。
- ・「8020運動（80歳で自分の歯を20歯以上保とう）」等も踏まえ、各ライフステージにおける歯・口腔機能に応じた食を正しく選ぶことができるような情報の普及啓発をします。
- ・県民を対象とした健康セミナーの開催などにより、県民の健康づくりを支援します。
- ・給食施設について、適切な栄養量の提供が行われるよう指導を行います。
- ・大学等への食育を推進し、学生食堂での健康メニューの提供や正しい食生活情報の普及に努めます。
- ・朝食を食べること、適正体重を維持することなど、生活習慣病の予防に必要な情報の普及啓発を進めます。また、健康に配慮した外食や中食の活用についても啓発を行います。
- ・食品の表示適正化を図るための指導と表示の活用についての啓発を行います。

②食から始める働き盛りの健康管理

働き盛りの人達の中には、毎日の食事を職場など家庭の外でとる人も多く、その食生活の状況が従業員の健康管理、ひいては作業能率にも影響を及ぼすことになります。

そのため、家庭での食育を進めるとともに働く人に対する食育も重要であり、職場給食や健康管理部門、家庭における食育との連携を図りながら社会全体で推進していきます。

- ・県民の健康づくりをサポートする飲食店などを「ぎふ食と健康応援店」に登録し、飲食店等を通じた食に関する知識の普及啓発をします。
- ・職場の食堂などにおいても、より一層健康に配慮したメニューの提供や、栄養・食生活に関する情報提供ができるよう企業と連携して支援します。
- ・企業の健康管理部門と給食部門が協働して食育を推進できる場を設定します。
- ・事業主や衛生管理者に対し、従業員の健康と食育についての理解を深め、各職域で健康づくりに取り組むよう働きかけをします。
- ・事業主は従業員の健康や食育を価値あるものと認識し、地域と連携して従業員の健康管理に努めます。
- ・健診や保健指導を通じて適正体重の維持や朝食を毎日食べることなど健康的な生活を維持できるよう健康な体づくりと望ましい食習慣の指導を進めます。
- ・食品関係団体は、健康づくりのための食生活の重要性を認識し、飲食店等での減塩の推進や栄養バランスのとれたメニューの提供を行います。

③いきいきと元気に暮らすための食生活

いつまでもいきいきと元気に暮らすことは、県民すべての願いであり、生涯にわたって心身の健康を確保するためには、一人ひとりが高年期について理解し、栄養バランスに配慮した食事を習慣的にとることが必要です。

このため、高齢者がいきいきと生活できるよう低栄養と関連の深い虚弱予防にも配慮し、生活の質の向上が図られるよう食育を推進します。

- ・施設や市町村において効果的な介護予防事業が実施できるよう従事者の資質向上に努め高齢者への食育を推進します。
- ・在宅療養者食事・栄養支援に関わる環境整備の一環として宅配業者と連携した食事内容や食形態の指導等を行い、在宅での栄養管理ができる体制の構築を推進します。
- ・給食を提供している施設において、利用者に適した栄養管理の実施や、家族等への健康情報の提供ができるよう指導します。
- ・高齢者について、身体機能・生活機能と食を通じた健康で健やかな暮らしができるよう支援します。
- ・介護予防事業（一次予防・二次予防）により、運動、栄養、口腔などの教室を実施します。
- ・低栄養予防に関する講演会や料理教室の開催等により、食生活改善に必要な情報の普及啓発を進めます。

④地域における体験学習の提供

社会全体で食育を推進するためには、県民の身近なコミュニティである地域全体で食育に取り組むことが必要です。

このため、食に関わる関係機関や関係団体等に食育への参加を促し、連携して地域における活動を進めていく必要があります。

- ・食育活動を実践する食育推進ボランティアの育成を進めるとともに、地域での活動が円滑に実施できるよう支援します。
- ・食に関連する各種ボランティア団体等の交流の場の提供を図り、連携のとれた広域的な食育を推進します。
- ・食育推進ボランティアは食に関する知識の習得に努め、食育活動を実践し、地域で活動します。
- ・地域の子供会等の場を活用し、調理・農作物の栽培・農作業体験を通じた食や農の知識の習得など食育の活動を支援します。
- ・農林業体験ツアーや環境保全活動を支援します。
- ・食事の重要性や、調理方法、農業体験などについて具体的に普及します。

⑤学校における食育の充実

児童生徒の将来的な食に関する自立を見据え、小・中学校を中心とした学校段階に応じた食の実践力を育成するための指導を充実させるとともに、就学前や高校を含めた学校間の接続を意図した食育を推進し、望ましい食習慣が形成されるよう指導の充実を図ります。

また、食物アレルギー等の食に関する健康課題への対応については、一人ひとりの子供に応じた個別的な相談指導の一層の充実を図ります。

- ・児童生徒が、食に関心をもち、正しい食習慣を身に付けるために、各学校段階に応じた食に関する実践力を育成します。
- ・学校給食を実施している小・中学校を中心とした取組に加え、児童生徒の発達の段階を踏まえた体系的な指導内容を整理し、就学前、高等学校卒業以降にも目を向けた一貫的な食

育を推進します。

- ・学校における食育推進の取組を広く普及・啓発するとともに、家庭の実情や子供のライフスタイルに応じた食に関する指導を充実するために、家庭や地域の関係機関等と一層の連携を図ります。
- ・栄養教諭は、学級担任、養護教諭、学校医、学校歯科医等と連携して、保護者の理解と協力の下に、過度の痩身や肥満、食物アレルギー等、食に関する健康課題を有する児童生徒等に対しての個別的な相談指導を行うなど、望ましい食習慣の形成に向けた取組を推進します。

⑥ 楽しく食べる体験から始める保育所・幼稚園の食育

食習慣の確立時期である幼児にとっては、保育所や幼稚園での毎日の生活が家庭生活と同様重要なものとなります。

このため、地域の特色を活かした給食の適切な栄養量の確保や、保育の中での食農体験活動などを通して、子供や保護者などの家庭全体が食に対する理解を深めることができるよう食育を推進していきます。

- ・保育士や幼稚園教諭に対する研修会を開催し、日常的に食育の重要性を理解した保育活動が実践できるよう支援します。
- ・給食を実施している施設に対し、幼児に必要な栄養バランスの知識を普及するとともに、担当者の研修会を開催します。
- ・積極的に食育に取り組んでいる事例を研修会等の機会に情報提供し、保育所における食育の推進を支援します。
- ・五感を使う食農教育プログラムを保育所等へ普及し、より効果的な活動ができるよう支援します。
- ・食育推進ボランティアは、エプロンシアターや紙芝居など子供の興味を引く媒体を活用した食育を普及啓発します。
- ・幼児期から楽しく農作物の栽培や料理ができるように親子料理体験教室など体験の場を設けます。

⑦ 子供の貧困対策としての生活支援

「子供の貧困対策に関する大綱（平成26年8月29日閣議決定）」に基づき、子供の食事・栄養状態の確保、食育の推進に関する支援を行います。

乳幼児健康診査における栄養指導の機会等を活用し、子供の食生活の状況把握に努め地域における食育を推進します。

- ・乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、発達に応じた指導などを実施します。
- ・保育士・幼稚園教諭や放課後指導支援員などを対象とした研修会を開催し、子供に関わる関係者の共通理解を図ります。
- ・保育所を始めとした児童福祉施設において、子供の発育・発達状態、健康状態、栄養状態、生活状況を把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めます。
- ・困難を抱える家庭の児童を対象とした学習支援事業（居場所づくり）を支援します。
- ・こども食堂の実施など、食の提供ができる体制を支援します。

中食（なかしょく）

レストラン等へ出かけて食事をする外食と、家庭内で手作り料理を食べる「内食（ないしょく）」の中間にあって、市販の弁当や惣菜等、家庭外で調理・加工された食品を家庭や職場・学校・屋外等へ持って帰り、そのまま（調理加熱することなく）食事として食べられる状態に調理された、日持ちのしない食品の総称のことです。

フレイル

「加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」のことです。

サルコペニア

加齢に伴い、筋肉量が減少することです。

出典：後期高齢者の保健事業のあり方に関する研究



ぎふ食育キャラクター
さやろたん

目標2 楽しく食事をする習慣を身につける

(1) これまでの取組の成果

家庭、職場及び地域社会における食育の推進

誰かと一緒に食事をしたり、食事の話題を共有したりすることが、人との関わりを広げ、愛情や信頼感を育むこと、食事のマナーを身につけ、栄養バランスもよくなることなど食の知識等を得るために重要な場であることを普及啓発しました。

学校、保育所、医療機関等における食育の推進

各学校等では、学校給食の時間を通して、仲間と一緒に食事をするにより、食事のマナーを身につけたり、楽しく会食したりすることの重要性について指導しました。

また、朝食欠食とともに共食についての実態に応じ、毎年6月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」、毎月第3日曜日の「家庭の日」等の機会を捉えて、保護者や地域の方を対象とした給食試食会の実施、広報誌等による学校での食育の取組掲載、食育講座や授業公開など、家庭、PTA、関係団体等が連携・協働した取組を推進するとともに、その成果の周知・普及に努めました。

(2) 現状と課題

家庭、職場及び地域社会における食育の推進

- ・ 家族が食卓を囲んで食事をとりながらコミュニケーションを図ることは食育の原点であり、食の楽しさを実感するだけでなく、食に関する基礎を習得する機会にもなっています。
- ・ 朝食、夕食を家族等と一緒に食べる人の割合は、経年的な大きな変化はありませんが、ひとり親世帯、高齢者の一人暮らしなど、様々な家族の状況や生活の多様化により、朝食において家族との共食が「ほとんどない」人は約2割です。
- ・ 昔ながらの、家族で囲む機会が失われつつあり、単に栄養摂取の不足という課題だけでなく、家族間のコミュニケーション不足、食事のマナーやしつけなど、豊かな人間性を育む家庭の教育力の低下が懸念されています。このため、家庭において食を楽しむ食育が実践されるように地域社会や保護者が身を置く職場など、あらゆる機会や場所を活用した「食を楽しむ」食育を推進していくことが重要です。
- ・ 家族との共食が難しい人にとって仕事と生活の調和を図るとともに、地域や所属するコミュニティ（職場等を含む）における共食の機会が重要であることを啓発していく必要があります。

学校、保育所、医療機関等における食育の推進

- ・ 近年の食生活の変化は、児童生徒等に限ったものではなく、保護者自身の食生活のスタイルへと変わるなど、食の多様化が進む一方であることから、PTAとの連携による「早寝、早起き、朝ごはん」運動等の推進により規則正しい生活リズムの形成や共食の増加等、家庭における食生活の改善が必要です。

(3) めざす県民の姿

- ・ 日常生活の基盤である家庭において、家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることは、子供への食育を推進していく大切な時間と場である認識を持ちます。
- ・ 共食は心身の健康を良好にするだけでなく、次世代に自らの知恵や技法や食の大切さを伝

える重要な役割を担っていることを意識し、実践します。

- ・食事のマナーや挨拶習慣など食や生活に関する基礎の習得に努めます。
- ・家族と一緒に食卓を囲んで食事しながらコミュニケーションを図り、バランスのよい食事の摂取や基本的な生活習慣の確立と、マナーの習得に努めます。
- ・「食べる」という行動だけに着目するのではなく、食事を食べる前後の行動（献立を決める、買い物をする、一緒に作る、食器を並べる、食器を洗う、片付ける等）を共にすることや、食事の感想を言い合うこと、食事の情報を交換するなど、家族や地域で誰かと食行動を共にする広義の共食を理解し、実践します。
- ・家族だけでなく、地域や所属コミュニティでの共食も大切であることを理解し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を大切にします。

（4）取組と主な対象者

取組方針	ライフステージ					
	乳幼児期	学齢期	青年期		壮年期	高年期
			前半	後半		
①食を中心とした楽しい家庭づくり	○	○	○	○	○	○
②楽しく食べる体験から始める保育所・幼稚園での共食の推進	○		○	○	○	○
③学校における共食の推進		○	○	○	○	
④地域等での共食の推進		○	○	○	○	○

①食を中心とした楽しい家庭づくり

家庭での共食は「いただきます」「ごちそうさま」など食事の挨拶の習慣や食事のマナーなど食や生活に関する基礎を習得するとともに食卓を囲む家族団らんによる食事の楽しさを実践する場です。

また、共食をすると「主食・主菜・副菜」のそろった食事をとることが多くなり、栄養バランスに配慮した食生活を実践しやすくなります。

食育を実践するため、管理栄養士等食育に関する指導者やボランティアにより「共食」に関する適切な知識を普及することや、実践機会を提供するなどにより、広く県民の食への関心を呼び起こし、健全で楽しい食習慣の確立を推進します。

- ・妊産婦や乳幼児を対象とした母子保健事業の中で「食育」の視点を取り入れた保健・栄養指導等の充実を図り、基礎となる食生活の習慣づけを推進します。
- ・毎月第3日曜日の「家庭の日」・毎月19日の「食育の日」を活用し、家族そろった食事の普及啓発を推進します。

②楽しく食べる体験から始める保育所・幼稚園での共食の推進

集団生活での給食の中で食卓を囲む団らんによる食事の楽しさを実感し、食事のマナーや「いただきます」「ごちそうさま」といった挨拶など食や生活に関する基本を学びます。

また、家族や仲間などと一緒に食事を経験することにより、安心感や信頼感を深めていくことも重要です。安心感や信頼感を持つことで人や社会との関わりを広げていくことができます。

- ・保育所や幼稚園での集団生活を通じて、食事のマナーを習慣化させます。
- ・保育士や幼稚園教諭に対する研修会を開催し、日常的に食育の重要性を理解した保育活動が実践できるよう支援します。

- ・積極的に食育に取り組んでいる事例を研修会等の機会に情報提供し、保育所や幼稚園等での食育を支援します。
- ・毎月第3日曜日の「家庭の日」毎月19日の「食育の日」を活用し、家族そろった食事の普及啓発を推進します。
- ・食育だよりや給食だよりなどを活用し、共食の重要性を家庭等へ普及します。

③学校における共食の推進

学校では、給食の時間を中心に、協力して準備・片付けをすることや箸の使い方等のマナーを身につけたり、会話を楽しみながら食事をしたりすることを通して、望まし人間関係の形成を図ります。

また、家庭科の授業や総合的な学習の時間における調理実習において、仲間と協力して調理をしたり、会食をしたりすることによって、食事を通じた人間関係の形成を図ります。

- ・児童生徒等の基本的な生活習慣の形成について、個々の家庭や子供の問題として見過ごすことなく、望ましい生活習慣を形成し、生活リズムの向上を図るために、幼児期からの食に対する体験の重要性、家庭の味の大切さ、家族で一緒に食事をする共食の重要性等について、学校での取組を通じて家庭へアプローチしていきます。さらに、将来の親を育てるという観点から高等学校における食育の充実も図ります。
- ・児童生徒等が実際に自分で料理をつくるという体験を増やしていくとともに、親子料理教室等、食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会を提供する活動を推進します。また、学校を通じて、保護者に対する食育の重要性や適切な栄養管理に関する知識等の啓発に努めます。
- ・家庭への啓発に当たっては、保護者に直接アプローチする方法の他に、児童生徒を通して家庭にアプローチするなど、食育に関心の低い保護者に対する啓発方法を工夫し、粘り強く続けていきます。

④地域等での共食の推進

家族だけでなく、友人や地域の人など誰かと一緒に食べることや食行動を共にすることも共食です。

会話を楽しみながら食事をするなど人とのコミュニケーションが食事をおいしく楽しいものにしてくれ、人間関係を良好にします。

また、一緒に食べると、おかずも味も広がり栄養バランスもよくなります。

友人、仕事や趣味の仲間と一緒に食べるほか、地域のイベントなど共食の機会の活用を促します。

- ・若い世代の食に対する意識の向上を図り、行動変容ができるための食育を推進します。
- ・企業の健康管理部門と連携し、職域において共食を啓発します。
- ・地域での共食の場の提供を支援するとともに、料理教室等を通じて共食の場を提供します。
- ・高齢者については、身近な市町村が主体的に「共食」の場をつくれるよう、各地域の現状や介護予防事業等とも連携を図りながら支援を行います。

家庭の日・早く家庭に帰る日

岐阜県では、「岐阜県家庭教育支援条例」において、家庭教育についての関心と理解を深め、積極的に家庭教育を実践する意欲を高めるため、毎月第3日曜日（家庭の日）と「8」のつく日（早く家庭に帰る日）を「家庭教育を実践する日」としています。

「ワーク・ライフ・バランス」

仕事と生活の調和のことです。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。

食育月間

毎年6月は「食育月間」です。

関係者との緊密な連携・協働を図り、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施することにより、食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的参加を促し、一層の充実と定着を図るための取組です。

食育の日

毎月19日は「食育の日」です。1年を通じて継続的に食育推進運動を展開するため、「家族そろって食卓を囲む」など実践し、日頃の食生活を見直す機会です。



ぎふ食育キャラクター
うまがっきー

目標3 食の安全性を理解した行動ができる

(1) これまでの取組の成果

生産者と消費者との交流の促進

消費者を対象に食品についての正しい情報を提供するとともに、生産者と直接対話できる現地視察等を行うことにより、消費者と生産者の相互理解、食品購買時の判断力の向上を図ることができました。

食品表示関係法令を所管する各機関合同で監視指導を実施し、食品表示の適正化に努めました。

農林水産業の活性化及び農林水産業者への支援

棚田地域をはじめとする農山村地域において、棚田の保全活動や農林漁業体験を進めた結果、食や農に対する知識の向上や理解の醸成が図られました。

就農に関する情報をインターネット上で一元的に提供する「ぎふ就農ナビ」を運営し、就農希望者等へ就農関連情報の提供、就農相談会・研修会を開催し、農業者の担い手を育成しました。

化学肥料、化学合成農薬を節減した環境にやさしい「ぎふクリーン農業」による安全な農産物の生産を推進するとともに、ぎふクリーン農業PRキャンペーン等により消費者理解の促進に努めました。

地域の共同活動により支えられている「農業・農村の持つ多面的機能」の維持・発揮のため、地域資源の管理・保全活動の支援を実施した結果、耕作放棄地の発生を未然に防止するとともに、地域住民や企業などの取組により、耕作放棄地の解消が図られました。

(2) 現状と課題

生産者と消費者との交流の促進

- ・食品のリスクについての情報を積極的に求める消費者が増え、食品の安全性と信頼に関する情報提供を迅速かつオープンに行う必要性が高まっています。
- ・食品の生産者と消費者が相互に理解しあえる顔の見える関係づくりを通じ、信頼関係の構築が進んでいますが、信頼の醸成にゴールはなく、今後も相互理解を深めていくことが大切です。
- ・ぎふクリーン農業の表示制度に登録された生産面積は、平成27年度目標14,500haを超え、16,037haに達しました。また、消費者PRキャンペーン等により、県民のぎふクリーン農業の認知度は38%（H27県政モニター調査）となりました。今後はGAP（農業生産工程管理）手法の導入等による、ぎふクリーン農業の高度化を図ります。

農林水産業の活性化及び農林水産業者への支援

- ・農業用施設の老朽化や農業者の減少と高齢化の進行により、「担い手不足」や「施設管理体制の弱体化」が問題となっています。
- ・岐阜県の8割以上を占める中山間地域においては高齢化や過疎化の進行に伴い集落機能や耕作意欲の低下が危惧される中、耕作放棄地が増加傾向にあります。
- ・耕作放棄地の解消について、解消面積に占める保全管理状態の農地が多く、再び耕作放棄地になることが懸念されます。
- ・新規就農者の約5%が、経営の不安定さや地域内での孤立により離農しています。新規就農者が地域に定着して中核的な担い手になるような支援が必要です。



(3) めざす県民の姿

- ・健全な食生活の実現に当たり、食品の選び方や適切な調理・保管の方法など食の安全性について基礎的な知識を持ち、その知識を踏まえて行動します。
- ・生産者等との交流会などに参加し情報の収集に努め、食品のリスクについて理解を深めます。
- ・食品の流通の仕組みの理解や食品表示の見方、食の選択について、子供へ伝えていきます。



(4) 取組と主な対象者

取組方針	ライフステージ					
	乳幼児期	学齢期	青年期		壮年期	高年期
			前半	後半		
①食の安全・安心	○	○	○	○	○	○
②農林生産の担い手の育成・確保			○	○	○	○
③安全・安心な農産物の生産体制の強化				○	○	○
④生産基盤の整備		○	○	○	○	○

①食の安全・安心

食品表示関係法令による監視指導などにより、県内に流通する食品表示の適正化を図るとともに、リスクコミュニケーションを推進することにより、食品に対する安心感の向上を目指します。

- ・食品関連事業者等に対し食品表示が適正に行われるよう指導を行うとともに、食品表示に関する正しい知識の普及を進めます。
- ・消費者が正しい知識を持って食品を選択できるよう、消費者に対して食品表示の知識を普及します。
- ・食品の安心感を向上させていくためには、行政や食品の専門家が一方向に情報共有を行うのではなく、リスクや対策についてあらゆる情報を共有し、双方向の意見交換を通じ、消費者をはじめとした全ての関係者が正しい知識・情報に基づいて、自ら判断し選択できる能力を身につけるためのリスクコミュニケーションを推進します。

②農林生産の担い手の育成・確保

認定農業者・法人経営体を地域の担い手として明確に位置づけ、農地の面的集積を進め規模拡大を図るとともに、法人化を推進します。

就農希望者が確実に就農できるよう、県下各地域に一貫した就農支援ができる体制を整備し、就農・営農定着までを支援します。

認定農業者等の担い手が不足する地域では、地域の話し合いと合意形成に基づき、小規模な農家や兼業農家等も構成員となる集落営農組織の育成を推進します。

- ・地域の核となる認定農業者等の担い手の育成・確保と安定経営を推進します。
- ・一貫した新規就農支援体制づくりを推進します。
- ・集落営農組織の法人化、多様な担い手が支える集落営農を推進します。
- ・新規就農や集落営農組織の法人化を支援します。
- ・認定農業者などの農業経営体が地域農業の中心となり効率的かつ安定的な農業経営を行うとともに、中山間地域等では小規模農家等が共同で農作業を行う集落営農組織が農地を守っています。地域において一貫した新規就農支援体制を整備し新規就農者数の増加をめ

致します。

③安全・安心な農産物の生産体制の強化

消費者に安全・安心な農産物を提供するための生産体制の強化に努めます。

- ・「ぎふクリーン農業」の高度化を図るため、普及指導員の養成研修や実践事例を学ぶセミナーの開催などを通じ、GAP（農業生産工程管理）手法の導入を推進します。
- ・出荷・販売される農産物の安全を確保するため、ぎふクリーン農業生産登録者や朝市・直売所出荷者を対象に、残留農薬の自主検査を促進します。

④生産基盤の整備

多面的機能支払交付金等を活用し、優良農地の維持・保全と耕作放棄地発生の未然防止及び解消を促進します。

優良農地や農業用水を確保し、担い手への農地集積を加速するため、生産基盤の整備を実施します。

- ・優良農地の確保と耕作放棄地の有効活用を促進します。
- ・農地の利用集積・集約化を加速するため、農地中間管理機構と連携したほ場の大区画化や水田の乾田化などの基盤整備を進めます。
- ・安定した食料供給力を確保するため、基幹的な農業水利施設の改修や機能確保に向けた保全対策を推進します。
- ・中山間地域では、地形に応じたほ場や農道の整備など、地域の状況に即したきめ細かな基盤整備を進めます。
- ・大区画ほ場の整備や暗渠排水整備等の基盤整備により、優良農地が確保され、食料の安定的な供給を目指します。

リスクコミュニケーション

食品の安全性について、食品を取扱う事業者、消費者、行政関係者がそれぞれの立場から情報や意見の交換を行い、共通の理解を図っていくことです。

ぎふクリーン農業

たい肥などによる土づくりと様々な栽培技術を組み合わせて、化学合成農薬及び化学肥料を従来の栽培より30%以上削減した栽培方法のことです。

GAP（農業生産工程管理）

食品安全（農薬、肥料、食中毒菌、異物混入など）や環境保全、労働安全などに関する危害を低減するために定めた生産工程ごとの点検項目に沿って農作業を行い、記録、点検、改善を行うことで、適正な農業を実践する生産管理手法のことです。

目標4 地域の伝統的な食文化を理解し、継承できる

(1) これまでの取組の成果

地産地消の促進

県産農畜水産物の積極的な活用を促進するため、県内小中学校等の給食用食材購入経費の一部を助成し、地産地消を推進しました。学校給食では、米、牛乳、うどんの小麦粉は100%県内産を使用しています。

各学校では、学校での食育を行う上での基本となる安全で安心な学校給食の提供とともに、県産食材を利用した学校給食を生きた教材として活用することで、児童生徒の地産地消、食文化、生命、自然や環境等の理解が深まりました。

また、地域の生産者団体等と連携し、学校教育を始めとする様々な機会を活用して、児童生徒に対する農業体験や食品の調理に関する体験等の機会を提供してきました。

県内朝市・直売所や量販店、飲食店などと連携し、県産農畜水産物の販売フェアやメニューフェアなど集中的に開催する「地産地消Weekぎふ」を実施し、販売額が増加しました。

食文化の継承のための支援

地域の伝統料理等の掘り起こしや調理法のアレンジを行い、地域講習会等を通じて普及啓発を行いました。

食は命の源であることを基礎に、地域の食材を生かした郷土料理などを中心とした食育講座を開催し、食文化についての理解を深め、実践力が身につくよう支援しました。

食育推進ボランティアとの協働による体験活動などにより、食文化を受け継ぐ意識が醸成されました。

各学校では、食育の日や食育月間、学校給食週間等において、県産食材や郷土料理等を計画的かつ積極的に学校給食の献立に取り入れることで、食べることの大切さや楽しさ、栄養バランスや望ましい食習慣の指導とともに、児童生徒の地域の農畜水産物や食文化に対する理解が深まりました。

(2) 現状と課題

地産地消の促進

- ・学校給食施設における地場産物の活用割合は、近年は目標値の30%前後を推移していますが、大規模共同調理場が増加傾向にある中、地場産物の使用割合を高めるために、生産や流通等の体制を整えることが必要です。
- ・生産者と消費者の顔が見える関係をつくり、信頼を深めるため県民の地産地消に対する理解の促進、どこでも県産農畜水産物が手に入る仕組みづくり、学校給食への県産野菜や果実等の導入の促進など、より一層の地産地消の推進が必要です。

食文化の継承のための支援

- ・近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など、「和食」をはじめとした伝統的な食文化の存在感と活力が徐々に失われつつあります。さらに、地域においてもこのような知識を持つ人が減少し、食文化の継承が難しくなり、核家族の家庭が多くなる中で、家庭においても郷土料理等が提供されるように保護者への啓発を一層充実させる必要があります。



(3) めざす県民の姿

- ・四季の旬の食材を楽しみ活用しながら食事をします。
- ・地域の行事や季節の食材を知り、地域や季節の料理に興味を持ち、調理します。
- ・伝統食材をはじめとした地域の食材を生かした郷土料理等、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸使い等の食べ方・作法を受け継ぎ、地域や次世代へつなげます。



(4) 取組と主な対象者

取組方針	ライフステージ					
	乳幼児期	学齢期	青年期		壮年期	高年期
			前半	後半		
①地域の食文化の発掘・継承と伝承	○	○	○	○	○	○
②学校給食を活用した郷土料理等の提供		○				
③学校給食における県産食材の利用促進		○				
④食品関連事業者等との連携強化		○	○	○	○	○
⑤朝市・直売所の活動支援			○	○	○	○

①地域の食文化の発掘・継承と伝承

岐阜県は豊かな清流の恵みと、清流に育まれた自然、歴史、伝統、文化、技などふるさとの宝ものがあり、四季や地域ごとの特色のある豊かで多様な食文化や、地域の伝統的な行事は誇ることのできるものです。

食文化の知識を持つ人などを「食育推進ボランティア」として育成し、地域に伝わる郷土料理等、食の知恵や技を継承する地域活動を推進します。

また、県内の郷土料理等について情報を収集し、情報提供します。

- ・子供が地域の食材や食文化について料理体験を通して自分で学び、継承できるよう支援します。
- ・食育推進ボランティア等の育成を進め、食文化の継承・伝承活動を支援します。
- ・県内の郷土料理等食文化の情報を県民へ提供します。
- ・子供会や地域活動、学校における総合的な学習等の時間を活用した郷土料理等の料理教室を開催します。
- ・地域の高齢者等からの聞き取りや文献調査により郷土料理等を発掘し、伝承に努めます。

②学校給食を活用した郷土料理等の提供

地域の実情に応じて様々な工夫をしながら、郷土料理等を組み合わせた学校給食を通じて、児童生徒等がわが国の伝統的な食文化を学んだり、郷土を愛する心を育んだりする取組を積極的に推進します。

- ・毎月19日の「食育の日」をはじめとして、学校給食の献立に郷土料理等を積極的に取り入れます。
- ・各学校では、郷土の食文化等に関わる取組を、家庭や地域等と連携して推進します。

③学校給食における県産食材の利用促進

学校給食の食材として、生産者、流通業者、学校給食関係者との連携により、地元で生産された農産物をはじめとした県産農畜水産物の積極的な利用を推進します。

- ・生産者団体・卸売市場・納入業・農産物直売所などの連携により、県産農畜水産物の供給体制づくりを促進します。
- ・児童生徒等の食に関する感謝の念や理解が深まるよう、学校給食の時間はもとより、各教科等における生産者等との様々な学習や体験を通して、食料の生産から消費に至るまでの食に関する成り立ちを学ぶ取組を推進します。

4 食品関連事業者等との連携強化

生産者や流通業者など食品関連事業者等と連携を強化し、県産農畜水産物の活用などを推進します。

- ・生産者や流通業者などとの連携を強化し、量販店における地産地消コーナーの設置など地産地消運動を推進します。
- ・スーパーマーケットなど量販店における県産農畜水産物コーナーの設置や、飲食店等による県産農畜水産物を活用したメニュー提供等を促進します。
- ・地域や県産食材の理解を深め、食品関連事業者それぞれでの取扱いを積極的に促進します。

5 朝市・直売所の活動支援

朝市・直売所運営組織の強化など、生産者の顔の見える朝市・直売所づくりを推進するとともに、近隣の朝市とのネットワーク化による品揃えの確保など、消費者にとって魅力ある朝市・直売所づくりを推進します。

- ・朝市・直売所の情報を発信します。
- ・魅力ある朝市・直売所づくりをめざし、計画生産や新規作物の導入、売り場の改善、組織の強化などを推進します。

地産地消は、いいことがいっぱい！

地産地消：その土地でとれた農畜水産物をその地で消費することです。

(1) 地産地消の具体例

- ① 直売所での地場産物の直接販売
- ② 地場農産物を活用した加工品の開発
- ③ 学校給食や社員食堂での地場産物の使用
- ④ 地域の消費者との交流・農業体験活動

(2) 地産地消の効果例

- ① 「食」と「農」の結びつきの強化
 - ・消費者にとっては「顔が見える関係」で生産状況も確かめられ、新鮮な農産物を消費できる。
 - ・消費者ニーズに対応した生産が展開される。
 - ・自給率の向上につながる。
 - ・消費者と生産者との交流が図られ、食育の機会として重要。
 - ・地域の食材を活用して地域の伝統的な食文化の継承につながる。
- ② 加工、観光等との連携により地域の活性化に貢献。
- ③ 流通コストの削減（地球温暖化等の環境問題に貢献）。

目標5 食と農と自然と生命のつながりを理解し、感謝の気持ちをもてる

(1) これまでの取組の成果

生産者と消費者との交流の促進

小学生等を対象に水田や農業用排水路における生き物調査や環境学習等の農業体験等を推進し、食や農の関わりについて理解が醸成されました。

子供の学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支える教育活動としての体験を推進するため、農村地域の受入体制の充実を図りました。

都市住民や若者の田園回帰志向を追い風に、農山村地域での農林漁業体験等を推進した結果、都市住民などの消費者と地元農家などの生産者との交流が促進されるとともに、生命や農、食についての理解向上を推進しました。

地域の食材の理解を深めるために、地域の生産者と交流をし、学校給食の献立に郷土料理等を積極的に取り入れました。

地産地消の促進

地域で生産された農畜水産物は「顔が見える関係」で生産状況等の食材の詳細について確かめるとともに生産者や生産過程等を理解することにより、食べ物への感謝が育まれます。

学校では、地域の生産者団体等と連携し、様々な機会を活用して、子供に対する農業体験や調理に関する体験等を経験することにより食に対する感謝の気持ちをもてるようになりました。

(2) 現状と課題

生産者と消費者との交流の促進

- ・豊かな自然に満ちあふれ、生命を育み、生活のぬくもりが感じられる農山村が多い岐阜県において、特に子供が自然と農林業に親しみながら、生命、農や食の価値を理解することを通じ健全な心身を育むことが重要ですが、その機会は昔に比べ少なくなっています。

地産地消の促進

- ・日本は食料や飼料など多くを海外からの輸入に頼っている一方で、まだ食べられるのに廃棄されている食品ロスが問題となっており、その約半分が家庭から発生しています。

(3) めざす県民の姿

- ・「いただきます」「ごちそうさま」など食事のあいさつを通して、自然への恩恵、生産や調理等をしてくれた人への感謝の気持ちを表します。
- ・食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや食に関わる人々の様々な活動によって支えられていることについて理解します。
- ・毎日食べている物も、それが食卓に辿り着くまでの道のり（食べ物の循環）を知ることで、生産者等多くの人に支えられてきたものであることを実感し、食品ロスの削減に努めます。
- ・食農体験など積極的に参加します。

（4）取組と主な対象者

取組方針	ライフステージ					
	乳幼児期	学齢期	青年期		壮年期	高年期
			前半	後半		
①農林漁業体験を通じた農山村の交流促進		○	○	○	○	○
②食の循環や環境を意識した食育の推進	○	○	○	○	○	○

①農林漁業体験を通じた農山村の交流促進

グリーン・ツーリズムや農林漁業体験、自然体験学習を通じ、消費者と生産者の交流を推進します。

- ・消費者と生産者の距離を縮める両者の顔が見える関係づくりを推進します。
- ・農村と企業・大学・NPO等がグリーン・ツーリズム、体験教育、地域・社会貢献活動などを通じて行う交流を推進します。
- ・都市住民と農山村地域との交流人口の拡大を図るため、大都市圏での情報発信や、グリーン・ツーリズムインストラクターを育成するなど受入体制の整備を支援します。

②食の循環や環境を意識した食育の推進

日々の食生活は、自然の恩恵の上に成り立ち、食べるという行為自体が貴重な動植物の命を受け継ぐことであることや、食事に至るまでに生産者を始めとして多くの人々の苦労や努力に支えられていることを実感できるよう、様々な体験活動や適切な情報発信等を通じて、自然に感謝の念や理解が深まるよう支援します。

このため、関係課や関係団体等が連携し、食品ロスの実態や取組み等の情報交換をするとともに、消費者自らが食品ロスの削減を意識した消費行動等を実践する自覚を形成するために、環境に配慮した食生活の実践に向けた普及啓発を図ります。

- ・保育士や幼稚園教諭等に対する研修会を開催し、日常的に食の循環や環境に配慮した保育活動が実践できるよう支援します。
- ・積極的に食育に取り組んでいる事例などを研修会の機会等に情報提供を行うとともに、共有を図ります。
- ・飲食店等に食品ロス削減の取組を促し、飲食店を通じて県民に食品ロスに関する啓発を行います。
- ・消費者自らが食品ロスの削減を意識した消費行動等の実践を促すため「もったいない」という意識での、削減に向けた取組を推進します。
- ・フードバンクの活動による、食品ロスの削減に取り組めます。
- ・幼児期から楽しく農作物の栽培や料理ができるように親子調理体験教室など体験の場を設けます。
- ・学校と連携を図り、教科や総合的な学習の時間等を活用し、料理や農業体験などの支援を進めます。
- ・児童生徒の保護者を対象に学習会を開催し、保護者が各家庭で食の循環や環境を意識した行動ができるよう支援します。
- ・学校において生産者との交流や学校給食に地域の食材を積極的に活用することにより、生産者から食卓まで食べ物の循環を理解し、食に対する感謝の気持ちがもてるよう支援します。

「いただきます」

「いただく」はもともと「頭にのせる」の意味ですが、物をもらったり、飲食することを意味するようになりました。自然の恩恵、米や野菜などを作った人、料理してくれた人への感謝など、さまざまな感謝の気持ちが込められているといわれています。

「ごちそうさま」

「馳走^{ちそう}」は食事の用意で走り回ることです。走り回って食事の準備をしてくれたことに対する感謝の気持ちが込められているといわれています。

「食育ガイド（内閣府）」

食品ロス

日本では年間約1,700万トンの食品廃棄物が排出されています。このうち、食べられるのに廃棄される食品（食品ロス）は約500～800万トン（我が国の米の収穫量に匹敵）であり、大きな問題となっています。

出典：食品ロス削減に向けて（農林水産省）

グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことをいいます。

フードバンク

食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する「フードバンク」と呼ばれる団体・活動のことです。

出典：フードバンク（農林水産省）



ぎふ食育キャラクター
マロミン

2 体制整備

(1) これまでの取組の成果

食育の推進に関する普及啓発

学習指導要領総則に「学校における食育の推進」が明記され、学校教育活動全体を通じて食育が推進される体制整備が進み、学校の指導体制の要として活動をしています。また、保育所、幼稚園についても食育の取組が推進されています。

食育の重要性を家庭(保護者)、地域、職場が共有し、食育推進ボランティアや食育応援企業等関係団体など、地域・職域ともに食育活動が定着し、各機関や各団体が知識の普及や体験活動を通じて広く展開されるように関係者の協働が進んでいます。

食育ボランティア等を対象とした研修会により、正しくまた新しい知識を提供し、資質向上を図ることができました。

子供から高齢者まで幅広い県民に、県の特産物や食についての意識を持ち、食育を実践していただくことを目的に作成した「ぎふ食育キャラクター(13体)」を各地域での普及啓発に活用し、より親しみやすく情報を提供することができました。

県民の意見の反映

食育推進会議等を設置し、県民と施策について意見交換する場を設け、得られた意見を施策に反映しました。

また、庁内関係各課が横断的な体制を構築するとともに、関係団体からなる食育推進会議による推進体制を整備し、積極的に実施するための体制を整備しました。

県民や食品関連事業者との双方向のリスクコミュニケーションや食品の安全と信頼に関する情報提供、県民の意見の収集・活用を推進しました。

市町村内での関係課との連携や、他市町村との情報の共有が行われ市町村食育計画が策定されるなど体制が整備されています。

(2) 現状と課題

食育の推進に関する普及啓発

- ・食育基本法や岐阜県食育基本条例の制定後、各機会を捉えながら県や関係団体等が連携して食育の普及啓発に努めた結果、県民への認知度は向上していますが、実践度はまだ低い状況にあります。

県民の意見の反映

- ・食育を県民運動として展開するためには、県民の意識を的確に把握し、施策に反映していくことが大切です。
- ・市町村計画について、県下すべての市町村で策定されるよう、また、見直しを行なう市町村については、国や県の計画を見据えた計画となるよう情報を共有していきます。
- ・食を取り巻く現状や社会環境の変化など多様な生活に対応した食育を進めていくためには、地域社会等で活動する食育推進ボランティア等の育成研修を引き続きおこなうことが重要です。
- ・当県の、行政管理栄養士の配置率は、保健分野に比べ福祉分野で低く、特定給食施設である児童福祉施設における管理栄養士等の配置率も低い状況にあります。どのライフステージにおいても適正な栄養管理がなされ、食育の充実を図るために管理栄養士等が適切に配置されるよう体制を整備する必要があります。



(3) めざす県民の姿

- ・県民一人ひとりが、家庭や地域、職場といったあらゆる機会や場所において、社会の一員として自ら食育の推進のための活動を実践します。
- ・ライフステージに応じた実践を行い「生涯食育社会」を目指し継続的に食育を推進します。
- ・食育推進ボランティアの一員となり、食育活動に積極的に参加します。



(4) 取組と主な対象者

取組方針	ライフステージ					
	乳幼児期	学齢期	青年期		壮年期	高年期
			前半	後半		
①情報の共有	○	○	○	○	○	○
②イベントや学習会の開催	○	○	○	○	○	○
③活動できる人材の育成	○	○	○	○	○	○
④推進体制の整備	○	○	○	○	○	○
⑤リスクコミュニケーションの推進		○	○	○	○	○

①情報の共有

食に関する情報が氾濫し、受け手である県民が正しい情報を選択し活用することが困難な場合も見受けられます。こうした中で、健康、教育、食の安全、食料、食文化など幅広い分野にわたる正確な情報を集めて県民に情報発信していくことが必要です。

また、消費者の関心の高い食品の安全性に関する情報（残留農薬、食品添加物、食品表示、放射能など）をあらゆる機会をとらえて県民に提供します。

- ・ホームページ等を通じて、食に関する情報の提供を進めます。
- ・食品の安全性に関する情報開示と知識の普及や相談応需に努めます。
- ・食育キャラクターを活用し、分かりやすく親しみやすい取組に努めます。

②イベントや学習会の開催

食育を県民の身近なものとするため、子供の頃から食や農に対する関心を持たせることが重要です。また、子供が楽しく食を学ぶ取組が積極的に推進されるよう、子供や保護者、教育・保育関係者等の食育に関する意識向上に努めます。

- ・県民を対象とした食に関わるイベントを開催し、食育意識の普及啓発を推進するとともに、関係団体等の活動発表の場を提供します。

③活動できる人材の育成

県民一人ひとりが食育を推進していくためには、誰もがどこでも自分に必要な指導や助言を受けることができる必要があります。

そのため、県民が身近なところで手軽に食育への取組を促す指導・助言ができる人材の育成に努めます。

- ・地域での指導が充実するよう、行政の食育担当者を対象とした研修を開催します。
- ・大学、短期大学の保健管理担当者を対象に、大学生の健康と食に関する研修を行います。
- ・健康面や生活の中での具体的な助言ができる食育推進ボランティアの育成や資質向上を支援します。

- ・地域等の実情に応じた正しい情報の提供など、食育を推進するための人材の育成に努めます。
- ・食生活改善を通じて健康づくりの実践活動ができる食生活改善推進員の養成をします。
- ・母子保健推進員や保健推進員など、住民に対して食育の働きかけができる人材を育成します。
- ・農業体験を行うインストラクターやグリーン・ツーリズムインストラクターの養成をします。
- ・食育推進ボランティアの把握に努めます。

④ 推進体制の整備

食育に関わる関係機関や団体を通して県民の意見を反映できる体制を整備し、広く県民ニーズを把握する仕組みを作ります。

- ・食育に関わる関係機関や団体の代表者を構成員とする岐阜県食育推進会議を核として、健康・教育・農政の幅広い分野からの意見を聴取します。
- ・岐阜県食育推進連絡会議を開催し、庁内関係各課との連携を図ります。
- ・県下5圏域において圏域食育推進会議等を開催し、地域のニーズを把握し、県全体や地域の取組へ反映させます。
- ・市町村における推進体制や食育推進の現状を把握し、県と市町村の役割を明確にするとともに、地域の実情や県民の意見を反映した効果的な取組や協働体制を構築します。
- ・市町村食育計画の策定を行い県民運動として推進していくとともに、計画に基づく取組が、効果的な実施に資するよう、適正に見直します。
- ・食育応援企業と協働し、食育を社会全体で取り組んでいきます。

⑤ リスクコミュニケーションの推進

食品を扱う事業者、消費者、行政関係者が、それぞれの立場から情報や意見交換（リスクコミュニケーション）を行い、共通の理解を図っていけるよう食に関する情報開示と意見聴取を実施していくことが重要です。特に一方的な情報提供だけでなく、双方向のやりとりを通じて情報の共有化を図っていく必要があります。

- ・リスクコミュニケーションの推進に努めます。
- ・消費者が「食」について適切な判断ができるように、食品表示の適正化等に取り組めます。
- ・食品安全対策協議会や意見交換会を開催し、県民の意見を聴取します。

3 食農教育の推進

食料は、私たちの生命の維持に欠くことができないだけでなく、健康で充実した生活の基礎として重要です。農業が県民の生命と健康を守り、豊かな暮らしを支えていること、農業・農村が有する多面的機能について理解を深め、地産地消や食育、農村との交流に積極的に取り組むことが求められています。

そこで、第5章「5つの目標を達成するための取組」に施策を明記しましたが、「食」を生み出す「農」の重要性を理解して健全な食生活を実践するため、特に取り組むべき「食農教育」について整理します。

(1) ライフステージに応じた食農教育の推進

食を支える農業が自然の恩恵を受けながら人の手によって営まれていることや、食や生命の大切さを、知識や情報として得るのではなく体験の中から体得する農林漁業体験などの食農教育は、健全な心身と豊かな人間性を育む基礎となります。

特に子供とその保護者に対する食農教育は、子供の心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼすと考えられます。

そのため子供に重点をおき、各世代に応じた食農教育の実践活動への支援、食農教育を地域で実践できる環境づくりと人材育成を積極的に進めます。

(2) 食農教育の推進体制の整備

食農教育を県民運動として県下全域で取り組むうえで、食育推進ボランティアの活動は重要な役割を担っています。また、あらゆる機会をとらえ食農教育を実践するためには、教育関係機関、行政をはじめNPOや食品関連事業者などの新たな取組も促進していく必要があります。

このように県民と行政、教育機関が一丸となって食農教育に取り組むために、食農教育活動が実践できる環境づくりと推進体制の整備を積極的に進めます。

(3) 日本型食生活の普及啓発

飽食の時代といわれる今日、食生活の乱れや肥満の増加により生活習慣病の増加が懸念されています。そのため、栄養バランスが優れている日本型食生活の良さを再認識し、米飯を中心に野菜の摂取を増やした食生活を普及啓発します。また、何をどれだけ食べたらいいか、誰にでもわかりやすくコマのイラストで示した食事バランスガイドを普及することにより、健全な食生活の実現をめざします。

(4) 食と農に関する情報提供

近年、食生活を取り巻く環境が変化する中で、食品の安全性が脅かされ、また、食品に対する信頼が損なわれる事件が相次いで発生しています。

このような事件が多発したことは、食卓と食の生産現場が離れてしまったことが原因のひとつと言われています。また、若い世代を中心に食や農に対する経験や知識が不足しています。

こういった状況の中、食品の提供者が食品の安全性の確保に万全を期するだけでなく、食品を消費する立場においても、食に関する正しい知識を持ち、安全性を理解し、食を選択する力を養うことが必要です。あらゆる機会をとらえ食と農に関する情報を、積極的に消費者へ提供します。

食農教育

食農教育とは、生きることの最も基本的な要素である「食」とそれを支える「農（畜・林・水産を含む）」について、体験し、学ぶことをいいます。

日本型食生活

日本の気候風土に適した米（ごはん）などの主食を中心に、魚や肉などの主菜、野菜、海そう、豆類などの副菜など、多様なおかずを組み合わせる食べる食生活のことをいいます。

栄養バランスに優れているだけでなく、日本各地で生産される農林水産物を多様に盛り込んでいるのが特徴です。食料自給率の向上や各地で古くから育まれてきた食文化の継承にもつながります。

食事バランスガイド

「食事バランスガイド」は、健康で豊かな食生活の実現を目的に策定された「食生活指針」（平成12年3月）を具体的に行動に結びつけるものとして、平成17年6月に農林水産省と厚生労働省により決定されました。「食事の基本」を身につけるための望ましい食事のとり方やおよその量をわかりやすく示しています。



4 「5つの目標」を達成するための県民の実践項目

世代区分	①乳幼児期 (保護者)	②学齢期 (小学生・中学生)	③青年期前半 (概ね16歳から25歳)
世代区分の特徴と活動の目安	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯のうちで成長が最も著しい時期。 ○子どもと保護者を結ぶ絆が培われる。 ○生涯にわたる生活習慣の基礎作りが始まる。 ○食べ物に興味を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○体力・運動能力が高まる。 ○生活習慣の基礎が定着する。 ○食に関する自己管理能力を育成する。 ○食べ物に感謝する心を育てる。 ○家族で楽しく食事をとり、会話をしたり、マナーを身につける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○食の自立のための、食事・栄養の知識が必要になる。 ○望ましい生活習慣を維持し、生活リズムを適正に保つ。 ○家庭や地域で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承する。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○基本的な生活リズムの乱れから、朝食を欠食するなど、食事の時間に空腹感を感じなくなっています。 ○子どもの食事内容は保護者の食事内容に影響されています。 ○家族と一緒に食事をする、準備をするなど食行動を共にする機会が少なくなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○小学生は家庭と学校が中心であり、中学生は部活動や塾通いなど家庭外での活動時間が増えます。 ○家族と一緒に食事をとることが難しくなってきます。 ○家庭生活の中で家族と一緒に野菜等の栽培や調理体験をする機会も少なくなっています。 ○家族と一緒に食事をする、食品数も増えるなど栄養のバランスがよくなります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭外での活動時間が増え、外食、中食の利用も増え、食環境が大きく変化する時期です。 ○生活リズムが夜型になるなど、朝食を欠食する人が増えてきます。 ○やせるための食事制限をしている人ほど、だるい・疲れやすい・いらいらしがちです。
1 食の重要性を理解し、健康な食を実践できる	①お腹がすくリズムをつくる	①朝ごはんをしっかり食べ、生活リズムを整える	①朝ごはんをしっかり食べ、生活リズムを整える
	②好き嫌いをなく食べ、うす味を好む	②好き嫌いをなく食べ、うす味を好む	②成長過程にある自分の身体と必要な食事量の関係を理解し、減塩等に気をつけた食生活を実践する
	③食材に関心を持ち、食事の準備や後片づけを手伝う	③自分で何を食べるとよいか考えたり、食事づくりの手伝いをする	③食の自立に向けて、自分で食事を作る
	④よく噛んで食べる	④健康な歯を保ち、ゆっくりよく噛んで食べる	④健康な歯を保ち、ゆっくりよく噛んで食べる
2 楽しく食事をとる習慣を身につける	①食事のマナーを身につける	①食事のマナーを身につけ、食事を通じて好ましい人間関係づくりの基礎をつくる	①食事を通じて好ましい人間関係づくりをする
	②家族で楽しく食事をする	②家族や友達と楽しく食事をする	②会話を楽しみながら食事をする
3 食の安全性を理解した行動ができる	①手洗いをする	①食品の安全・衛生について考えることができる	①食の安全性について知る
		②食べ物の衛生と身体への害との関係を知る	②食品表示を見て食を選択できる
			③食品の流通の仕組みを理解する
			④食に関する必要な情報を選択する
4 地域の伝統的な食文化を理解し、継承できる	①食べ物の名前を知る	①地域の産物や季節の食材を知る	①地域の食文化を知る
	②季節の食材を知る	②地域や季節の料理に興味を持つ	②旬の食材や地域の産物を知り、活用する
5 食と農と自然と生命のつながりを理解し、感謝の気持ちをもてる	①生産者や自然の恵みに感謝し、食事のあいさつをし残さず食べる	①生産者や自然の恵みに感謝し、食事のあいさつをし残さず食べる	①食品ロス削減の必要性についての認識を深め、食品ロス削減のために何らかの行動をする
	②食農体験をする	②食農体験をする	②食料の生産から消費に至る食の循環を意識し、環境に配慮する
		③食を通して生命の大切さを知る	③食を通して生命の大切さを知る
		④食と農の大切さを知る	④食と農の大切さを知る

④青年期後半 (概ね26歳から39歳)	⑤壮年期 (概ね40歳から64歳)	⑥高年期 (65歳以上)
<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病発症を予防するための生活習慣を実践する。 ○家庭において、子どもへの食育を実践する。 ○家庭や地域で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康的な食生活を実践し、生活習慣病を予防する。 ○家庭や地域の子どもたちに行事食や郷土の食文化を継承・伝承する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○加齢に伴う身体の変化に対応した食生活を実践する。 ○家庭や地域の子どもたちに行事食や食文化を伝承する。
<ul style="list-style-type: none"> ○就労等による生活リズムの乱れや、過食や運動不足による肥満が増加する傾向にあります。 ○仕事や子育てに多忙な時期であり、健康への関心が低く食生活を疎かにしがちです。 ○朝食の欠食が多い年代です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○就労等による生活リズムの乱れや、過食や運動不足による肥満が増加する傾向にあります。 ○生活習慣の乱れから、糖尿病、脂質異常症、高血圧症などを発症する人が増えてきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の単身世帯が増加しています。それに伴い、孤食も問題となります。 ○咀嚼能力の低下、消化・吸収率の低下、運動量の低下により、摂食量も低下し、低栄養やその関連の深い虚弱が問題となります。 ○身体的な衰えや介護の必要性等から買い物・調理・食事に困難を抱える者の増加が見込まれます。 ○食品・食事提供サービスを活用する人もいます。
①朝ごはんをしっかり食べ、生活リズムを整える	①栄養バランスを考え、3食きちんと食べる	①適正体重を維持するよう、3食きちんと食べる
②健康の維持増進のために自分の身体と必要な食事量の関係を理解し、減塩等に気をつけた食生活を実践する	②健康の維持増進のために自分の身体と必要な食事量の関係を理解し、減塩等に気をつけた食生活を実践する	②低栄養に気をつけ、色々な食品をバランスよく食べる
③家族や様々な人と食行動を共にしたり、楽しく調理をする	③家族や様々な人と食行動を共にしたり、楽しく調理をする	③食欲のない時は、栄養補助食品等も上手に使う
④健康な口腔を保ち、ゆっくりよく噛んで食べる	④健康な口腔を保ち、ゆっくりよく噛んで食べる	④健康な口腔を保ち、ゆっくりよく噛んで食べる
①家族や地域や所属コミュニティ等を通じて楽しく食事をする	①家族や地域や所属コミュニティ等を通じて楽しく食事をする	①家族や地域や所属コミュニティ等を通じて楽しく食事をする
②会話を楽しみながら食事をする	②会話を楽しみながら食事をする	②会話を楽しみながら食事をする
①食の安全性について子どもに教育する	①食の安全性について子どもに教育する	①食品の衛生に気をつける
②食品表示を子どもに教育する	②食品表示を見て食を選択できる	②安全な食品を選ぶ
③食品の流通の仕組みを子どもに教育する	③食品の流通の仕組みを子どもに教育する	③食に関する必要な情報を選択する
④食に関する必要な情報を選択する	④食に関する必要な情報を選択する	
①家庭や地域で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、子どもに伝える	①家庭や地域で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、子どもに伝える	①家庭や地域で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を伝承する
②旬の食材や地域の産物を知り、活用する	②旬の食材や地域の産物を知り、活用する	②四季の旬の食材を楽しみながら食べる
③地域の行事に参加したり行事に合わせた食事づくりをする	③地域の行事に参加したり行事に合わせた食事づくりをする	
①食品ロス削減の必要性についての認識を深め、食品ロス削減のために何らかの行動をする	①食品ロス削減の必要性についての認識を深め、食品ロス削減のために何らかの行動をする	①食に対する感謝の念など次世代に伝える
②食料の生産から消費に至る食の循環を意識し、環境に配慮する	②食料の生産から消費に至る食の循環を意識し、環境に配慮する	
③農林水産物の生産、加工に関わる人々との交流を通して食ができる過程を理解する	③農林水産物の生産、加工に関わる人々との交流を通して食ができる過程を理解する	

関係機関・団体が取り組む事業例 一部抜粋（平成29年3月現在）

事業名	実施主体	関係団体 協働団体	事業概要	ライフステージ					担当機関	
				乳幼児期	学齢期	青年期 前半	青年期 後半	壮年期		高齢期
1 食の重要性を理解し、健康な食を実践できる ① 生活習慣病の予防・改善のための食育推進				○	○	○	○	○	○	
8020 運動の推進	医療福祉連携推進課	岐阜県歯科医師会、岐阜県歯科衛生士会、岐阜県歯科技工士会	口腔保健の推進及び食育の推進に関する普及啓発のため、歯と健康の県民フォーラムを開催する。 「歯・口腔の健康づくり」を推進し県民の健康増進を図るため、よく噛んで食べることの重要性や、80歳になっても自分の歯を20本以上持つことを目的とした「8020運動」を推進するため、保健・医療・福祉の現場で指導的立場にある関係者を対象に口腔保健指導者研修会を開催する。	○	○	○	○	○	○	医療福祉連携推進課
大学等と協働した食育普及活動	保健所	大学、専門学校等	県内の大学等と協働し、望ましい生活習慣や食生活の確立に向け、大学生や専門学校生等を対象に食育講座の実施や栄養相談、食育展示を開催する。			○				保健医療課
大学生対象の食生活改善講義	岐阜大学保健管理センター	岐阜大学教育学部保健体育	大学生を対象とした「キャンパスライフの健康管理」の特別講義で食育に取り組む。			○				岐阜県大学保健管理研究会
定期健康診断時の栄養アドバイス	岐阜大学	岐阜県栄養士会	大学生の定期健康診断時を利用して、岐阜県栄養士会の管理栄養士から、食生活のミニアドバイスを受ける機会を設け、学生全員に3日間の食事内容を記入してもらい、その内容に基づいて個別アドバイスを提供する。			○				岐阜県大学保健管理研究会
栄養成分表示を活用した健康づくりの普及	保健医療課、保健所		栄養成分表示の見方や、活用方法をリーフレットや展示により啓発する。		○	○	○	○	○	保健医療課
健康と食の情報発信推進事業	保健医療課、保健所	ぎふ食と健康応援店、給食施設等	ぎふ食と健康応援店や給食施設等より、生活習慣病の予防、改善のための減塩や、主食、主菜、副菜をそろえた食事など適正な食生活について、通信や各種媒体を通じて普及する。		○	○	○	○	○	保健医療課
食品表示基礎講座（消費者向け）	保健所及びセンター	岐阜市保健所、保健医療課	消費者が食品を選択する能力を身につけることを目的として、加工食品と生鮮食品の表示及び栄養成分表示について講義を実施する。			○	○	○	○	生活衛生課
健康食品取扱業者に対する講習会	薬務水道課	生活衛生課	健康食品取扱事業者及び広告事業者に対して、食品表示法、医薬品医薬機器等法、景品表示法、健康増進法の関係法令について、講習会を開催する。			○	○	○	○	薬務水道課
健康食品県民講座	薬務水道課		一般県民を対象に、健康食品の正しい理解や健康食品に関する法律知識等について、講習会を開催する。			○	○	○	○	薬務水道課
健康食品相談窓口の設置	薬務水道課		7保健所において、食品保健指導士養成講座を受講した職員等が、一般県民や健康食品事業者からの健康食品に関する相談に応じる。		○	○	○	○	○	薬務水道課
薬食同源サロンの設置	岐阜県薬剤師会		専門の講習を受けた薬局薬剤師が薬食同源アドバイザーとして、一般県民に対して健康食品に関する相談に応じる。		○	○	○	○	○	薬務水道課
母子保健事業 成人保健事業（各種健診、教室、相談）	各市町村		妊娠期、乳幼児期から生涯にわたり、全てのライフステージにおいて、心身ともに健やかな生活が送れるよう、食育の推進を図る。各種健診、教室、相談の結果にも続き、一人ひとりに生活習慣病の予防などの健康づくりを含めた食育の支援を行う。	○	○	○	○	○	○	市町村保健衛生主管課
世界糖尿病デー記念事業	岐阜県医師会	岐阜県糖尿病対策推進協議会	県民の糖尿病に関する知識の普及と、糖尿病の発症・進展予防を促進するためのセミナーを、各地で開催する。700kcal健康メニュー企画とし、旅館・ホテルで健康食メニューを提供する。		○	○	○	○	○	岐阜県医師会
口腔保健指導者研修会	岐阜県歯科医師会	岐阜県口腔保健協議会	「歯・口腔の健康づくり」を推進し、県民の健康増進を図るため、保健・医療・福祉の現場で指導的立場にある関係者に対して、口腔保健の重要性についての理解を深めることを目的に研修会を開催する。	○	○	○	○	○	○	岐阜県歯科医師会
栄養ケア・ステーション事業	岐阜県栄養士会	岐阜県医師会、保育所	食事療法の専門的知識とスキルを備えた専門相談員（管理栄養士）を医療施設や開業医からの依頼に応じて紹介する。また、生活習慣病予防などの講演、保育園での食育講演会への講師紹介なども行う。	○	○	○	○	○	○	岐阜県栄養士会
生活習慣病予防のための減塩推進事業	市町村協議会	市町村	個人々の生活習慣を見直し食生活の改善により肥満予防、減塩などの講習会や家庭訪問による減塩チェックによる啓発運動を行う。			○	○	○	○	岐阜県食生活改善推進員協議会
ヘルスクエア事業	食育応援企業	各企業総務担当課、各健康保険組合、各労働組合	県内の企業及び労組等の団体のもとへ管理栄養士や各種運動のインストラクターを出張させ、依頼に応じた内容で運動と栄養の両面から健康セミナーやを実施。特定保健指導や健康教室等も実施する。			○	○	○		食育応援企業
1 食の重要性を理解し、健康な食を実践できる ② 食から始める働き盛り世代の健康管理				○	○	○	○	○	○	
家庭教育学級、企業内家庭教育研修			食育をテーマにした学習機会を提供する。	○	○	○	○	○	○	社会教育文化課
企業・職場給食と協働した食育普及活動	保健所	企業	企業の社員健康管理部門と給食部門が協働して食育を推進できる場の設定を行い、職員への食育事業の支援や情報交換等を実施する。			○	○	○	○	保健医療課
ぎふ食と健康応援店普及と登録推進	保健医療課、保健所	食品衛生協会、調理師連合会	飲食店・コンビニエンスストア等との協働により、メニューや商品に栄養成分表示を行ったり、健康情報を提供し県民の健康増進を推進する。			○	○	○	○	保健医療課
特定健診・特定保健指導	各市町村	岐阜県栄養士会等	生活習慣病の発症予防や糖尿病、慢性腎臓病など重症化予防に向け、特定健診に基づいた栄養指導の充実を図る。					○	○	市町村保健衛生主管課
社員食堂のメニュー開発	食育応援企業		社員食堂にて、サラダをすべてのメニューにつける、ランチ・ヘルシーメニューなど健康を考え、更に美味しく味わう社員食堂を目指しメニュー開発を行う。			○	○	○	○	食育応援企業

事業例

事業名	実施主体	関係団体 協働団体	事業概要	ライフステージ					担当機関	
				乳幼児期	学齢期	青年期 前半	青年期 後半	壮年期		高齢期
1 食の重要性を理解し、健康な食を実践できる ③いきいきと元気に暮らすための食生活								○	○	
給食施設研修会	保健所		給食施設へ食育についての情報提供を行い、施設の給食を食べる方への食育を推進する。						○	保健医療課
介護予防従事者研修会	高齢福祉課	市町村等	介護予防推進のため、市町村職員、地域包括支援センター職員、施設職員等を対象に、栄養改善に関する研修会を実施する。						○	高齢福祉課
在宅療養者食事・栄養支援推進事業	岐阜県栄養士会	医師会、地域包括ケアセンター、岐阜県JA、社会福祉協議会	県下の関係団体における健康寿命の延伸に向けた取組に併せ、低栄養の予防に関する講演、料理教室等を開催する。						○	岐阜県栄養士会
調理技術アシスタント	岐阜県栄養士会	岐阜県シルバー人材センター連合会	調理の基本・食品衛生・食育について学び、実践的な技術を習得する人材を育成する。(3会場)						○	岐阜県栄養士会
生涯骨太クッキング事業	市町村協議会	市町村	牛乳・乳製品の摂取を高め、健康寿命の延伸、生活習慣病の予防並びに生活の質の向上を目的に講習会を開催。また、ロコモティブシンドローム予防をテーマにロコチェックとトレーニングにより運動器を鍛え健康寿命の延伸を図る。					○	○	岐阜県食生活改善推進員協議会
介護予防事業	食育応援企業	地方自治体	主に県内市町村の事業として行われる介護予防事業（一次予防・二次予防）で、運動、栄養、口腔の複合型の教室を実施する。						○	食育応援企業
1 食の重要性を理解し、健康な食を実践できる ④地域における体験学習の提供				○	○	○	○	○	○	
食に関する健康体験講座	南ひだ健康道場		飛騨地元の食材を使用して、地元で伝えられている製法により、「そば打ち」「こんにゃくづくり」「五平餅づくり」などといった食に関する健康体験講座を実施し、健康な食生活のため、何に気をつけるべきかを考える機会の提供を行う。		○	○	○	○	○	健康福祉政策課
食育推進ボランティア研修	保健所		地域の各方面で活動している食育推進ボランティアを対象に正しく新しい知識の向上を図り情報の共有を図るとともに、連携のとれた広域的な食育の推進をめざすため研修会を実施する。	○	○	○	○	○	○	保健医療課
農林高校生の見学・研修	農業技術センター		農業専門高校生に対して、農業における新しい知見と研究の現状について紹介し、農業や食物に関する理解を深める。			○				農政課
地域における食農教育活動の実践	全岐阜県生活協同組合連合会		食育推進ボランティアが中心となり若い世代を主な対象に、農産物の栽培体験、産地・工場の見学、食文化を題材にした料理講習会等を開催する。	○	○	○	○	○	○	農産物流通課
	岐阜県農業協同組合中央会		JA食農リーダー(食育推進リーダー)が地元の小学生等を対象に、大豆栽培や調理実習などをおして食農教育を実施する。	○	○	○	○	○		農産物流通課
	岐阜県栄養士会		幼児や親子を対象に一連の農作業と調理体験等を取り入れた食農体験を実施する。	○		○	○	○		農産物流通課
	飛騨中野教育ファーム推進協議会		飛騨市中野地区で、農作業、酪農体験を中心とした教育ファームを実施する。	○	○					農産物流通課
小・中学生等を対象とした農作業体験学習	女性農業経営アドバイザー		地域の食文化や農業を継承していくために、農作業体験学習を実施する。	○	○					農業経営課
食と農の体験学習	岐阜市農業委員会、JAぎふ		関係団体の協力と指導により、子供会の田で田植え、除草、稲刈り、はさかけ、脱穀の作業をしてもち米作りの体験をする。また、野菜の栽培を体験し、野菜の知識も学ぶ。							子ども会育成連合会
JA食農リーダーの養成	JA岐阜中央会	岐阜県JA女性連絡協議会、岐阜県教育委員会、市町村教育委員会、県内小学校、県下JAグループ	食農教育を実践するJA食農リーダーを養成するため研修会を開催する。					○	○	JA岐阜中央会
おやこ食育教室	市町村協議会	市町村	不規則な食生活や生活習慣病の増加等、食に関する問題が増加するなか、バランスのよい食べ方や食事のマナーなど適切な食習慣(食育)を身に付けることができるよう実施する。		○	○				岐阜県食生活改善推進員協議会
枝豆栽培体験	全岐阜県生協連	岐阜短生協、JAぎふ、岐阜県農政部	枝豆の収穫やもぎ取り、選別等の体験を通じて食の大切さを学び、枝豆の栄養の学習、枝豆を使った料理等を考え発表する。			○				コープぎふ
飼料用米の稲作体験	コープぎふ	JAにしみの	飼料用米の田植え、稲刈り体験を行う。				○	○		コープぎふ
人参収穫体験	コープぎふ		人参の収穫体験を行う。		○	○	○	○		コープぎふ
夏休み親子市場見学会	岐阜市中央卸売市場		夏休みに小学生の親子を対象に市場の見学会を行う。		○	○	○			岐阜県卸売市場連合会
食育セミナー 出前料理教室 工場見学	食育応援企業		食育セミナーや出前料理教室、工場見学を開催をする。		○					食育応援企業
1 食の重要性を理解し、健康な食を実践できる ⑤学校における食育の充実					○	○	○	○	○	
インターンシップ受け入れ	中山間農業研究所、農業技術センター		農作物の栽培管理の実体験を通じて食と農に関する理解を深める。			○				農政課
子ども農山漁村交流プロジェクトの推進	地域受入協議会	市町村	子供の学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子どもの成長を支える教育活動として、小学校における農山漁村での長期宿泊体験活動を推進するため、農村地域の受入体制の充実を図る。		○					農村振興課

事業名	実施主体	関係団体 協働団体	事業概要	ライフステージ					担当機関	
				乳幼児期	学齢期	青年期 前半	青年期 後半	壮年期		高齢期
ふるさと農村活性化対策調査研究事業(田んぼの学校他)	農林事務所	市町村 各小学校	小学校や地域住民等を対象に、水田や農業用排水路における生き物調査や環境学習等を実施する。		○	○	○	○	○	農村振興課
幼稚園、小学校を対象とした食育活動	飛騨・美濃やまっこ産地銘柄共販推進連絡協議会	J A全農岐阜	シイタケへの理解を深めることを目的に、県内及び県外の幼稚園、小学校を対象として、菌床ブロックの提供等の食育活動を実施する。		○					県産材流通課
食に関する職員研修会	体育健康課		各市町村教育委員会学校給食担当者、栄養教諭・学校栄養職員、調理従事員等に対して、食育推進の情報提供や指導力の向上のための研修会を開催し、食育推進体制の整備及び各学校における食育の充実を図る。		○					体育健康課
学校における食に関する指導の充実	体育健康課	各小・中学校	小・中学校において児童生徒の食に関する理解と判断力を養い、望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校の教育活動全体を通じた食に関する指導の充実を図る。また、学校給食を生きた教材として活用し、給食の時間における食に関する指導の充実を図る。		○					体育健康課
家庭・地域への食育推進啓発活動	体育健康課	各小・中学校	地域の医療関係者や生産者、関係機関・団体等との協力・連携を得て、学校から家庭に対して食育の取組の啓発や情報提供を積極的に行うことにより、家庭における食育を促す。学校給食を活用し、給食だよりの発行、学校給食試食会、地域の方との交流給食、食育講座等を開催し、家庭や地域の食育推進のための啓発活動を行う。		○	○	○			体育健康課
食育プログラムの作成	体育健康課		児童生徒の発達段階に応じた食育プログラムを作成し、小・中学校9か年を見据えた食に関する指導の充実を図る。		○					体育健康課
GIFU 食のマイスタープロジェクト	体育健康課	各公立小学校 各公立中学校 各県立高等学校	食に関する実践力を身に付けるために、学校段階に応じた食育の取組を推進する。 ※県内全ての小学6年生を「家庭の食育マイスター」に委嘱し、児童を中心とした家庭内の食育の推進、中学校では「中学生学校給食選手権」を開催し、献立の立案、調理を通して、栄養バランスのよい食事の考え方や調理方法の習得、高校では食の専門家を派遣し、ライフスタイルに応じた健全な食生活を切り拓くことができる「高校生食育リーダー」を育成する。		○					体育健康課
食に関する指導	小・中学校	教育委員会、 県PTA連合会	食に関する指導資料の作成や、朝食運動として「早ね・早おき・朝ごはん運動の推進」を実施して食育の充実を図る。		○					岐阜県小中学校長会
高校生食育講座	高等学校、特別支援学校	食生活改善推進員協議会	食は命の源であることを基礎に、地域の食材を生かした行事食・伝統食などを中心に、食文化についての理解を深め、実践力を身に付けさせる。さらに実践の成果を情報発信し、学校はじめ地域全体の健康づくりに寄与する力を育成する。			○				高等学校長協会
食育講座・講演会	岐阜県PTA連合会		県内の各学校において、食育講座の積極的な開催について啓発活動を行う。		○					岐阜県PTA連合会
食に関する指導	学校栄養士	小・中学校	各学年に応じた内容で担任の先生方と一緒に子供たちへ食に関する指導を行い、自分の食生活を見直すと共にこれからの食生活に生かす。		○					岐阜県学校栄養士会
給食試食会	学校栄養士	小・中学校PTA	学校給食を試食することで、栄養バランス、食品の組み合わせや量、味付けの仕方などを知り、家庭での食生活に役立てる。		○	○	○			岐阜県学校栄養士会
食育講話	学校栄養士	小・中学校PTA	朝食の大切さや食事内容や健康に関わる話をするなどで、日頃の食生活について考え、家庭での食習慣の改善に役立てる。		○	○	○			岐阜県学校栄養士会
調理実習	学校栄養士	小・中学校PTA	簡単にできる朝ごはんやおすめの野菜料理、手作りのおやつなどの調理実習を行い、家庭での食生活に取り入れる。		○	○	○			岐阜県学校栄養士会
大豆種子と副読本の提供による栽培・収穫・加工体験	J A岐阜中央会	岐阜県J A女性連絡協議会、岐阜県教育委員会、市町村教育委員会、県内小学校、県下J Aグループ	J A食農リーダーおよびJ Aが小学校等に大豆種子と副読本等を提供し、栽培・収穫・加工(調理)実習の支援を行う。		○					J A岐阜中央会
1 食の重要性を理解し、健康な食を実践できる ⑥楽しく食べる体験から始める保育所・幼稚園の食育				○		○	○			
食育指導者研修会	保健所		保育士や幼稚園教諭を対象に日常の保育や幼児教育現場で食育を実践し、幼児期からの食育の充実に向け、研修会を開催する。		○					保健医療課
保育所給食施設担当者研修会	保健所		保育所給食担当者と食育について情報交換を行い給食を通じた食育を推進する。		○					保健医療課
保育士研修会	県保育研究協議会		食育の推進を図るため、保育士等に対し、食と発達の関連やその重要性について学ぶ研修を実施する。		○					子育て支援課
幼児食農教育プログラムの普及	農産物流通課		幼児食農教育プログラムを周知し、活用促進を図る。			○	○			農産物流通課
食を通じた指導の実践(食事に関する基本的習慣等)	保育所、幼稚園		年間食育指導計画に基づき、年代に応じた指導を実施する。栽培体験や栽培した野菜を給食で活用したり、食べ物の動きについて学ぶ機会を提供し、保護者に対しては食育通信の発行やレシピの提供、給食参観を通じて啓発を行う。	○		○	○			保育所、幼稚園

事業名	実施主体	関係団体 協働団体	事業概要	ライフステージ						担当機関
				乳幼児期	学齢期	青年期		壮年期	高齢期	
						前半	後半			
乳幼児食育・栄養支援事業	岐阜県栄養士会	日本栄養士会 児童育成協会 市町村保育担当課	調理実習とともに「食育計画づくり」「食育推進」「栄養管理」の講義や実践事例紹介を通して、子供の食を通じた健康づくりの推進を図る。	○						岐阜県栄養士会
エプロンシアターの実演	市町村協議会	市町村	エプロンシアターや紙芝居など子供の興味を引く媒体を活用して、より効果的な食育の普及啓発を実施する。	○						岐阜県食生活改善推進員協議会
1 食の重要性を理解し、健康な食を実践できる ⑦子どもの貧困対策としての生活支援				○	○	○				
食育指導者研修会	保健所	市町村	保育所・幼稚園に加え、放課後指導支援員を対象とした食育研修会を開催し、子供に関わる関係者の共通理解のもと、子供の居場所づくりの観点からも食育の充実を図る。	○	○					保健医療課
給食施設指導	保健所		給食を提供する児童福祉施設及び幼稚園について、肥満とやせの割合の把握など個々人の身体状況・栄養状況・生活習慣等を把握し、一人ひとりに適切な給食の提供が行われるよう指導支援を行う。	○						保健医療課
子どもの居場所づくり推進事業 子ども食堂運営支援事業	市町村		市町村が困難を抱える家庭の児童を対象とした学習支援事業（居場所づくり）を実施する経費に対し、補助する。	○	○					子ども家庭課 地域福祉国保課
母子保健事業	市町村	保健所	乳幼児健康診査等に子供の食生活の状態把握に努め発達に応じた栄養指導を実施する。	○						市町村保健衛生主管課
子ども食堂	コープぎふ		貧困の状況にある子供に、安価で食の提供を行う。		○	○				コープぎふ
2 楽しく食事をとる習慣を身につける ①食を中心とした楽しい家庭づくり				○	○	○	○	○	○	
「家庭の日」啓発 図画・ポスター募集	私学振興・青少年課	(公社)岐阜県青少年育成県民会議	「家庭の日」普及実践活動として、県内の小・中学生を対象に、「家庭の日」啓発図画・ポスターを募集を行い、入賞作品を県内で展示する。	○	○	○				私学振興・青少年課
わが家 わが町 家庭の日発表会	私学振興・青少年課	(公社)岐阜県青少年育成県民会議	地域に根ざした「家庭の日」を広めるため、家族ぐるみで取り組んでいる事例や、地域における実践活動を発表する大会を開催する。	○	○	○				私学振興・青少年課
栄養・食生活改善 支援事業	保健所	市町村	市町村食育体制の整備及び、妊婦・乳幼児健診における乳幼児と保護者に対しての食育を充実させるため、ヒアリングを実施する。	○		○	○			保健医療課
岐阜県の学校給食 あゆみ展	体育健康課 岐阜県学校栄養士会	岐阜県教育委員会、開催市町村教育委員会、公益財団法人岐阜県学校給食会、岐阜県学校給食センター協議会、岐阜県PTA連合会、岐阜県学校給食用牛乳協議会岐阜県学校給食用パン米飯組合、岐阜県学校給食用製麺組合	学校給食の役割や食の重要性について、保護者や地域住民に周知し、家庭の食生活の改善への意欲を高める。		○	○	○	○	○	体育健康課
母子保健事業	市町村	保健所	乳幼児健康診査等に保護者に対し、共食の重要性を普及します。	○						市町村保健衛生主管課
おやこ食育教室	市町村協議会	市町村	不規則な食生活や生活習慣病の増加等、食に関する問題が増加するなか、バランスのよい食べ方や食事のマナーなど適切な食習慣（食育）を身につけることができるよう子供（保護者）を対象とした調理実習や食育教室を実施する。		○		○			岐阜県食生活改善推進員協議会
食育月間及び食育の日	市町村協議会	市町村	毎年6月の食育月間や毎月19日の食育の日にリーフレットなど普及媒体を活用し、共食の重要性等を普及する。	○	○	○	○	○	○	岐阜県食生活改善推進員協議会
2 楽しく食事をとる習慣を身につける ②楽しく食べる体験から始める保育所・幼稚園での共食の推進				○	○	○	○	○	○	
食育月間及び食育の日	保健所・市町村		毎年6月の食育月間や毎月19日の食育の日の周知と、家族そろって食事を食べることの重要性などを普及する。	○		○	○	○	○	保健医療課
食育指導者研修会	保健所	市町村	保育所・幼稚園を対象とした食育研修会を開催し、食事の準備や片付け、食事の話をするなども含めた広義の共食について周知し、食育の充実を図る。	○						保健医療課
食を通じた指導の実践（食事に関する基本的習慣等）	保育所、幼稚園		給食時間に食卓を囲む団らんによる食事の楽しさを身につけ、「いただきます」「ごちそうさま」といった挨拶など集団生活を通じて食生活に関する基本を学ぶことができるよう支援する。	○		○	○			保育所、幼稚園
食を通じた指導の実践（食事に関する基本的習慣等）	保育所、幼稚園		食育だよりや給食だより等を通じて家庭に食事を家族そろって楽しく食べることの重要性を普及する。	○		○	○			保育所、幼稚園
2 楽しく食事をとる習慣を身につける ③学校における共食の推進					○	○	○	○		
青年期層に対する普及啓発	保健所		生涯「健康」で豊かに生活するために、共食の重要性や青年期から正しい食の知識や技術を身につけ「食の自立」を促すためリーフレット等を活用し啓発をする。			○	○			保健医療課

事業名	実施主体	関係団体 協働団体	事業概要	ライフステージ					担当機関	
				乳幼児期	学齢期	青年期 前半	青年期 後半	壮年期		高齢期
学校における食に関する指導の充実	体育健康課	各小・中学校	小・中学校において、学校給食を生きた教材として活用し、児童生徒の食に関する正しい知識と適切な判断力を養い、望ましい食習慣を身につけることができるよう学校の教育活動全体を通じた食に関する指導の充実を図る。		○		○	○		体育健康課
家庭・地域への食育推進啓発活動	体育健康課	各小・中学校	地域の医療関係者や生産者、関係機関・団体等との協力・連携を得て、学校から家庭に対して食育の取組の啓発や情報提供を積極的に行うことにより、家庭における食育を促す。学校給食を活用し、給食だよりの発行、学校給食試食会、地域の方との交流給食、食育講座等を開催し、家庭や地域の食育推進のための啓発活動を行う。		○		○	○		体育健康課
食育プログラムの作成	体育健康課		児童生徒の発達段階に応じた食育プログラムを作成し、小・中学校9か年を見据えた食に関する指導の充実を図る。		○		○	○		体育健康課
GIFU 食のマイスタープロジェクト	体育健康課	各公立小学校 各公立中学校 各県立高等学校	食に関する実践力を身につけるために、学校段階に応じた食育の取組を推進する。 ※県内全ての小学6年生を「家庭の食育マイスター」に委嘱し、児童を中心とした家庭内の食育の推進、中学校では「中学生学校給食選手権」を開催し、献立の立案、調理を通して、栄養バランスのよい食事の考え方や調理方法の習得、高校では食の専門家を派遣し、ライフスタイルに応じた健全な食生活を切り拓くことができる「高校生食育リーダー」を育成する。		○		○	○		体育健康課
食に関する指導	学校栄養士	小・中学校	各学年に応じた内容で担任の先生方と一緒に子供たちへ食に関する指導を行い、自分の食生活を見直すと共にこれからの食生活に生かす。		○		○	○		岐阜県学校栄養士会
給食時間の指導	学校栄養士	小・中学校	給食の時間に、献立や食べ物の栄養、食事マナー等の指導を行い、学校給食を通して、望ましい食習慣を身につける場とする。併せて、偏食などの個別指導を行う。		○		○	○		岐阜県学校栄養士会
2 楽しく食事をとる習慣を身につける ④地域等での共食の推進					○	○	○	○	○	
企業・職場給食施設と協働した食育普及活動	保健所	企業	企業の健康管理部門と連携し、職場においても共食の重要性を啓発する。				○	○	○	保健医療課
介護予防事業	市町村		介護予防事業と連携し「共食」の場の提供に努める。						○	市町村
保護者のための食育支援事業	市町村協議会	市町村	地域で調理実習を開催し、共食の場を提供する。		○		○			岐阜県食生活改善推進員協議会
3 食の安全性を理解した行動ができる ①食の安全・安心				○	○	○	○	○	○	
食品事業者の監視・指導	生活衛生課		「岐阜県食品衛生監視指導計画」に基づき食品事業者に対して立入検査、衛生管理指導、食品の表示検査等の監視指導を実施する。	○	○	○	○	○	○	生活衛生課
食品表示適正化強化月間	保健所	県事務所、県民生活相談センター	食品表示関係法令を所管する各機関が合同で監視指導を実施するなど、関係機関の相互連携を強化することにより、県内に流通する食品表示の適正化を図る。		○	○	○	○	○	生活衛生課
食品安全対策モニター研修会	生活衛生課		食品安全対策モニターに、食品に関するより詳細な情報を提供し、知識の向上を図る研修会を開催する。				○	○	○	生活衛生課
食品安全対策協議会	生活衛生課		県が実施する施策に対して、食品の安全性に関する種々の意見を反映することを目的として、食品の安全性に係わるさまざまな関係者（消費者、生産者、製造者、流通業者及び行政）の間で、意見交換を実施する。				○	○	○	生活衛生課
食品の安全・安心シンポジウム	生活衛生課	岐阜市	食品の安全性に関する正しい知識の普及を図り、消費者の食品に対する安心感の向上に資するため、食品安全に関するテーマを選定しシンポジウムを開催する。				○	○	○	生活衛生課
出前講座「食品の安全 知って講座」	生活衛生課	保健医療課	県民が、食品の安全に関して疑問に感じていることや、学習したいことについて、地域の施設等へ職員が出向き、講座及び意見交換を行う。				○	○	○	生活衛生課
食品安全セミナー	生活衛生課	農林事務所、保健所等	消費者を対象として、食品についての正しい情報を提供するとともに、生産者と直接対話できる現地視察等を行うことにより、消費者と生産者の相互理解、食品購買時の判断力の向上を図る。				○	○	○	生活衛生課
ジュニア食品安全クイズ大会	生活衛生課		次世代を担う子供達を対象に、小学校で食品安全に関するクイズと解説を行い、食品安全に関する正しい知識の普及を図る。		○					生活衛生課
見学可能な施設リストの作成	生活衛生課		県内の食品等製造、生産施設のうち、見学及び意見交換の受入可能な施設をリストとして公開し、県民の見学施設選定のための情報を提供する。				○	○	○	生活衛生課
情報提供事業	岐阜県食品産業協議会		食品の安全性等に関する情報開示を行う。				○	○	○	岐阜県食品産業協議会
3 食の安全性を理解した行動ができる ②農業生産の担い手の育成・確保							○	○	○	
新産地づくり地域活性化推進事業	農林事務所農業普及課		新たな農産物による産地育成の体制づくりに向けた普及指導活動に加え、産地の販売額向上や効果的な普及活動の展開に向けて重点的に取り組むことで、新たな農産物づくりを推進する。				○	○	○	農業経営課
「ぎふ就農ナビ」による就農関連情報の提供	農業経営課	(一社)岐阜県農畜産公社	就農に関する情報をインターネット上で一元的に提供する「ぎふ就農ナビ」を運営し、就農希望者等へ就農関連情報を提供する。				○	○	○	農業経営課

事業例

事業名	実施主体	関係団体 協働団体	事業概要	ライフステージ					担当機関	
				乳幼児期	学齢期	青年期 前半 後半	壮年期	高齢期		
就農相談会「ぎふ アプリチャレンジ フェア」	農業経営課	(一社) 岐阜県農 畜産公社、岐阜県 農業会議ほか	県内で新たに農業を始めたい方に対し、農業研修や農業法人への 就業情報等の各種情報を提供する就農相談会を県内外で開催する。			○	○	○	○	農業経営課
農業やる気発掘夜 間ゼミ	農業経営課		就農意欲を高めるため、農業の基礎的知識を学ぶゼミを実施する。			○	○	○	○	農業経営課
帰農塾	農業経営課	農業協同組合	産地の特産物を栽培する定年帰農者の育成・確保を目的として、 就農希望者を対象に研修を実施し、基本的な栽培知識の習得や技 術支援を行う。						○	農業経営課
あすなる農業塾	農業経営課	(一社) 岐阜県農 畜産公社	就農意欲の高い者が、先進的農業者の下で実践技術や経営手法等 を学ぶとともに、就農に必要な農地の確保等への支援を受ける研 修を実施する。			○	○	○	○	農業経営課
3 食の安全性を理解した行動ができる ③安全・安心な農産物の生産体制の強化							○	○	○	
清流を守るぎふフ リーンプラン農業総合推 進事業	農産園芸課、農 林事務所		消費者交流会や出前講座等の開催による情報提供と、GAPの導 入によるぎふグリーン農業の高度化を推進する。					○	○	農産園芸課
元気な園芸特産産 地育成対策事業	J A等		試験研究機関等で開発された新技術や新たな品種・品目の導入並 びに朝市等直売所に出荷する産地を対象とし、園芸特産物の量と 品揃えの拡大等に必要生産・加工・販売に係る機械・施設等の 導入に対して助成する。				○	○	○	農産園芸課
3 食の安全性を理解した行動ができる ④生産基盤の整備					○	○	○	○	○	
多面的機能支払交 付金事業	活動団体	農地・水・環境保 全推進協議会	地域住民による農地や農業用水など農業資源の管理・保全活動を 推進する。		○	○	○	○	○	農村振興課
「農地イキイキ再 生週間」	県、岐阜県農業 再生協議会		広く県民へ耕作放棄地の認識を高めてもらい、耕作放棄地対策の 必要性を理解していただくため、「農地イキイキ再生週間」設定し、 耕作放棄地活動を県内各地で実施する。		○	○	○	○	○	農村振興課
各農業農村整備事 業	農林事務所、市 町村	土地改良区	基盤整備実施のための地域の合意形成と平坦地域では、水田の大 区画化、汎用化による低コスト化や高度利用化を促進する。また、 中山間地域では、地域の実情に応じたきめ細かな基盤整備を推進 する。				○	○	○	農地整備課
4 地域の伝統的な食文化を理解し、継承できる ①地域の食文化の発掘・継承と伝承				○	○	○	○	○	○	
食育推進ボラン ティア研修会	保健所		地域の各方面で活動しているボランティアを対象に新しく新しい 知識の向上を図り、情報の共有を図るとともに、連携のとれた広 域的な食育の推進をめざすため研修会を実施する。	○	○	○	○	○	○	保健医療課
食文化や郷土食の 発信	保健所		地域の伝統的な食文化や郷土食、行事食を各種事業や媒体を通じ て情報発信する。	○	○	○	○	○	○	保健医療課
「ぎふの味・伝承 名人」認定事業	生活衛生課	(社) 岐阜県調理 師連合会	県産品等の「こだわり食材」を使用した料理コンクールを開催し、 「ぎふの味・伝承名人」を認定する。			○	○	○	○	生活衛生課
郷土食普及啓発	市町村協議会	市町村	食育講座や料理講習を通じて郷土食の普及を実施する。また、郷 土食のレシピ集を作成するなどし、郷土食の伝承に努める。			○	○	○	○	岐阜県食 生活改善推 進員協 議会
こどものための愛 情弁当コンテスト	岐阜県調理師連 合会	日本調理師会	地元の県産品を使って、育ち盛りの子供に食べさせたいお弁当コ ンテストを開催する。	○	○	○	○	○	○	岐阜県調 理師連 合会
4 地域の伝統的な食文化を理解し、継承できる ②学校給食を活用した郷土料理等の提供					○					
食育月間及び食育 の日	学校栄養士	小・中学校	食育月間及び毎月19日の食育の日などに、岐阜県産食材を利用 した献立や郷土料理を積極的に取り入れる。		○					岐阜県学 校栄養 士会
学校給食を通じた 食文化の指導	学校栄養士	小・中学校	学校給食を生きた教材として活用し、食文化の継承や郷土を愛す る心の育成が図られるよう支援する。		○					岐阜県学 校栄養 士会
学校給食への郷土 食、行事食の導入	体育健康課	各小・中学校	「食育の日」や「学校給食週間」において、学校給食に郷土食や行 事食を積極的に導入し、家庭・地域との連携を図りつつ、児童生 徒が郷土食や食文化を理解し、ふるさとを愛する心を養うための 指導の充実を図る。		○					体育健康課
4 地域の伝統的な食文化を理解し、継承できる ③学校給食における県産食材の利用促進					○					
学校給食における 地産地消の推進	岐阜県農業協同 組合中央会		学校給食における県内産の米、小麦、大豆、米粉、きのこ類、県 内産野菜・果実等、および畜産物(牛肉・豚肉)の利用促進を図 るため、使用量に応じて助成する。		○					農産物流 通課
学校給食用牛乳供 給事業	岐阜県学校給食 用牛乳協議会		学校給食用牛乳供給事業の円滑な推進により、安全で品質の高い 学校給食用牛乳を計画的、効率的、公正価格で供給するとともに、 飲用牛乳の消費普及に資することを目的として活動する。		○					畜産課
学校給食への地場 産物の活用	体育健康課、農 産物流通課、畜 産課、公益財団 法人岐阜県学 校給食会、各市 町村	各小・中学校	農産物流通課、畜産課、(公財)岐阜県学校給食会、各市町村と連 携を図り、学校給食に学校や地域の実情に応じた県内産食材を積 極的に使用し、学校給食を生きた教材として活用し、食に関する 指導の充実を図る。		○					体育健康課

事業名	実施主体	関係団体 協働団体	事業概要	ライフステージ					担当機関	
				乳幼児期	学齢期	青年期 前半	青年期 後半	壮年期		高齢期
学校給食地産地消推進事業	J A 岐阜中央会	県下 J A グループ、岐阜県、県内の全市町村	学校給食において、地元農産物をはじめとする安心・安全な県産農産物を積極的に活用する。より身近な地域段階からの地産地消に基づいた少年期からの食農教育を推進し、児童・生徒が「食」を選択する力を習得するとともに、将来にわたって県産農産物に愛着を持つことによる継続的な消費の拡大を図る。		○					J A 岐阜中央会
4 地域の伝統的な食文化を理解し、継承できる ④食品関連事業者等との連携強化					○	○	○	○	○	
鶏卵・鶏肉料理コンクール	岐阜県養鶏協会		鶏卵・鶏肉の消費促進と正しい知識の普及を図るため、県内学生を対象とし、岐阜県産の鶏卵・鶏肉・野菜等を材料とした料理コンクールを開催する。 (主 催) 岐阜県養鶏協会 (対象者) 県内の高校生以上の学生 (内 容) 岐阜県産の鶏卵・鶏肉・野菜等を材料とした料理コンクール			○				畜産課
はちみつ共進会	岐阜県養蜂組合連合会		(目 的) 県内の養蜂家のはちみつの品質を高め、安全・安心でおいしいはちみつを県内の消費者に届けるため、日頃の採みつ成果を競い、消費者にはちみつについての理解を深めてもらう。 (対象者) 審査員7名中一般消費者2名 (内 容) 県内の各養蜂組合から出品されたはちみつについて、「糖度」「色沢」「風味」の審査を実施				○	○	○	畜産課
地産地消運動～安心・安全・新鮮を追及して 岐阜県産ポークの集い～	岐阜県養豚協会		岐阜県産豚肉の消費拡大、地産地消を進めるため、一般消費者を中心とし、畜産関係者、精肉販売店等流通に関わる方々を対象に、岐阜県産豚肉の新しく、おいしいメニューを紹介し、普及拡大を図るとともに、養豚について理解を深めてもらうことを目的として、毎年開催する。		○	○				畜産課
キノコ料理コンテスト	岐阜県健康キノコ振興会	学校法人石井学園	一般県民を対象に、県内で生産されたきのこの料理方法を普及し、需要拡大にもつなげることを目的として、きのこ料理コンテストを開催する。			○				県産材流通課
4 地域の伝統的な食文化を理解し、継承できる ⑤朝市・直売所の活動支援						○	○	○	○	
朝市や直売所の活動促進	農産物流通課	岐阜県朝市連合、市町村、農協	朝市・直売所等の取組を県民に広く紹介し、直売所等の利用者の増加を図るため、県ホームページ等で紹介する。			○	○	○	○	農産物流通課
朝市や直売所の活動促進	農産物流通課	岐阜県朝市連合、市町村、農協	地域朝市連合活動の促進を図るとともに、魅力的な朝市・直売所づくりに向けた研修会を開催する。			○	○	○	○	農産物流通課
5 食と農と自然と生命のつながりを理解し、感謝の気持ちもてる ①農林漁業体験を通じた農山村の交流促進					○	○	○	○	○	
女性農業経営アドバイザーによる消費者との交流	女性農業経営アドバイザー		農業に対する理解を深めてもらうため、消費者と生産者の交流会、勉強会を開催する。			○	○	○		農業経営課
岐阜県農林漁業体験施設登録制度の推進	農村振興課		県内の豊かな地域資源を活かした農林漁業体験メニューを提供するなどの一定の基準を満たす施設を登録し、都市側のニーズに対応した受入体制の整備と情報発信を行う。		○	○	○	○	○	農村振興課
子ども農山漁村交流プロジェクトの推進	地域受入協議会	市町村	子供の学び意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支える教育活動として、小学校における農山漁村での長期宿泊体験活動を推進するため、農村地域の受入体制の充実を図る。		○					農村振興課
ぎふグリーン・ツーリズムネットワーク大会	農村振興課	市町村、グリーン・ツーリズム実践団体	県内のグリーン・ツーリズム実践者の交流・連携を深め、レベルアップとネットワーク強化を図る。			○	○	○	○	農村振興課
メールマガジン「ぎふの田舎へいこう！」通信の発行	農村振興課	グリーン・ツーリズム実践団体	農山村が有する心豊かな暮らし、自然、文化、農林業など魅力的な地域資源を活用した取組を、県内外の都市住民や企業に対し情報発信する。			○	○	○	○	農村振興課
食農写真コンクール	J A 岐阜中央会	N H K 岐阜放送局、岐阜新聞・岐阜放送	県内で取り組む食農教育や、県内の美しい農村景観、農作業風景、農村に伝わる伝統文化などの写真を募集し、表彰、掲示することで、農業・農村の果たす役割、大切さや農業の魅力の理解促進を図る。			○	○	○	○	J A 岐阜中央会
食品関連事業者や生産地の見学	コープぎふ	食品関連事業者	工場見学調理体験、生産者との交流や、生産地の見学や収穫体験を実施する。		○	○	○	○		コープぎふ
5 食と農と自然と生命のつながりを理解し、感謝の気持ちもてる ②食の循環や環境を意識した食育の推進				○	○	○	○	○	○	
家庭等における食品ロス削減に関する啓発事業	廃棄物対策課	市町村、環境活動に取り組む市民団体等	市町村や環境活動に取り組む市民団体等と連携して、家庭等における直接廃棄や食べ残しを削減するための啓発活動を行う。			○	○	○	○	廃棄物対策課
食育指導者研修会	保健所		保育士や幼稚園教諭を対象に日常の保育や幼児教育現場で生産者や自然の恵みに感謝し残さず食べることなど食の循環を意識した食育の実践が図られるよう研修会を開催する。	○						保健医療課
ぎふ食と健康応援店普及と登録推進	保健医療課、保健所	食品衛生協会、調理師連合会	飲食店・コンビニエンスストア等との協働により、県民に食品ロスに関する啓発をする。		○	○	○	○	○	保健医療課
食に関する指導と給食時間の指導	学校栄養士会	小・中学校	子供たちに給食ができるまでには多くの人々の努力があってつくられていることを知らせ、感謝の気持ちを持って食べられるようにし、残量を減らしていく。		○					岐阜県学校栄養士会

事業名	実施主体	関係団体 協働団体	事業概要	ライフステージ					担当機関	
				乳幼児期	学齢期	青年期 前半	青年期 後半	壮年期		高齢期
フードバンク活動	コープぎふ	東海コープ事業連合、NPO法人セカンドハーベスト名古屋	物流センターで食品ロスとなった商品をフードバンクで活用いただく。							コープぎふ
体制整備 ①情報の共有				○	○	○	○	○	○	
ぎふ食育キャラクターの活用	保健医療課		子供から高齢者まで幅広い県民の方に、岐阜県の特産物や食についての意識を持ち、食育を実践していただくことを目的に作成した「ぎふ食育キャラクター」を各地域での普及啓発に活用する。	○	○	○	○	○	○	保健医療課
食育（ぎふ食と健康応援店）ホームページの運営	保健医療課、保健所		食育に関する情報提供を行うことを目的にホームページを運営する。	○	○	○	○	○	○	保健医療課
食品関連事業者等に対する相談対応	保健医療課、保健所		食品関連事業者等に対し、食品表示法（保健事項）及び健康増進法に基づく適正表示が行われるよう、相談対応を実施する。		○	○	○	○	○	保健医療課
「食卓の安全・安心ニュース」の発行	生活衛生課		県民に食の安全に関する正しい情報を提供し、安心感の向上を図ることを目的として、「食卓の安全・安心ニュース」を発行する。		○	○	○	○	○	生活衛生課
「ぎふ食卓の安全・安心メールマガジン」の発行	生活衛生課		県民に食の安全に関する正しい情報を提供し、安心感の向上を図ることを目的として、「ぎふ食卓の安全・安心メールマガジン」を発行する。			○	○	○	○	生活衛生課
朝市や直売所の活動促進	農産物流通課	岐阜県朝市連合、市町村、農協	朝市・直売所等の取組を県民に広く紹介し、直売所等の利用者の増加を図るため、県ホームページ等で紹介する。			○	○	○	○	農産物流通課
体制整備 ②イベントや学習会の開催				○	○	○	○	○	○	
岐阜県農業フェスティバルでの普及啓発活動	農産物流通課	岐阜県農政事務所、県内の農業団体、市町村他	会場内に食育コーナーを設け、県民に対して県の施策、食育活動を行っている団体・大学の活動を紹介する。	○	○	○	○	○	○	農産物流通課
岐阜県の学校給食あゆみ展	体育健康課 岐阜県学校栄養士会	岐阜県教育委員会、開催市町村教育委員会、公益財団法人岐阜県学校給食会、岐阜県学校給食センター協議会、岐阜県PTA連合会、岐阜県学校給食用牛乳協議会、岐阜県学校給食用パン米飯組合、岐阜県学校給食用製麺組合	学校給食の役割や食の重要性について、保護者や地域住民に周知し、家庭の食生活の改善への意欲を高める。		○	○	○	○	○	体育健康課
世界糖尿病デー記念事業	岐阜県医師会	岐阜県糖尿病対策推進協議会	県民の糖尿病に関する知識の普及と、糖尿病の発症・進展予防を促進するためのセミナーを、各地で開催する。700kcal健康メニュー企画とし、旅館・ホテルで健康食メニューを提供する。		○	○	○	○	○	岐阜県医師会
歯と健康の県民フォーラム	岐阜県歯科医師会	岐阜県口腔保健協議会	県民を対象とした歯と健康に関するフォーラムを開催する。	○	○	○	○	○	○	岐阜県歯科医師会
J A食農フォーラム	J A岐阜中央会	岐阜県農協青年部連絡協議会、岐阜県J A女性連絡協議会、NHK岐阜放送局、岐阜新聞・岐阜放送	食の専門家の講演により、一般消費者への「食」と「農」への理解促進を図り、県産農畜産物の消費拡大を図る。	○	○		○			J A岐阜中央会
岐阜県農業フェスティバル内J Aコーナー	J A岐阜中央会	岐阜県農業フェスティバル実行委員会	岐阜県農業フェスティバル内でJ Aコーナーを出展し、J Aグループが進める「みんなのよい食プロジェクト」のPRを実施する。参加型のイベントを開催し、「食」と「農」への理解促進を図る。	○	○	○	○	○	○	J A岐阜中央会
食肉安全フォーラム	飛騨ミート農業協同組合連合会	飛騨農業協同組合・全国農業協同組合連合会 岐阜県本部	一般消費者、飲食業者、食育関係者、関係団体等を対象に、食肉の栄養や食中毒、衛生管理などについての講演を行い、消費者を中心にフードチェーン全体に正しい食肉の取り扱いや衛生知識などを提供する食肉安全フォーラムを開催する。		○	○	○	○	○	食育応援企業
体制整備 ③活動できる人材の育成				○	○	○	○	○	○	
食育指導者研修会	保健所		保育所・幼稚園に加え、放課後指導支援員を対象とした食育研修会を開催し、子供に関わる関係者の共通理解のもと、子供の居場所づくりの観点からも食育の充実を図る。	○	○					保健医療課
食育推進ボランティア研修会	保健所		地域の各方面で活動しているボランティアを対象に正しく新しい知識の向上を図り、情報の共有を図るとともに、連携のとれた広域的な食育の推進をめざすため研修会を実施する。	○	○	○	○	○	○	保健医療課
食育推進ボランティアの把握	保健医療課	関係団体	地域で食育に関する実践的なボランティア活動をしている団体を把握し、地域での活用推進を図る。	○	○	○	○	○	○	保健医療課
食生活改善推進員養成講座	市町村		地域に根差した食育活動を実施する食育推進ボランティアである食生活改善推進員を養成するため栄養教室を実施する。			○	○	○	○	市町村

事業名	実施主体	関係団体 協働団体	事業概要	ライフステージ					担当機関	
				乳幼児期	学齢期	青年期 前半	青年期 後半	壮年期		高年期
母子保健推進員・保健推進員への支援	市町村		市町村の母子保健事業に積極的に協力し、身近な相談者としての役割を担うボランティアである母子保健推進員や地域の健康づくりを推進し保健事業に協力、参加する保健推進員を対象とした研修会等を開催し、食育の働きかけができるよう支援する。			○	○	○	○	市町村
授業改善講座「実技指導の方法を工夫して実技に強い教員になる」	高教研家庭部会	教育委員会教育研修課	高等学校家庭科教員を対象とし、食物分野の実習における実技指導の方法について新たな知識や技術を学び、教材や指導方法の工夫を図り、指導者として力量を高めるための講座を開催する。			○				高等学校長協会
生活習慣改善のための研修会	市町村保健活動推進協議会保健師部会		保健師部会の事業として2回の研修会および実践事例報告会により生活習慣病の予防について学習を重ね、各々が事業の上で食育に繋がる活動を実践する。	○			○	○	○	市町村保健活動推進協議会保健師部会
市町村栄養士のためのスキルアップ研修	市町村保健活動推進協議会		市町村栄養士が、各地域でライフステージにおける食育を推進するために必要な知識及び技術の習得、連携、調整に係る能力の向上を目指し、研修会を実施する。	○	○	○	○	○	○	市町村保健活動推進協議会栄養士部会
大学生の食育強化	岐阜県大学保健管理研究会		県下30の大学・短大の保健管理担当職を対象に、資料配布し研修を行い担当者の意識を高める。			○	○	○		岐阜県大学保健管理研究会
体制整備 ④推進体制の整備				○	○	○	○	○	○	
食育推進会議	保健医療課		関係機関が情報を共有し一体となって食育を推進するための食育推進会議の開催し、第2次食育基本計画の進行状況の管理や関係団体における食育推進について共有し課題解決に向けた方策を検討する。	○	○	○	○	○	○	保健医療課
食育推進連絡会議	保健医療課	県関係24課	食育に関する施策の企画立案総合調整や進行管理のため県関係課との会議を開催する。	○	○	○	○	○	○	保健医療課
食育推進圏域会議	保健所		関係機関が情報を共有し一体となって食育を推進するための5圏域における食育圏域推進会議の開催し、食育基本計画の進行状況の管理や各機関・団体の取組と評価について協議する。	○	○	○	○	○	○	保健医療課
青年期層食育担当者会議	保健医療課	大学、専門学校等	青年期の食育推進のために大学関係者と保健所担当者での検討会を開催する。	○	○	○	○	○	○	保健医療課
圏域青年期層食育情報交換会	保健所	高等学校、大学関係者等	青年期の食育の充実を図るため、高等学校、大学関係者等と連携し中断のない食育推進のため課題等を共有し、地域の実情にあった事業が実施できるよう情報交換を行う。			○	○			保健医療課
栄養・食生活改善支援事業	保健所	市町村	市町村の食育計画の策定状況やその内容等について情報を共有し、地域の課題解決に向けた取組方策を検討する。	○		○	○			保健医療課
食育応援企業制度の登録と食育活動	保健医療課	食育推進企業	食育の推進に積極的に取り組む企業を登録し、地域での活用推進を図る。登録企業：10企業	○	○	○	○	○	○	保健医療課
体制整備 ⑤リスクコミュニケーションの推進					○	○	○	○	○	
食品安全対策モニター研修会	生活衛生課		食品安全対策モニターに、食品に関するより詳細な情報を提供し、知識の向上を図る研修会を開催する。			○	○	○	○	生活衛生課
食品安全対策協議会	生活衛生課		県が実施する施策に対して、食品の安全性に関する種々の意見を反映することを目的として、食品の安全性に係わるさまざまな関係者（消費者、生産者、製造者、流通業者及び行政）の間で、意見交換を実施する。			○	○	○	○	生活衛生課
食品の安全・安心シンポジウム	生活衛生課	岐阜市	食品の安全性に関する正しい知識の普及を図り、消費者の食品に対する安心感の向上に資するため、食品安全に関するテーマを選定しシンポジウムを開催する。			○	○	○	○	生活衛生課
出前講座「食品の安全 知って講座」	生活衛生課	保健医療課	県民が、食品の安全性に関して疑問に感じていることや、学習したいことについて、地域の施設等へ職員が出向き、講座及び意見交換を行う。			○	○	○	○	生活衛生課
食品安全セミナー	生活衛生課	農林事務所、保健所等	消費者を対象として、食品についての正しい情報を提供するとともに、生産者と直接対話できる現地視察等を行うことにより、消費者と生産者の相互理解、食品購買時の判断力の向上を図る。			○	○	○	○	生活衛生課
ジュニア食品安全クイズ大会	生活衛生課		次世代を担う子供達を対象に、小学校で食品安全に関するクイズと解説を行い、食品安全に関する正しい知識の普及を図る。		○					生活衛生課
見学可能な施設リストの作成	生活衛生課		県内の食品等製造、生産施設のうち、見学及び意見交換の受入可能な施設をリストとして公開し、県民の見学施設選定のための情報を提供する。			○	○	○	○	生活衛生課
情報提供事業	岐阜県食品産業協議会		食品の安全性等に関する情報開示を行う。			○	○	○	○	岐阜県食品産業協議会



参考資料

1 「食育」推進の担当窓口

「健康」についての窓口《管理栄養士・保健師等が健康面からの食育を推進しています。》		
保健医療課	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-1111
岐阜保健所 健康増進課	各務原市那加不動丘1-1	058-380-3004
西濃保健所 健康増進課	大垣市江崎町422-3	0584-73-1111
関保健所 健康増進課	美濃市生櫛1612-2	0575-33-4011
可茂保健所 健康増進課	美濃加茂市古井町下古井2610-1	0574-25-3111
東濃保健所 健康増進課	多治見市上野町5-68-1	0572-23-1111
恵那保健所 健康増進課	恵那市長島町正家後田1067-71	0573-26-1111
飛騨保健所 健康増進課	高山市上岡本町7-468	0577-33-1111
岐阜市健康増進課	岐阜市都通り2-19	058-252-7193

「教育」についての窓口《学校教諭等が教育面からの食育を推進しています。》		
教育総務課	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-1111
教職員課	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-1111
教育研修課	岐阜市藪田南5-9-1	058-271-3325
学校支援課	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-1111
社会教育文化課	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-1111
体育健康課	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-1111
岐阜教育事務所 教育支援課	岐阜市藪田南5-9-1	058-278-3057
西濃教育事務所 教育支援課	大垣市江崎町422-3	0584-73-1111
美濃教育事務所 教育支援課	美濃市生櫛1612-2	0575-33-4011
可茂教育事務所 教育支援課	美濃加茂市古井町下古井2610-1	0574-25-3111
東濃教育事務所 教育支援課	恵那市長島町正家後田1067-71	0573-26-1111
飛騨教育事務所 教育支援課	高山市上岡本町7-468	0577-33-1111

「食農教育」についての窓口《農産物流通課・各農林事務所農業振興課の職員が食農教育を推進しています。》		
農産物流通課	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-1111
岐阜農林事務所	岐阜市藪田南5-14-53	058-278-0051
西濃農林事務所	大垣市江崎町422-3	0584-73-1111
揖斐農林事務所	揖斐郡揖斐川町上南方1-1	0585-23-1111
中濃農林事務所	美濃市生櫛1612-2	0575-33-4011
郡上農林事務所	郡上市八幡町初音1727-2	0575-67-1111
可茂農林事務所	美濃加茂市古井町下古井2610-1	0574-25-3111
東濃農林事務所	多治見市上野町5-68-1	0572-23-1111
恵那農林事務所	恵那市長島町正家後田1067-71	0573-26-1111
下呂農林事務所	下呂市萩原町羽根2605-1	0576-52-3111
飛騨農林事務所	高山市上岡本町7-468	0577-33-1111

2 「食育」推進の関係団体

「岐阜県食育推進会議」の構成委員

岐阜市立女子短期大学食物栄養学科

岐阜県保育研究協議会（公・私）

岐阜県幼稚園教育研究協議会（公・私）

岐阜県小中学校長会

岐阜県高等学校長協会

岐阜県PTA連合会

一般財団法人岐阜県子ども会育成連合会

岐阜県学校栄養士会

岐阜県農業協同組合中央会

岐阜県女性農業経営アドバイザーいきいきネットワーク

一般社団法人岐阜県医師会

公益社団法人岐阜県歯科医師会

公益社団法人岐阜県栄養士会

市町村保健活動推進協議会保健師部会

市町村保健活動推進協議会栄養士部会

岐阜県食生活改善推進員協議会

一般社団法人岐阜県調理師連合会

全岐阜県生活協同組合連合会

岐阜県食品産業協議会

岐阜県卸売市場連合会

岐阜県大学保健管理研究会

3 岐阜県食育応援企業

岐阜県食育応援企業（H29.3現在）

雪印メグミルク株式会社中部総括支店

株式会社明治中部支社

株式会社アクトス

株式会社クレスト

株式会社サラダコスモチこり村

ギトー食品株式会社

飛騨ミート農業協同組合連合会

マックスバリュ中部株式会社

中日本ダイカスト工業株式会社

岐阜県食育基本条例 (平成十七年十二月十五日 条例第九十三号)

目次

前文

第一章 総則 (第一条—第十一条)

第二章 施策の基本となる事項 (第十二条—第十九条)

第三章 施策の推進 (第二十条—第二十二条)

附則

近年の社会経済情勢のめまぐるしい変化に伴い、日々の忙しい生活を送る中、私たちは、毎日の「食」の大切さを忘れがちになっている。人々の暮らしにおいては、食生活をめぐる環境の変化により、栄養の偏りや不規則な食事が原因となって、肥満や生活習慣病の増加など様々な問題が生じている。

このような状況の下、すべての県民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと豊かに暮らすためには、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、「食」を生み出す「農」の重要性を認識しながら健全な食生活を実践することができる人を育てる食育を推進する必要性が高まっている。

食育とは、「食」を通して生きる力を育むことであり、生涯にわたる健全な心と身体を培い豊かな人間性を育むことは、県民にとって最も大切な願いの一つである。

このため、家庭、学校、保育所、医療機関、農林水産業者、食品関連事業者、消費者団体、行政機関等食育に関わるすべての関係者が、食育が心身の健康の増進と豊かな人間形成の基本であることを認識し、相互理解を深めながら、それぞれの立場で食育の推進に努力していく必要がある。

ここに、すべての県民の参加と協働により、食育の推進を図り、もって県民の健康で豊かな生活の確保に寄与するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、食育が心身の健康の増進と豊かな人間形成の基本であるという認識の下に食育の推進に関する基本方針を定め、並びに県の責務並びに県民、教育関係者、農林水産業者及び食品関連事業者の役割を明らかにするとともに、食育の推進のための施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康で豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「教育関係者」とは、教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する団体をいう。

2 この条例において「農林水産業者」とは、農業（畜産業を含む。）、林業又は水産業を営む者及び農林水産業に関する団体をいう。

3 この条例において「食品関連事業者」とは、食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供（以下「食品関連事業」という。）を行う事業者及び食品関連事業に関する団体をいう。

(基本方針)

第三条 食育の推進は、食に関する知識及び食を選択する力を習得することにより、県民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

2 食育の推進は、伝統的な食文化及び地域の特性に十分配慮した上で、地域と調和のとれた食料の生産と消費を目指すことにより、地域の活性化及び食料自給率の向上に資することを旨として、行われなければならない。

3 食育の推進は、県民、関係団体等の自発的意思を尊重するとともに、県、県民、教育関係者、農林水産業者、食品関連事業者等すべての関係者の連携と相互理解の下に行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本方針にのっとり、岐阜県食品安全基本条例（平成十五年岐阜県条例第七十五号）に基づく施策との連携を図りながら、食育の推進のための総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(県民の役割)

第五条 県民は、食育において、家庭が重要な役割を担っていることを認識した上で、食に関する知識を深めるとともに、家庭、職場及び地域社会において、自ら健全な食生活の実現を図るよう努めるものとする。

(教育関係者の役割)

第六条 教育関係者は、食育における教育の重要性を認識した上で、あらゆる機会と場所を利用して、それぞれの分野において、積極的に食育の推進を図るよう努めるものとする。

(農林水産業者の役割)

第七条 農林水産業者は、食育における食料生産の重要性を認識した上で、安全な食料の供給を行うとともに、様々な体験活動等を通じて、県民の自然の恩恵についての理解や食に対する感謝の念が深まるよう努めるものとする。

(食品関連事業者の役割)

第八条 食品関連事業者は、食育において、食品の安全性の確保が健全な食生活の基礎であることを認識した上で、食に関する幅広い情報の開示を行うとともに、安全な食品の提供を図るよう努めるものとする。

(市町村との連携)

第九条 県は、食育の推進に関する施策を地域の実情に応じて効果的に実施するため、市町村との密接な連携を図るものとする。

(国等との協力)

第十条 県は、食育の推進に関して広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）と協力して、その推進に努めるものとする。

2 県は、食育の推進を図るため必要があると認めるときは、国等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(財政上の措置)

第十一条 県は、食育の推進のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 施策の基本となる事項

(家庭、職場及び地域社会における食育の推進)

第十二条 県は、家庭、職場及び地域社会における食育の推進を図るため、管理栄養士等と連携しながら適切な栄養管理に関する知識を普及し、食育に関する専門的知識を有する者を養成し、食に関する理解を深めながら親子で食を楽しむ機会を提供する等により、県民の健全な食習慣の確立がなされるよう必要な措置を講ずるものとする。

(学校、保育所、医療機関等における食育の推進)

第十三条 県は、学校、保育所、医療機関等における効果的な食育の推進を図るため、栄養教諭、栄養職員、管理栄養士等を適切に配置し、及び医師、歯科医師等と連携しながら食と健康に関する知識を更に高めるとともに、教育の一環として積極的に農場における実習等に取り組み、食料の生産から消費に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うこと等により、県民の心身の健康を確保するよう必要な措置を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進)

第十四条 県は、生産者と消費者との交流の促進等により、両者の信頼関係を構築するとともに、消費者の生産者に対する感謝の念や理解を深めつつ、相互の連携が図られるよう必

要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業の活性化及び農林水産業者への支援)

第十五条 県は、安全な食料の安定的な供給の重要性を認識するとともに、農林水産業の活性化を図るため、生産基盤の整備を推進し、及び農林水産業者の経営基盤の強化を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。

(地産地消の促進)

第十六条 県は、それぞれの地域で生産された農林水産物の学校給食における利用の推進等により、県内で生産された農林水産物が県内において積極的に消費されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(食文化の継承のための支援)

第十七条 県は、地域の特色ある伝統的な食文化の継承を推進し、及び優れた食文化を引き継ぐための活動を支援するよう必要な措置を講ずるものとする。

(食育の推進に関する普及啓発)

第十八条 県は、効果的な食育の推進を図るため、関係者相互の意見及び情報を交換する会議の開催等により、その普及啓発を行うよう必要な措置を講ずるものとする。

(県民の意見の反映)

第十九条 県は、食育の推進のための施策の策定に当たっては、その施策に関する情報を県民に提供し、並びに県民が意見を述べる機会を設けることにより、その施策の策定の過程における公正性及び透明性を確保するとともに、その施策が県民の意見を適切に反映したものになるよう必要な措置を講ずるものとする。

第三章 施策の推進

(推進体制の整備)

第二十条 県は、食育の推進に関する施策を積極的に実施するための体制を整備するものとする。

(基本計画)

第二十一条 知事は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、岐阜県食育推進基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する目標
- 二 食育の推進に関する施策の方針
- 三 食農教育の推進に関する施策
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定め、又は変更するに当たっては、県民、教育関係者、農林水産業者、食品関連事業者等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告等)

第二十二条 知事は、議会に対し、毎年度、県が食育の推進に関して講じた施策に関する報告をしなければならない。

2 知事は、前項の報告を、毎年度、公表しなければならない。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

